

日容包リ発第7-332号
令和8年3月13日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純生
(公印省略)

令和8年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに関する
具体的業務手順について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和8年度における分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに関する具体的業務手順についての資料をご送付いたします。容器包装リサイクル法による引き渡しに関しては、資料1及び資料2、「プラスチック資源循環促進法」による引き渡しに関しては資料10及び資料12をご確認のうえ、後日別途送付いたします契約関係書類に基づき4月以降の業務を実施していただくこととなります。つきましては資料をご精読のうえ、円滑な再商品化業務の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。

当協会への引き渡し実績報告は、インターネットを通じたオンラインシステム（REINS）で行っていただくことを原則としております。貴市町村・一部事務組合が、オンラインシステムを利用する際に必要となるユーザID及びパスワードは以下のとおりとなります（オンライン操作の詳細については資料6をご参照ください）。

なお、昨年度よりご連絡しておりますとおり、従来、郵送しておりました資料の一部につきましては、当協会のホームページに掲載し、必要に応じてご参照いただく形式へと変更させていただきましたので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします（詳細は次ページご参照）。

敬具

記

インターネットを利用する際のユーザID及びパスワード

- ・ユーザID : ●●●●●●
- ・パスワード : △△△△△△△△ (半角8桁)
- ・接続URL : <https://reinscp.jcpa.or.jp/>

(注1) 「初期パスワード」を変更している場合、パスワードは表示されません。変更したパスワードが不明の場合には、REINSログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしていただき、必要事項を入力の上パスワードの再発行を行っていただくか、日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター（電話：03-5610-6261）までご連絡ください。なお、担当者が変わり、ID、パスワードが分からないというお問い合わせが多く寄せられます。異動等で担当者が変わる場合は、ID、パスワードについても引継ぎをよろしくお願いいたします。

(注2) セキュリティ強化のため、今年度もパスワードの有効期限を定めました。同じパスワードを継続使用した場合、180日間経過後はパスワードを変更していただく必要があります（詳細は資料6をご覧ください）。

<配布資料>

昨年度までは、全ての資料を郵送しておりましたが、一部の資料の同封を省略しております。下記資料一覧をご参照のうえ、当協会ホームページよりダウンロード・印刷をしてご利用ください。

◆掲載ページ：https://www.jcpra.or.jp/library/document/operating.html#year_r08

◆ページへの遷移：日本容器包装リサイクル協会トップページ → ライブラリ → 説明会資料集 → 市町村向け資料 → 業務手順書

書類一覧	配布方法		資料名
	同封	HP	
資料1		●	「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和8年度版）
参考資料①		●	令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン
参考資料②		●	令和8年度特定事業者負担分のみ引き渡しを行うにあたってのご注意
資料2		●	再商品化業務フロー （ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）
資料3	●		令和8年度業務スケジュール及び注意点について （PETボトルの上期・下期スケジュールを含む）
資料4	●		「業務委託料金請求書」について
資料5		●	事業系廃棄物（ガラスびん）の混入防止のお願い
資料6		●	令和8年度再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル （市町村・一部事務組合）
資料7		●	実績報告用紙送付依頼書
資料8		●	データ変更依頼書
資料9	●		市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の実施について
その他関連資料	●		令和8年度ガラスびん分別基準適合物の品質調査への協力依頼について
	●		令和8年度PETボトル分別基準適合物の品質調査の実施及び協力依頼について
	●		令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について
	●		令和8年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について
	●		令和9年度PETボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて

「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）」			
資料10		●	プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について
資料11		●	令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）
資料12		●	再商品化業務フロー（分別収集物）
資料13		●	べール品質調査（組成調査）における組成比率の変更について
その他関連資料	●		令和8年度分別収集物の品質調査への協力依頼について

<本件に関する問い合わせ先>

ガラスびん事業部 TEL:03-5532-8695 FAX:03-5532-8515 E-mail:glass@jcpra.or.jp
 PETボトル事業部 TEL:03-5532-8691 FAX:03-5532-8515 E-mail:PET@jcpra.or.jp
 紙容器事業部 TEL:03-5532-8588 FAX:03-5532-8515 E-mail:\$kami@jcpra.or.jp
 プラスチック容器事業部 TEL:03-5532-8608 FAX:03-5532-8515 E-mail:plastic@jcpra.or.jp
 総務部 TEL:03-5532-8597 FAX:03-5532-9698 E-mail:soumubu@jcpra.or.jp
 ホールセッションセンター（オンライン操作に関して） TEL:03-5610-6261 FAX:03-5610-6245

令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドラインの改訂内容について (分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物)

分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物の令和8年度引き取り品質ガイドラインについて、下記の通り、改定いたしますのでご確認ください。

なお、経過措置として、令和8年度に実施する分別基準適合物及び分別収集物のベール品質調査では下記内容は適用せず、令和9年4月1日以降のベール品質調査より、ガイドラインの改訂内容を適用いたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

1) 変更内容について

現在の分別基準適合物(プラスチック製容器包装)と分別収集物の関する引取り品質ガイドラインにおいて、混入しているガラス類、陶磁器類は、単なる異物として扱い、それらが破損した状態であった場合のみ禁忌品(危険品)として扱っておりました。

しかしながら、破損していない状態でガラス類、陶磁器類が混入した場合でも、リサイクル工程で破損する可能性があることから、ガラス類、陶磁器類は破損状態によらず、禁忌品(危険品)として扱うこととします。

なお、いずれの判定であっても、分別基準適合物(プラスチック製容器包装)及び分別収集物に「含めてはいけないもの」への該当区分としては、引き続き変更ございません。

※ガイドライン改定に伴いベール品質調査での判定も異物から禁忌品へと変更となります。禁忌品及び禁忌品の有無評価については、下記資料の「評価項目と評価方法」及び「評価結果のランク判定」をご確認ください。

- ・令和8年度プラスチック製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について
(参考資料① プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法)
- ・令和8年度分別収集物の品質調査への協力依頼について
(参考資料① 分別収集物のベールの品質評価方法)

2) 引き取り品質ガイドライン変更箇所

【分別基準適合物(プラスチック製容器包装)】

「4) ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

- ・④他素材の容器包装

改定前	改定後※
備考	備考
金属、 <u>ガラス</u> 、紙製等の容器包装	金属、紙製等の容器包装 ※ <u>ガラス等の容器包装は禁忌品(危険品)として取り扱う</u>

- ・⑧禁忌品

改定前	改定後
備考	備考
危険品(*3) (*3)危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、 <u>ガラスの破片等</u> 怪我をする危険性があるもの。	医療系廃棄物：医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)等。 危険品：危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、 <u>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</u> 、怪我をする危険性があるもの。

【分別収集物】

「4) ベールの品質基準【含めてはいけないもの】」より

- ・③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

ア) 刃物等 (*5)

イ) リサイクル設備に影響を与えるもの

改定前	改定後
備考	備考
<p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<u>ガラスの破片等</u>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm 程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）</p>	<p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、<u>ガラス類・陶磁器類及びその破片等</u>、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの</p> <p>イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm 程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。</p> <p>繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）</p>

- 3) ベール品質調査への適用開始時期

令和9年4月1日

※令和8年度ベール品質調査（令和8年4月1日～令和9年3月31日実施）では、経過措置として、本改訂前にあたる「令和7年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」に準じた判定を実施します。

以上

「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和 8 年度版）

1. 契約及び支払い方法

ア) 分別基準適合物の引き取り及び再商品化についての市町村と協会の契約は、別途定める標準書式により、毎年度の初めに取り交わすこととします。

(特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」及び市町村負担分^{注)}に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。)

イ) 市町村負担分の引き取り及び再商品化をお申し込みいただく場合の市町村負担分の費用については、主務省が示す市町村負担比率にしたがい、引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をいただきます。ただし、主務省が示す市町村の負担割合が改定された場合には、上記の比率は見直しが行われます。

ウ) 再商品化実施委託料金の支払いは、四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。(例) 4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み

注) 特定事業者負担分と市町村負担分について

小規模事業者については再商品化義務者ではなく、小規模事業者が排出する容器や包装については市町村が処理責任を負います。この部分を当協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1 からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます。

2. 市町村への資金拠出

ア) 容器包装リサイクル法第 10 条の 2 及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、「業務実施覚え書き」の記載内容に則り、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に拠出します。

3. 引き取りを行う量

ア) 正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 20%以上の増減、なおプラスチック製容器包装は年間で 10%以上又は 1,000 トン以上の増減、PET ボトルは上期、下期の予定引き渡し量に対してそれぞれ 20%以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。

- イ) 市町村がア)の連絡を怠った場合、又は申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会
(第6回) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG (第43回) 合同会合資料 (抜粋)

(想定量について)

- ・ 想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記(※)の事情を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前(前年度)に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。
- (※) 市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。

- ロ) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度の引き取りをお断りすることができるものとします。
- エ) 全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- ウ) 協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくため、四半期ごとに引き取り実績総量(全国)の情報を提供します。
- カ) 全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引き取ることができません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- キ) また、市町村からの引き渡し総量の実績が、『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量を上回ることが見込まれる場合には、協議させていただきます。

4. 再商品化実施委託単価

令和8年度の「再商品化実施委託単価」は以下のとおりです。

		令和8年度		ご参考：令和7年度	
		再商品化実施委託単価（税抜）		再商品化実施委託単価（税抜）	
		（単位：円／t）	（単位：円／kg）	（単位：円／t）	（単位：円／kg）
ガラスびん	無色	11,600	11.6	11,000	11.0
	茶色	14,100	14.1	13,900	13.9
	その他の色	21,000	21.0	20,200	20.2
PETボトル		6,500	6.5	8,800	8.8
紙製容器包装		17,000	17.0	22,000	22.0
プラスチック製容器包装		71,000	71.0	63,000	63.0

5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率

令和8年度の「特定事業者責任比率」及び「市町村負担比率」は以下のとおりです。

		令和8年度		ご参考：令和7年度	
		特定事業者責任比率	市町村負担比率	特定事業者責任比率	市町村負担比率
		（単位：％）	（単位：％）	（単位：％）	（単位：％）
ガラスびん	無色	94	6	94	6
	茶色	89	11	88	12
	その他の色	91	9	92	8
PETボトル		100	0	100	0
紙製容器包装		99	1	99	1
プラスチック製容器包装		99	1	99	1

6. 引き取り条件（4素材共通事項）

【分別基準の運用】

ア) 法律では、同法に規定する分別基準を満たす必要があるとされていますが、実際の運用としては、協会の「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集を実施していただきます。

イ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくこととなります。

ウ) 品質改善について、本来は、市町村及び協会が協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。

エ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

ウ) 市町村には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

カ) 分別基準適合物に定められている量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別基準適合物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、PETボトルの場合の積載トン数は5.5～6トン、その他プラスチック製容器包装の場合は6トン前後、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という。）のみの場合は、0.3トン前後となります）。

なお、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で10トン車で引き取りができない場合は、10トン車以外での引き取りも可能です。

- キ) なお、日常的な引き取りについて、市町村からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。
- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- カ) 分別基準適合物の保管及び受け渡し施設は、本法律に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができません。また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご注意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- キ) 協会は、市町村から引き渡し依頼を受ける際に「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ク) しかしながら、当該容器包装を10トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- カ) 協会は、市町村負担分を実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ク) 市町村が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- カ) 分別基準適合物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村は、残さが発生しないように「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

7. ガラスびんの引き取り

- ア) ガラスびんに関しては、法律では、「無色、茶色、その他の色のガラスびんの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかしながら、現状、多くの場合、無色、茶色、その他の色のガラスびんは各々異なるトラックで回収を行っています。
- イ) したがって、非効率的な輸送を避けるために、市町村には、今後もできる限り、色ごとに10トン車1台程度単位での搬出ができるように、ご協力をお願いいたします。

8. PETボトルの引き取り

【品質について】

ア) PETボトルの場合、品質を理由に引き取りをお断りすることはありません。

【「丸ボトル」の取扱い】

イ) 「丸ボトル」は、法律で規定している「圧縮」・「こん包」を行っていないものであるため、分別基準適合物とは見なされません。

ロ) しかし、市町村における分別収集への取り組みの実情を考慮すると、協会が法律上の解釈をもって一切の対応を否定することは、大きな社会的混乱を招きかねない状況にあります。

ハ) 以上の事情から、協会では「丸ボトル」についても申込みを受け付けます。

ニ) ただし、「丸ボトル」については輸送の効率性が損なわれる等の問題もあるため、「丸ボトル」で引き渡す場合の輸送コストは、全額市町村にご負担いただきます。また、「丸ボトル」を引き受けることができる再商品化事業者は限られていますので、ご注意ください。

9. 紙製容器包装の保管及び引き取り

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

ア) 市町村が紙製容器包装を雑紙に含めて収集している等、容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【指定保管場所の民間委託】

イ) 分別収集品を中間処理（分別基準適合物とするための区分け、圧縮等）し、指定保管場所に保管するまでは市町村の役割です。民間事業者のヤードを指定保管場所とする場合、事業者には本制度における役割分担を十分説明のうえ、市町村からの委託業務の範囲を明確にした委託契約を締結してください。

ロ) 再商品化事業者は協会が入札により選定しますので、市町村から指定保管場所を受託した事業者が選定されるとは限りません。特に、従来から古紙リサイクルを連携して実施してきた（新聞・雑誌等の圧縮保管を委託している等）古紙問屋へ指定保管場所の委託を行う場合等、説明不足による誤解が生じがちですのでご注意ください。

【紙製容器包装の引き取り形態】

ハ) 分別基準では、保管形態を「結束され、又は圧縮されていること」と定めておりますが、収集・保管量が比較的少なく、保管施設の設備面等から結束・圧縮が困難な場合にはフレコンでの引き取りも可能といたします。ただし、フレコンの準備は市町村でお願いいたします。

10. プラスチック製容器包装の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物を除去し、更に容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

イ) 市町村が容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- ウ) 1つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることにします。複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等をお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようお願いいたします。

【「粉砕品・溶融品」の取扱い】

- エ) 「粉砕・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉砕品・溶融品」は分別基準適合物とは見なされませんので、引き取りを行いません。

【「白色トレイ」の取扱い】

- ウ) 「白色トレイ」は、原則として圧縮を行わず、袋詰めした形で引き取ります。引き取り後の作業上の負荷がかからないよう、できる限り大きな袋に詰め、また、二重袋にならないよう大袋の中の小袋は除去していただきますようお願いいたします。
- カ) 白色トレイの材料リサイクルを行うためには、「白色トレイ」以外のトレイ（例えば、色柄付きトレイ等）が混入しないよう分別基準を遵守していただきますようお願いいたします。
- キ) 「プラスチック製容器包装」に関して、「その他プラスチック製容器包装と白色トレイの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかし、白色トレイと、白色トレイを含まないその他プラスチック製容器包装の双方を分別収集する場合に、白色トレイとその他プラスチック製容器包装はそれぞれ個別に入札が行われるため、異なる再商品化事業者が引き取り再生処理を行うこととなります。したがって、再商品化事業者が円滑に引き取りを行うことができるよう保管の際にはそれぞれを区別、整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようをお願いいたします。
- ク) 白色トレイの引き取りにあたり、再商品化事業者によっては、車載型減容車で通常より時間をかけて引き取りを行うことがありますので、ご了承ください。

【「白色トレイ」の材料リサイクル以外の手法による再商品化】

- ケ) 白色トレイについて、材料リサイクルの再商品化能力が分別収集量を下回る等、白色トレイが材料リサイクルの事業者に落札されなかった場合には、材料リサイクル以外の手法により再商品化されることがあります。この場合も異なる再商品化事業者が再生処理を行うことがありますので、保管の際にはそれぞれ区別・整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようをお願いいたします。
- コ) 白色トレイが材料リサイクル以外の手法で再商品化される時は、「その他プラスチック製容器包装」の分別基準と同様、「圧縮」・「こん包」を行った方が、輸送上効率的です。この場合、白色トレイとその他プラスチック製容器包装を別々に分別収集する市町村では、白色トレイについても「圧縮」・「こん包」し保管するようお願いいたします。
- カ) また、同様の理由から、白色トレイのみ分別収集を行う市町村についても、圧縮機を利用できる場合には、白色トレイも「圧縮」・「こん包」していただきますようお願いいたします。
- キ) なお、協会への引き渡し申込みの際に、白色トレイの圧縮・こん包の可否について伺います。「可」と回答をいただいた市町村が、材料リサイクル事業者以外の事業者により落札された場合には、圧縮・こん包するようお願いいたします。

11. 本システムの運用に問題が生じた場合の調整

- ア) 本システムの運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。更に、調整が困難な場合には、「容器包装リサイクル法第35条」の規定に則り、主務大臣が必要な措置を講ずることとなります。

以上

令和8年3月13日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

素材	改定履歴
ガラスびん	平成28年10月25日改定
PETボトル	平成29年10月30日改定
紙製容器包装	平成24年2月24日改定
プラスチック製容器包装及び白色トレイ	令和8年3月2日改定

令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和8年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の3区分に色分けされていること。
- ② 色ごとに10トン車1台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん1トンの混入g数)	許容範囲の目安
① びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm口径のアルミキャップで20個程度
	スチール 50g	50mm口径のスチールキャップで10個程度
	その他の金属 50g	
	プラスチック 500g	28mm口径のプラキャップで130個程度
② 陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さめな破片1個程度
③ 石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④ 無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml酒類びん1本程度
⑤ 色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml酒類びん2本程度
⑥ ガラスびんの中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧ プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

※ ガラスびん1トンとは720ml酒類びんで約2,000本になります。

(3) 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンク等の内容物が入っているガラスびんです。
(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。
(注) 口部を見ると判別できます。
- ③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。
(例：リキュール、ブランデー等のスモーク、イロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)
- ④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常どおり分別収集を行ってください。
- ⑦ 陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別ができません。

2. PETボトル

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為（こん包：環境省令平成18年度第35号で規定）を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをベールと呼びます。

(1) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP又はPETバンド*
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPP又はPETバンドを使用してください。

(2) ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。参考として、次のようなモデル事例を示します。

なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項目		参考
ベール状態	① 外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③ ベールの解体性	解体が容易であること
与えるPETボトル類に再生商品化に影響を	④ キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥ 中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧ 異物の入ったPETボトル	なし
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.5%以下
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪ 材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫ アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭ 紙製容器類	なし
	⑮ その他夾雑物	なし

3. 紙製容器包装

(1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。
 なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。
 また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

(2) 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入 10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装及び白色トレイ

(1) プラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装のみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという。）です。「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください）。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) *	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

* 寸法の 600×400mm、1,000×1,000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

* 「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

* 番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である プラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
【含めてはいけないもの】		
【異物等】 ① 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（*1）が付着して汚れた物や生ごみ 土砂や油分等で汚れた物
② 指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③ 容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
④ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、紙製等の容器包装
⑤ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器等
⑦ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外の金属、布、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物：医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）等。 危険品：危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラス類・陶磁器類及びその破片等、怪我をする危険性があるもの。

（*1）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ（白色トレイのみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂等で汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
①1, 500×1, 200	2.5～3.0	25 μ
②1, 200×1, 000	1.7～2.0	25 μ

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるペールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上（重量比）	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】 ① 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ土砂や油分等で汚れた物
② 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
③ 発泡スチロール製以外のトレイ	混入していないこと	PE、PP、PET、非発泡PS
④ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑤ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑥ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上

令和8年3月13日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和8年度 特定事業者負担分のみの引き渡しを行うにあたってのご注意

既にご案内のとおり、容器包装リサイクル法における分別基準適合物及び「プラスチック資源循環促進法」32条に基づく容リプラについては、特定事業者負担分と市町村負担分が存在し、「業務実施覚え書き」の締結による引き渡しの対象となるのは特定事業者負担分のみとなります（市町村負担分について引き渡しを行うためには、別途「業務実施契約書」の締結が必要です）。

したがって、特定事業者負担分のみの引き渡しを行う市町村においては、市町村負担分について独自に処理を行っていただくこととなりますので、下記の比率に相当する部分については、当該保管施設を担当する再商品化事業者の引き取り対象外となります。また、分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しについては、年度末一括調整は認められません。

なお、既に再商品化事業者の皆様に対しては、引き取りの都度、市町村負担分が含まれないことをご確認いただきますようお願いしております。

記

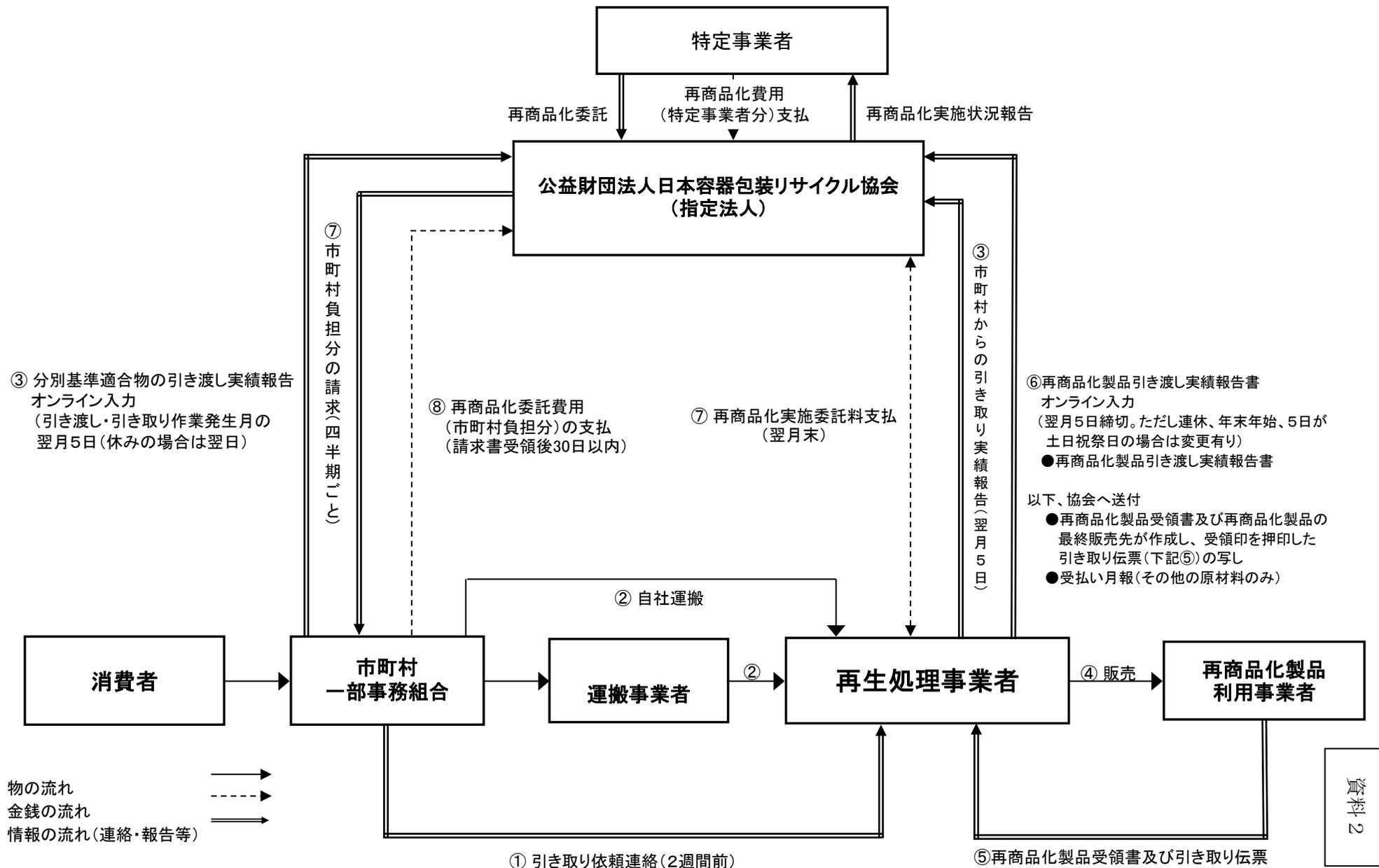
[令和8年度市町村負担分の比率]

①ガラスびん（無色）	：	6%
②ガラスびん（茶色）	：	11%
③ガラスびん（その他の色）	：	9%
④PETボトル	：	0%
⑤紙製容器包装	：	1%
⑥プラスチック製容器包装	：	1%

注) 令和8年度のPETボトル市町村負担分の比率は0%であるため、PETボトルの引き渡し契約量全量が特定事業者負担分となります。したがって、令和8年度にPETボトルのみの引き渡しを予定している市町村・一部事務組合は、「業務実施契約書」の締結が不要となります（「業務実施覚え書き」のみを締結）。

再商品化業務フロー(ガラスびん)

資料2-1

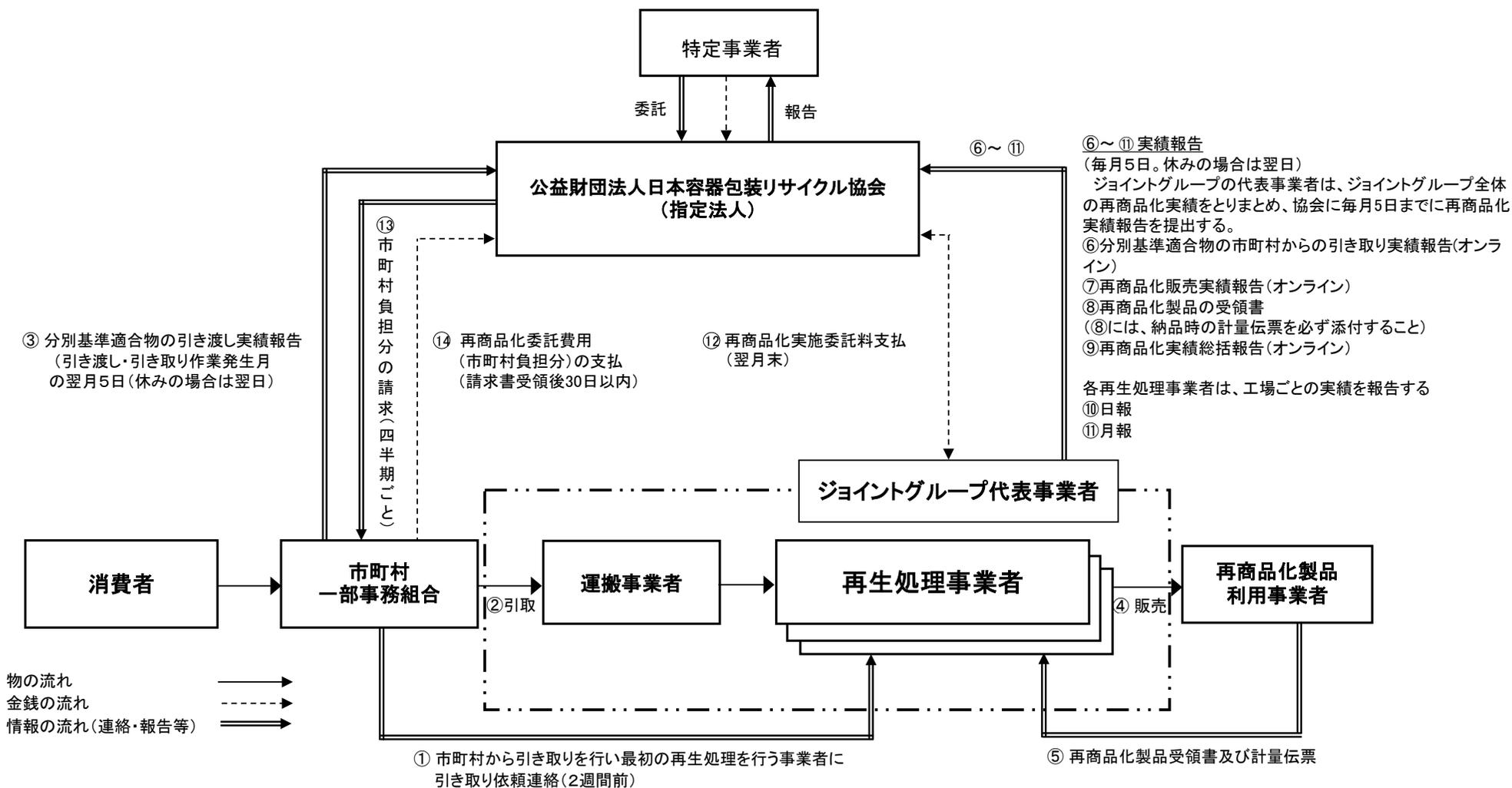


資料2

注1) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品合理化拠出金」が発生した場合、指定法人から市町村に支払われますがその金銭の流れについては図中に記載していません。
 注2) 「有償入札拠出金」が指定法人から市町村へ支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。

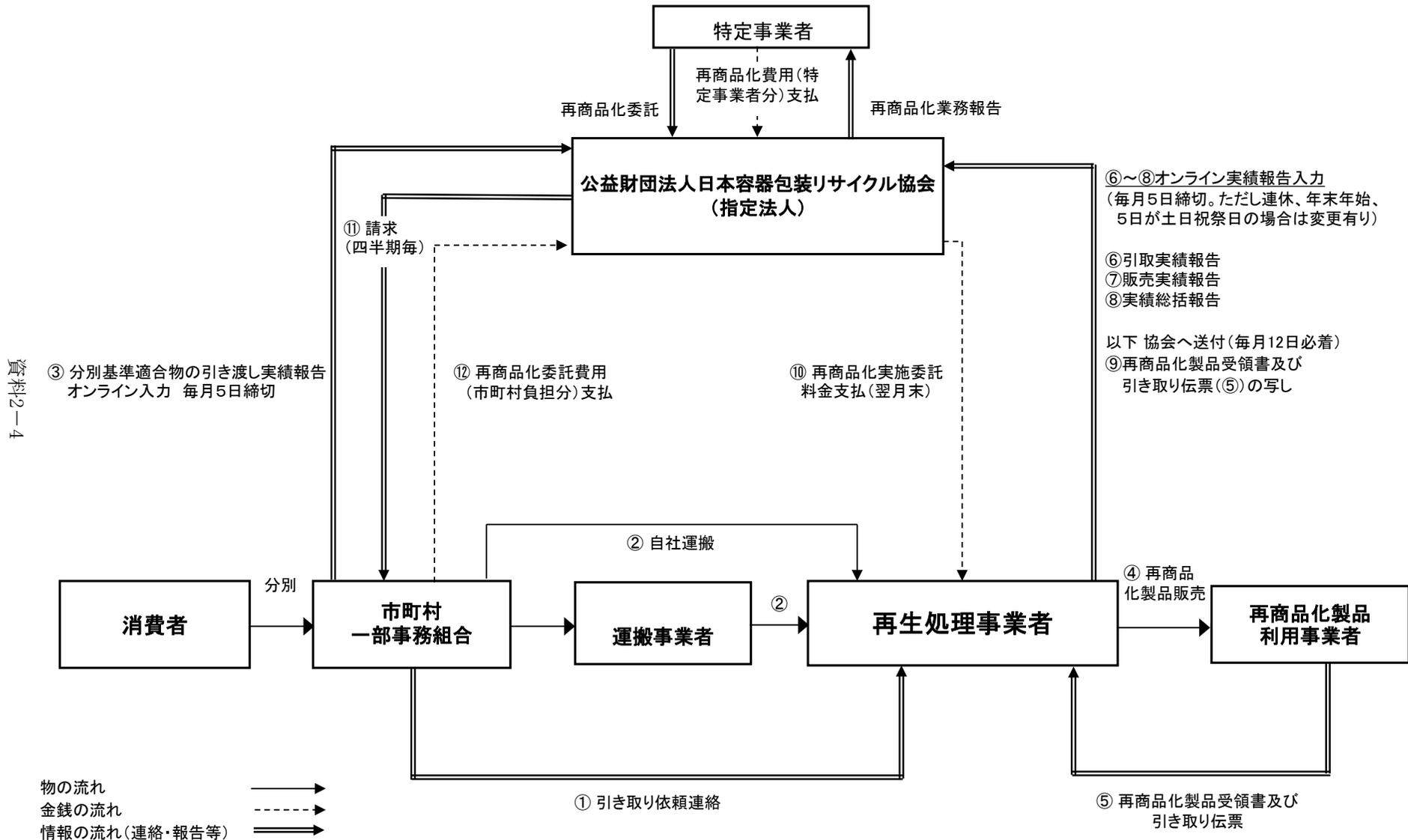
再商品化業務フロー（紙製容器包装）

資料2-3



注1) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。
 注2) 「有償入札拠出金」が指定法人から市町村へ支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。

再商品化業務フロー（プラスチック製容器包装）



注) 容法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。

令和 8 年 3 月 13 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和 8 年度業務スケジュール及び注意点について
(PET ボトルの上期・下期スケジュールを含む)

令和 8 年度は下記のスケジュールを予定しており、一覧にまとめましたのでご確認ください。なお、下記「通知方法」に記載のオンラインとは、当協会オンラインシステム (REINS) での通知を指し、オンラインがご利用になれない場合は、原則として郵送にて対応します。

1. 再商品化業務スケジュール

		内容	通知方法
4 月	中旬から下旬	前年度 第 4 四半期請求書発送	オンラインより通知後、郵送
5 月	中旬	前年度 有償拠出金支払い通知	オンラインより通知後、郵送
6 月	中旬	次年度向け引き渡し量調査の発送	調査票を郵送、オンラインないし郵送で回答
7 月	中旬から下旬	第 1 四半期請求書発送	オンラインより通知後、郵送
8 月	中旬	合理化拠出金支払いに関する口座登録の確認依頼	郵送
9 月	初旬から中旬	合理化拠出金の支払い通知	オンラインより通知後、郵送
	下旬ごろ	次年度向け引き渡しに関する担当者向け説明会開催案内	郵送にて案内後、出欠はオンラインないし F A X にて回答
10 月	中旬から下旬	第 2 四半期請求書発送	オンラインより通知後、郵送
	下旬	次年度向け引き渡しに係る申込書類発送	申込書を郵送、オンラインないし郵送で回答
12 月	初旬	引き渡し申込承諾書発送	オンライン通知のみ
1 月	中旬から下旬	第 3 四半期請求書発送	オンラインより通知後、郵送
2 月	初旬	引き取りに関する年度末の確認事項の確認依頼	オンライン通知のみ
	中旬	有償拠出金支払いに関する口座登録の確認依頼	郵送
	下旬	次年度再商品化事業者決定通知	オンライン通知のみ
3 月	中旬	引き渡しに関する業務手順書の発送	郵送
	中旬から下旬	有償拠出金支払い通知	オンラインより通知後、郵送
	下旬	次年度引き取り及び再商品化に係る契約書・覚え書き等の発送	郵送、押印後 1 部を返送

2. PETボトルの再商品化業務スケジュール

		内容	通知方法
4月	1日	PETボトル再商品化事業者（上期落札事業者）への引き渡し開始	
8月	初旬	上期 期末の取扱いに関する通知	オンライン通知のみ
	下旬	PETボトル再商品化事業者（下期落札事業者）決定のお知らせ	オンライン通知のみ
9月	中旬	「保管施設別再商品化事業者一覧表（特定事業者負担分）」及び「保管施設別引き取り運搬事業者一覧」の発行	オンライン通知後、各自でオンライン出力保管
	30日	PETボトル再商品化事業者（上期落札事業者）への引き渡し終了	
10月	1日	PETボトル再商品化事業者（下期落札事業者）への引き渡し開始	
2月	初旬	下期 期末の取扱いに関する通知	オンライン通知のみ
3月	31日	PETボトル再商品化事業者（下期落札事業者）への引き渡し終了	

3. 毎月の引き渡し実績報告締め切り日

報告月	報告期限	報告月	報告期限
令和8年4月分	5月7日(木)	10月分	11月5日(木)
5月分	6月5日(金)	11月分	12月7日(月)
6月分	7月6日(月)	12月分	1月6日(水)
7月分	8月5日(水)	9年1月分	2月5日(金)
8月分	9月7日(月)	2月分	3月5日(金)
9月分	10月5日(月)	3月分	4月5日(月)

※実績報告開始は毎月25日からとなります

4. 引き渡し実績量の乖離報告について

年間の引き渡し実績量が予定委託量に対して大幅な乖離が見込まれる場合には、遅滞なく合理的な理由を付した書面を作成のうえ、協会にご連絡ください。PETボトルについては、半期ごとの予定委託量との比較となりますのでご注意ください。

なお、乖離の目安は、資料1の『「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要』内、「3. 引き取りを行う量」をご参照ください。

5. 契約内容変更後の通知について

再生処理事業者が契約している運搬事業者の追加、再生処理事業者の変更、保管施設名の変更等の理由による変更処理実施後の通知については、当該月下旬にオンラインよりお知らせいたします。

「保管施設別再商品化事業者一覧表」、「保管施設別運搬事業者一覧表」につきましては、出力いただき、お手元の書類と差し替えて保管してください。

令和8年3月13日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「業務委託料金請求書」について

当協会では、業務実施契約書、業務実施覚え書き（容器包装リサイクル法）及び委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）に基づき、四半期ごとに「業務委託料金請求書」（以下「請求書」という。）をお送りします。

請求書は、業務委託料金請求書（1枚目）、分別基準適合物の業務完了報告書兼請求内訳書（別紙1）、分別収集物の業務完了報告書兼請求内訳書（別紙2）で構成されています。

例年どおり、請求書送付先（四角の窓枠）の下に記載している請求書の宛名は3つのパターンから選択できるようになっておりますので、必要に応じてご活用ください。具体的な選択方法につきましては、資料6の「再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル」（資料6-15～6-17ページ）をご参照ください。

また、令和8年度の請求書については、下記をご確認ください。

記

1. お振込の際は、契約者（市町村、組合）名でお振込ください
振込人名、振込金額の照合によってご入金の確認をさせていただきますので、振込人名に契約者名をご記載ください。
振込用紙が手続き上必要な場合は個別に送付いたしますので、別途ご依頼ください。
2. REINSにて請求書をダウンロードいただけます
当協会のシステム REINS・請求情報照会メニューから、請求書（PDF）をダウンロードしていただけます。ダウンロード可能な請求書は、ログイン時の直近発行の請求書のみです。
請求書の紙での郵送も、あわせて行います。
3. 支払通知書送付の停止をお願いします
当協会への支払いにあたって、一部の市（区）町村・一部事務組合より、支払通知書をお送りいただく場合がございます。当協会には不要な書面ですので、今後は送付を停止していただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 経理課
TEL：03-5532-8574 FAX：03-5532-9698

〒 000-0000
〇〇県〇〇市
〇〇〇〇
〇〇市
〒 105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
麻波ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事 理事 石 橋 誠
登録番号：T30104050087

〇〇市 御中

業務委託料金請求書
(請求書番号：K12345678901)

業務実施契約書、業務実施覚書（容器包装リサイクル法）および委託契約書（プラスチック資源循環法）に基づき、別紙のとおり数量の引き取りが完了いたしましたことをご報告申し上げます。
分別基準適合物のうち市町村負担分の再商品化実務委託料金について、また分別収集物の市町村委託料金をおりご請求いたします。つきましては、本請求書を受領した後 30 日以内に下記の指定口座へお振込みいただきたくお願いいたします。

請求年月	令和 8 年 7 月
請求期間	令和 8 年 4 月 ~ 令和 8 年 6 月
請求金額（税込）	591,464 円

<請求金額内訳>

再商品化実務委託料金（別紙1）	92,2
市町村委託料金（別紙2）	445,4
計	537,6
消費税等（10%）	53,7
請求合計（税込合計）	591,4

振込銀行 三井住友銀行 (0009) 東京営業部 (096) 普通預金 3018692
みずほ銀行 (0001) 東京営業部 (001) 普通預金 1006420
口座名義 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
（代表）ニホシヨウキホウソウリサイクルキョウカイ

(本件お問合せ先)
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部総務課
電話：03-5532-8692 FAX：03-5532-9698

この部分を3パターンから選択が可能

- ①市町村（組合）名
- ②市町村（組合）名 + 契約責任者名（役職・氏名）
- ③市町村（組合）長

別紙1
K12345678901-02
2/3頁

〇〇市
(*****)

分別基準適合物の業務完了報告書兼請求内訳書
(容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物)

業務実施契約書及び業務実施覚書に基づき、下記数量の引き取りが完了いたしましたことをご報告いたします。市町村負担分の数量は、ご報告いただきました引き取り数量（kg）のうち、全量申込分の数量に市町村負担比率を乗じて算出しています。なお、市町村負担比率とは、業務実施契約書第7条に記載の市町村の負担割合で、主務者庁が定めるものです。

引き取り期間	令和 8 年 4 月 ~ 令和 8 年 6 月
別紙1計（税抜）	92,216 円

分別基準適合物種類	引き取り数量		市町村負担比率 b	市町村負担分の数量 c=a×b	委託単価 d	委託料金 e=c×d
	うち全量申込分 a (※1)					
ガラスびん	1. 無色	13,780 kg	6%	827 kg	11.6 円/kg	9,593 円
	2. 茶色	12,960 kg	11%	1,426 kg	14.1 円/kg	20,107 円
	3. その他の色	10,010 kg	9%	901 kg	21.0 円/kg	18,921 円
4. PETボトル	0 kg	0 kg	0%	0 kg	6.5 円/kg	0 円
5. 紙製容器包装	0 kg	0 kg	1%	0 kg	17.0 円/kg	0 円
プラスチック製容器包装	6. うち白色トレイ	0 kg	0%	0 kg	71.0 円/kg	0 円
	7. うちプラスチック製容器包装 (※2)	61,437 kg	1%	614 kg	71.0 円/kg	43,594 円
委託料金（1~7合計）						92,216 円

※1 特定事業者負担分と市町村負担分双方で申込の数量が表示されます。特定事業者負担分のみ申込数量は表示されません。
※2 プラスチック製容器包装と共に製品プラスチック等の引き取りがある場合は、委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）第9条に基づく比率で算分をし、算出しています。

別紙2
K12345678901-03
3/3頁

〇〇市
(*****)

分別収集物の業務完了報告書兼請求内訳書
(プラスチック資源循環促進法第32条に基づく分別収集物)

委託契約書に基づき、下記数量の引き取りが完了いたしましたことをご報告いたします。引き取り数量は、委託契約書第8条に定めるとおり引き渡し実績報告で得られた総量から、重量計測に基づく廃棄プラスチックの量を確定し、残りの数量に対して、プラスチック製容器包装（別紙1）と製品プラスチックで定められた比率を乗じて算出しております。
市町村委託単価は、委託契約書第6条に定めるとおり落札単価に事務処理経費単価を合算した額です。計算結果が1円未満の端数は切り捨てとなります。

引き取り期間	令和 8 年 4 月 ~ 令和 8 年 6 月
別紙2 (A~A) 計（税抜）	445,480 円

(保管施設別明細)

保管施設名	01 〇〇市リサイクル施設
落札事業者名	〇〇株式会社
容器プラと製品プラの比率	5

引き取り月	引き取り内容	引き取り数量 a	市町村委託単価 b	委託料金 c=a×b
4月	製品プラ	0 kg	0.000 円/kg	113,963 円
	産業プラ	- kg	0.000 円/kg	- 円
5月	製品プラ	0 kg	0.000 円/kg	331,527 円
	産業プラ	- kg	0.000 円/kg	- 円
6月	製品プラ	0 kg	0.000 円/kg	0 円
	産業プラ	- kg	0.000 円/kg	- 円
4~6月計 (A)	製品プラ	0 kg		445,480 円
	産業プラ	0 kg		- 円

市町村委託単価の計算方法

製品プラ等の再商品化事業者落札単価 + 製品プラ等の協会経費単価

容りのみ実施の市町村は「請求書+別紙1」

容り、製品プラ実施の市町村は「請求書+別紙1+別紙2」

請求書内の文言は、変更が生じる可能性があります

令和 8 年 3 月 13 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部

事業系廃棄物（ガラスびん）の混入防止のお願い

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容リ法」といいます。）の再商品化の対象となる分別基準適合物とは、以下のとおり同法第二条第六項に定義されるものをいいます。

【容リ法第二条第六項抜粋】

この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

一般廃棄物は、①一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物、いわゆる「家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）」と、②事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」といいます。）及び関連政令で定める 20 種類のもの）以外のもの、いわゆる「事業系一般廃棄物」に分けられます。

このうち、事業系一般廃棄物は、廃掃法第三条（事業者の責務）第一項に「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。従って、容リ法の対象としている分別基準適合物ではありません。

容リ法の対象であるガラスびん等の分別基準適合物として協会に引き渡されるものは、市町村が分別収集する家庭系一般廃棄物が対象ですが、まれに、飲食店等から排出されるガラスびん等を区別しないで、混入されている保管施設があることが確認されています。また、工場、オフィス等から排出されるガラスびん等も容リ法の対象としている分別基準適合物ではありません。

業務実施覚え書き（特定事業者負担分）及び業務実施契約書（市町村負担分）の冒頭部にも、容リ法第二条に定義されている分別基準適合物が対象と記載されています。

各市町村、一部事務組合におかれましては、事業系廃棄物が混入しないようお願いいたします。また、事業系一般廃棄物を引き取っている保管施設では、家庭系の一般廃棄物と置き場を区別していただくようご手配をお願いいたします。

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部
T E L : 03-5532-8695、8592 F A X : 03-5532-8515

令和8年度再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル (市町村・一部事務組合)

インターネットがご利用可能な方は、原則オンラインによる手続きを行ってください。手続きの方法については、以下をご参照ください。

1. ログイン (p. 3)

「オンライン手続き」のページから、手続きを開始してください。

2. 引き渡し実績報告について (p. 5)

やむを得ずオンラインが利用できない場合、実績報告用紙を郵送でお送りします。当協会HPから資料7「実績報告用紙送付依頼書」をダウンロードし、必要項目をご記入のうえ、オペレーションセンターまでFAXしてください(FAX:03-5610-6245)。

◆掲載ページ：<https://www.jcpra.or.jp/library/document/operating.html>

◆ページへの遷移：協会HP → ライブラリ → 説明会資料集 → 市町村向け → 業務手順書
(お手元に到着するまで数日かかります。実績報告の受付期間近に依頼されますと、締切に間に合わない場合がありますので、お早めにご依頼ください。)

3. 再商品化事業者への現地確認*の申込方法について (p. 13)

オンライン入力ができない場合は、資料9の「市町村による再商品化事業者に対する『現地確認』の実施について」にあります「現地確認実施申込票」を、担当事業部までFAXしてください。

(FAX:03-5532-8515)

※詳細は、資料9「市町村による再商品化事業者に対する『現地確認』の実施について」を参照。

4. 市町村基本情報登録データの変更について (p. 15)

登録済の担当者名、所在地、請求書送付先又は宛名表示様式などの基本情報に変更が生じた場合、オンラインで変更を行ってください。ただし市町村名や組合名の変更はオンライン画面では行えませんので、当協会HPから資料8「データ変更依頼書」をダウンロードし、必要項目をご記入のうえ、当協会総務部までFAXしてください(FAX:03-5532-9698)。オンラインが利用できない場合の登録データ変更についても同様です。

5. お知らせ画面の利用方法 (p. 18)

当協会より、回答を求めるお知らせを発信することがあります。

6. 保管施設別再商品化事業者一覧表及び保管施設別引き取り運搬事業者一覧印刷方法 (p. 21)

令和2年4月以降、契約関連書類を貴市町村・一部事務組合へ当協会から送付(毎年3月下旬頃)後に再商品化事業者、運搬事業者の追加又は変更等があった場合、変更手続き完了後、当協会からの郵送による送付は行わず、オンライン画面(REINS)から印刷していただく運用になっております。

また、PETボトル下期用の「保管施設別再商品化事業者一覧表(特定事業者負担分)」及び「保管施設別引き取り運搬事業者一覧」は、オンライン画面(REINS)から出力・保管をお願いいたします。

※当協会オンラインシステム(REINS)をご利用になれない環境の場合は、従来どおり、

郵送で対応させていただきます。

7. オンライン受付時間

受付時間 : 7:00 ~ 23:00 (土日祝日も利用可能)

8. オンラインに関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

電話 03-5610-6261

FAX 03-5610-6245

受付時間 : 平日 10:00 ~ 17:00 (土日、祝祭日は除く。)

※ オンライン受付時間とは異なりますので、ご注意ください。

9. オンラインご利用の動作環境

(1) パソコン : Windows11

注) Windows Vista から利用可能となった JIS2004 及び JIS 補助漢字(JIS X 0212)の追加文字は本システムでは利用できません。

追加文字は登録時にエラーメッセージが表示され、登録することができませんので、その際は別の漢字に置き換えるか、「かな」で入力してください。

(2) ブラウザ : Windows 11 / Edge 、 Chrome

注) **Windows** 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。

ログインにはブラウザごとの「設定」が必要な場合があります(設定内容は「オンライン手続き」画面の下欄、「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックして、オンライン操作Q&Aを参照してください)。

(3) 印刷時に必要な環境

プリンタ

印刷用ソフト : Adobe Reader 9.0 以上

※ヘルプページでダウンロードできます。

※ブラウザの設定については、ヘルプページに詳しい説明があります。

(4) 推奨解像度等

推奨画面解像度 1024×768 ピクセル、 推奨ブラウザフォントサイズ 中

10. オンラインによる手続きについて

(1) ログイン

ブラウザのアドレスに <https://reinscp.jcpra.or.jp/> と入力してください。
「オンライン手続き」のページが表示されます。

ここをクリックしてください

ここをクリックしてもユーザID/パスワード入力画面が表示されない方はこちら

再商品化事業者の方へ	市町村・一部事務組合の方へ	特定事業者、商工会議所・商工会の方へ
<ul style="list-style-type: none">令和8年度再商品化に関する入札（プラスチック製容器包装）の受付は、1月14日(水)17:00をもちまして終了しました。令和8年度再商品化に関する入札（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装）の受付は、1月14日(水)17:00をもちまして終了しました。	<ul style="list-style-type: none">令和8年度引き渡しに係る申込は11月12日(水)をもって終了しました。	<ul style="list-style-type: none">特定事業者の方へ：<ul style="list-style-type: none">現在、オンライン申込を受付中です。お申込み（入力）にあたっては、こちらの注意点をご覧ください。商工会議所・商工会等の方へ：<ul style="list-style-type: none">令和7年12月8日から令和8年6月30日まで、オンライン入力が

【システム利用時間】
7:00～23:00（土日祝日を含む）
※システムメンテナンスによる停止はお知らせにてご連絡いたします

【動作環境】
OS / ブラウザ：
Windows 10 / Google Chrome, Microsoft Edge
Windows 11 / Google Chrome, Microsoft Edge
※ Windows および Edge 環境は、Windows Updateにて Windows用更新プログラムを最新化してください。
※ デスクトップモードのEdgeをご利用ください。
Adobe Acrobat Reader（印刷用ソフト）：最新版
推奨解像度：1024×768 ピッチ以上
推奨ブラウザフォントサイズ：中

【お問合せ先】
お問合せページは [こちら](#)

[ログインできない場合はこちらをご覧ください](#)

◆個人情報取り扱いについて：当協会が入手した個人情報は、当協会の再商品化に係る事業活動とそれに付随する業務及び再商品化に関する契約の実施に必要な範囲において利用いたします。当協会が管理・保管する個人情報は、主幹大臣への報告等法令に基づく場合を除き、業務委託先以外の第三者に開示したり、提供したりすることはありません。

「ユーザIDをお持ちの方はこちらからログインしてください」の部分をクリックすると、ログイン画面が表示されます。

ユーザID（頭数字3で始まる6桁のコード）
パスワード（初期パスワードは半角8桁）
を入力し、ログインボタンをクリックしてください

ユーザID:

パスワード: パスワードを表示する

ログイン

・パスワードを忘れた方は[こちら >>](#)
・パスワードを変更したい方は[こちら >>](#)

※パスワードをお忘れの方は、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしていただき、必要事項を入力
のうえ、パスワードの再発行をしていただくか、オペレーションセンターへお問い合わせください。
(TEL:03-5610-6261)

初期パスワードのまま変更していない場合、以下のパスワード変更画面が表示されます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

パスワード変更ページ

セキュリティ上、初期パスワードからの変更を推奨しております。
任意のパスワードをご設定いただき、【変更する】のボタンをクリックしてログインをお願いいたします。
パスワードは英字大文字、英字小文字、数字、記号6文字～10文字を設定ください。
(記号は！ - & % \$ # _ = + / が利用できます)

ユーザID: 300100

現在のパスワード:

新しいパスワード: パスワードを表示する

新しいパスワード(再):

※確認のため再入力ください。

※変更した新しいパスワードは、大切に保管してください。
人事異動の際には、後任にお引き継ぎください。

パスワード(英字大文字、英字小文字、数字、記号6文字～10文字)を入力してください
(記号は！ - & % \$ # _ = + / が利用できます)

上記で入力したパスワードを再入力して、「変更する」ボタンをクリックしてください

正しくログインできると、トップページが表示されます。

注) ユーザID、パスワードは外部に漏えいすることのないよう、厳重な管理をお願いします。

セキュリティ強化のため、パスワードの有効期限を定めました。

平成25年4月1日以降、同じパスワードを継続使用した場合、180日経過後は以下の画面が表示されます。再度、新しいパスワードを設定してください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP - Google Chrome

reinscpjcp.ra.or.jp/Recycle/html/cm/cm03/cm03o01/CM03001login2.jsp

パスワード変更ページ

セキュリティ上、前回パスワード設定から180日過ぎますと、パスワードを変更する必要があります。
任意のパスワードをご設定いただき、【変更する】のボタンをクリックしてログインをお願いいたします。
パスワードは英字大文字、英字小文字、数字、記号6文字～10文字を設定ください。
(記号は！ - & % \$ # _ = + / が利用できます)

ユーザID: 300100

現在のパスワード: ●●●●●●

新しいパスワード: パスワードを表示する

新しいパスワード(再):

※確認のため再入力ください。

※変更した新しいパスワードは、大切に保管してください。
人事異動の際には、後任にお引き継ぎください。

パスワード(英字大文字、英字小文字、数字、記号6文字～10文字)を入力してください
(記号は！ - & % \$ # _ = + / が利用できます)

上記で入力したパスワードを再入力して、「変更する」ボタンをクリックしてください

注) 前回設定したパスワードは設定できませんので、ご注意ください。

(2) 引き渡し実績報告について

オンラインによる引き渡し実績の報告手順は、以下のとおりです。

1. 再商品化事業者への引き渡し実績の入力 (①)

保管施設を担当する再商品化事業者がオンライン画面の一覧に表示されますので、当該月に引き渡し実績のある再商品化事業者について引き渡し量を入力してください。引き渡しの実績がない月は、報告は不要です。

※分別基準適合物引渡実績報告書の印刷 (②)

上記で入力した引渡実績を、必要に応じて印刷することができます (必須ではありません)。

受付期限後、オンラインにてデータ確定処理を実行

受付期限を過ぎて、再商品化事業者の報告値と不一致の場合

2. 訂正依頼の通知メール又はFAXの受信

1項で入力した引き渡し量と、再商品化事業者が報告した引き取り量が不一致の場合、電子メールアドレスをご登録いただいているご担当者には、訂正依頼のメールを発信します。電子メールアドレスをご登録いただけない場合には、訂正依頼のFAXを発信します。

※電子メールアドレス、FAX番号に変更がある場合、速やかに「市町村基本情報変更」画面より修正入力を行ってください。

3. 実績報告値の訂正 (③)

再商品化事業者の担当者にご連絡いただき、引き渡し量の確認をお願いします (引渡実績報告入力画面に再商品化事業者が報告した引き取り量が表示されます)。確認の結果、引き渡し量を訂正する場合は、1項の「再商品化事業者への引き渡し実績の入力」に戻り、訂正入力を行ってください。

再商品化事業者の報告値と一致する場合

手続き完了

※当該月において再商品化事業者への引き渡しを行わなかった場合は、上記の手続きは不要です。

1) 引き渡し実績報告のオンライン受付期限 (受付時間 7:00~23:00 土日祝日も利用可能)

報告月	オンライン受付期限	報告月	オンライン受付期限
令和8年4月分	5月7日(木)	10月分	11月5日(木)
5月分	6月5日(金)	11月分	12月7日(月)
6月分	7月6日(月)	12月分	1月6日(水)
7月分	8月5日(水)	令和9年1月分	2月5日(金)
8月分	9月7日(月)	2月分	3月5日(金)
9月分	10月5日(月)	3月分	4月5日(月)

※ 各月とも、報告月の25日から上記期限まで入力及び訂正ができます。例えば令和8年4月分のオンラインの入力可能期間は、4月25日～5月7日までとなります。

2) オンラインによる具体的な操作方法

① 再商品化事業者への引き渡し実績の入力 (毎月25日から入力できます。)

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」若しくは左側メニューの「実績報告」→「引渡実績報告入力」から引渡実績報告入力を開始します。

①「未入力」(赤色表示)をクリックすると、引渡実績報告入力画面に遷移します。入力する年月、分別基準適合物種類の「未入力」をクリックしてください

②メニューの「実績報告」→「引渡実績報告入力」をクリックしても、引渡実績報告入力画面に遷移します

令和8年度 引渡実績報告				
締切日	当年度報告			
	令和8/4	令和8/5	令和8/6	令和8/5
ガラスびん	未入力			
PETボトル	未入力			
紙製容器包装	未入力			
プラスチック製容器包装	未入力			

下記画面が表示されたら、当該月の引き渡し量を入力してください。
※引き渡しの実績がない月は、報告は不要です。

①「対象年度、報告年月、分別基準適合物種類」を選択します

②「検索」ボタンをクリックすると、画面の下段に、保管施設ごとに再商品化事業者の一覧が表示されます

③月間引渡量(kg)の欄に当該月の引き渡し量を入力してください(ガラスびんの場合、申込を行っていない色は入力できないようになっています)

④入力が終わったら、「次へ」ボタンをクリックしてください

No	報告状況	保管施設名	事業者連絡先	再生処理事業者名	再生処理事業者工場名	上段:月間引渡量(kg) ※				
						無色	茶色	その他の色	その他	
1	未報告	01 リサイクルセンター								

下記確認画面で入力内容を確認し、入力内容に間違いがなければ「登録」ボタンをクリックしてください。訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックして、入力画面で訂正を行ってください。

登録はまだ完了していません。
以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

①入力内容に間違いがなければ「登録」ボタンをクリックしてください

No	報告状況	保管施設名	再生処理事業者名	再生処理事業者工場名	上段:月間引渡量(kg) ※ *本数量10箱以内			
					無色	茶色	その他の色	その他
1	未報告	01 リサイクルセンター	5270775 株式会社〇〇工業	01 本社工場	20,000	20,000	18,000	

登録は終了しました。

他の分別基準適合物又は分別収集物の引き渡し実績がある場合は、分別基準適合物種類を選択し、引き続き引渡量的の入力を行ってください(他の入力画面は次ページ参照)。

当該月に引き渡し実績のある保管施設について入力が終わりましたら、再商品化事業者への引き渡し実績の入力は完了です。

<参考：PETボトルの入力画面>

引渡実績報告入力 JK11001

対象年度 ※: 令和8 年度
 報告年月 ※: 令和8 年 4 月
 分別基準適合物種類 ※: PETボトル

①月間引渡量(kg)を入力します

※は必須入力項目です。必ず入力してください。
 入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

No	報告状況	保管施設名	事業者連絡先	再生処理事業者名	再生処理事業者工場名	月間引渡量(kg) *半角数字10桁以内	※	再月
1	未報告	01 リサイクルセンター	協会	5270775 株式会社〇〇工業	01 本社工場			

保管施設名	月間引渡量(kg)	契約量(kg)	年間引渡量累計(kg)	進捗率(%)	年間引渡見込量(kg)	年間見込進捗率(%)
01 リサイクルセンター	0	10,000	0	0	0	0

注：PETボトルに関しては上期分と下期分を按分し、年2回入札を行うため、実績の入力も分けて行います。
 9月度実績までは、上期分のみが表示されています。10月25日より、下期分の入力が可能となります。

<参考：紙製容器包装の入力画面>

引渡実績報告入力 JK11001

対象年度 ※: 令和8 年度
 報告年月 ※: 令和8 年 4 月
 分別基準適合物種類 ※: 紙製容器包装

①月間引渡量(kg)を入力します

※は必須入力項目です。必ず入力してください。
 入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

No	報告状況	保管施設名	事業者連絡先	再生処理事業者名	分別基準適合物種類	月間引渡量(kg) *半角数字10桁以内	※	再生処理事業者月間引取量(kg)	契約量(kg)
1	未入力	01 リサイクルセンター	協会	5270775 株式会社〇〇工業	紙製容器包装				100,00

<参考：プラスチック製容器包装又はプラ法32条分別収集物の入力画面>

引渡実績報告入力

対象年度 ※: 令和8 年度
 報告年月 ※: 令和8 年 4 月
 分別基準適合物種類 ※: プラスチック製容器包装

①容リプラのみの報告をする場合も、分別収集物の報告をする場合も、「プラスチック製容器包装」を選択してください。それぞれ申し込んだ保管施設が表示されます

②月間引渡量(kg)を入力します
 ※分別収集物(製品プラ)の入力をする場合は、容リプラと製品プラの合算値を入力してください

③分別収集物のうち、産廃プラを申し込んでいない場合は、入力できないようになっています

※は必須入力項目です。必ず入力してください。
 入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

No	報告状況	保管施設名	事業者連絡先	再生処理事業者名	再生処理事業者工場名	分別基準適合物種類	月間引渡量(kg) *半角数字10桁以内	※	うち産廃プラ *半角数字10桁以内
1	未報告	01 リサイクルセンター	協会	5270775 株式会社〇〇工業	01 本社工場	プラスチック製容器包装			

分別基準適合物種類	契約量(kg)
プラスチック製容器包装	10

<注意 1>

ガラスびんの報告入力画面では、年間引渡量累計が契約量を上回った場合、ガラスびん事業部へ連絡するよう、メッセージが表示されます。

メッセージが表示された場合は、報告終了後、「差異理由報告書」ボタンをクリックして差異理由報告書を出力してください。

「差異理由報告書」が出力されたら、(★印)の必須項目を必ず入力の上、ガラスびん事業部へFAXしてください (FAX: 03-5532-8515)。

年度末までに引渡累計の見込量が契約量に対して20%を超えることが予想される場合、また20%を下回ることが予想される場合には、「差異理由報告書」をガラスびん事業部へFAXしてください。

FAX送付後も翌月分以降、引き渡し実績報告入力時に同メッセージが表示され続けますが、年間引渡累計の予定量の変更がない限り、「差異理由報告書」を再度FAXする必要はありません。

<注意2>

PETボトルでは、引渡し見込み量（上期又は下期）と契約量（上期又は下期）との間にプラスマイナス20%以上の乖離が見込まれる場合は、PETボトル事業部へご連絡をお願いします。

ご連絡の際は、REINS画面内の「乖離理由報告書」ボタンをクリックして必須項目を入力後、出力し、PETボトル事業部宛にメール又はFAXしてください。

(メール:PET@jcpra.or.jp) (FAX:03-5532-8515)

なお、以下の基準に該当した場合は、引渡し実績入力時に赤字の注意メッセージが表示されます(メッセージが表示されていても、引渡し実績報告は行えます)。

【注意メッセージ表示の基準】

- 1) 上期契約量が110トン以上、下期契約量が90トン以上の施設において、プラスマイナス20%以上の乖離が生じた場合
- 2) 上期、下期それぞれの契約量が10トン以下の施設において、所定の実績報告時点で引き渡し量実績がゼロの場合

また、上記のメッセージが表示されていない場合でも、実績の乖離について協会より問い合わせを行う場合がありますので、その際にご対応よろしくをお願いします。

他、以下のようなメッセージが表示されます。

契約量に対して±20%以上の乖離が発生した場合に、以下用紙に必須項目を記入し、協会・PETボトル事業部宛にメールまたはFAXしてください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PETボトル事業部 宛 ★提出日: 令和 年 月 日
メール: PET@jcpra.or.jp
FAX: 03-5532-8515 (TEL: 03-5532-8691)

令和 8 年度 PETボトルの引き渡し量が、契約量に対して、半期の見込み数量が以下の見込みとなりますので、ご連絡致します。

※必須項目(★)は必ず記入してください。
※システム出力した内容に変更がある場合は、二重線で線した上で、追記ください。

市町村・一部事務組合名	リサイクル市
コード	0 1 0 0 1
保管施設名	リサイクルプラザ
担当部署	リサイクル部
担当者名	菅野 太郎
TEL	03-1111-2222
FAX	03-1111-3333
再生処理事業者名	(上期) 株式会社〇〇工業 (下期) 株式会社〇〇工業

<乖離量の詳細> ※乖離率は小数点第2位を四捨五入してください 単位: kg

①上期契約量	490,000
--------	---------

④ 必須項目を入力して出力後、メール又はFAXしてください

<注意 3>

紙製容器包装の報告入力画面では、年間引渡数量累計が契約量を上回った場合、紙容器事業部へ連絡するよう、メッセージが表示されます。メッセージが表示された場合は、報告終了後、「差異理由報告書」ボタンをクリックして差異理由報告書を出力してください。

「差異理由報告書」が出力されたら、(★印)の必須項目を必ず入力のうえ、紙容器事業部へFAXしてください(FAX:03-5532-8515)。

※年度末までに引渡数量累計の見込量が契約量に対して20%を超えることが予想される場合、また20%を下回ることが予想される場合には、「差異理由報告書」を紙容器事業部へFAXしてください。

FAX送付後も翌月分以降、引き渡し実績報告入力時に同メッセージが表示され続けますが、年間引渡数量累計の予定量の変更がない限り、「差異理由報告書」を再度FAXする必要はありません。

<注意 4>

プラスチック製容器包装及び分別収集物では、年間引渡し見込み量と契約量との間にプラスマイナス10%以上の乖離が見込まれる場合、プラスチック容器事業部へご連絡をお願いします。

プラスチック製容器包装及び分別収集物の報告入力画面では、年間引渡し見込み量(当月までの引渡数量より1か月分の引渡数量を算出し、契約月数を乗じた量)と契約量に差がある場合に、注意メッセージが表示されることがあります。

なお、このメッセージが表示されていても、引渡実績報告は行えます。

REINS画面、又は協会HPのいずれかよりダウンロードしてください。

引き渡し量の実績乖離報告

市町村・一部事務組合の保管施設において、協会への引渡しが始まった後、引渡し累計数量と年間契約数量に大きな差(乖離)が見込まれる場合は、「実績乖離報告」が必要です。

- プラスチック以外の素材について
各事業部へお問い合わせください。
- プラスチックの場合(10%以上の乖離が対象)
以下の手順で、プラスチック容器事業部までご報告をお願いします。

1. 「**乖離理由報告書**」をダウンロードしてください。

「乖離理由報告書」ボタンをクリックしてください

③ 実績報告値の訂正

実績報告締切後、報告値に誤りがある場合、訂正依頼メール（又はFAX）を発信します。受信したら「引渡実績報告入力」画面で報告状況が「差戻」となっている保管施設の月間引渡数量（上段）及び再生処理事業者月間引取量（下段）を確認してください。必要に応じ再商品化事業者に連絡し、双方で数量を確認のうえ、画面で実績報告値の訂正を行ってください。訂正入力後、報告状況が「報告済」となったら、実績報告値の訂正作業は完了です。

※訂正依頼メール（又はFAX）は、再商品化事業者の報告値と一致するまで毎日発信されますので、ご了承願います。

以上で、引き渡し実績報告は完了です。

《年間累計引渡量の照会について》

表示されている年間引渡数量累計（青字表示）をクリックすると、引渡実績月別照会画面が表示されます。各月ごとの月別引渡数量を確認する際にご利用ください（以下の画面はガラスびんの例）。

(3) 再商品化事業者への現地確認の申込方法について

現地確認の申込方法は、以下のとおりです。

1. 現地確認申込の入力 (①)

現地確認希望日、参加予定者、現地確認事項などの入力を行います。

2. 日程確定のメール配信

再商品化事業者が現地確認の日程を確定すると、日程確定通知メールが配信されますので、確定日を確認してください。

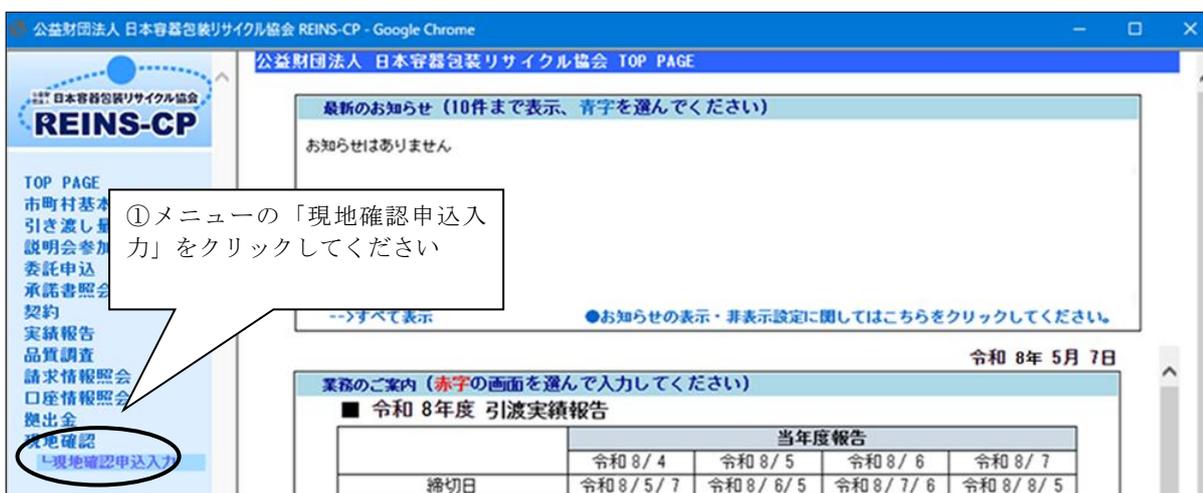
手続き完了

1) オンラインによる具体的な操作方法

① 現地確認申込の入力

ログイン後に表示されるメニューから、「現地確認申込入力」を選択します。

※メニューの「現地確認」→「現地確認申込入力」をクリックしてください。



現地確認申込入力画面で「分別基準適合物種類」を選択し、「検索」ボタンをクリックすると、下の画面に再商品化事業者の一覧が表示されますので、再商品化事業者の工場を選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

選択	No	現状	再生処理事業者名	工場名	素材種別名	現地確認申込日	現地確認予定日
<input type="radio"/>	1	未申込	株式会社〇〇工業	本社工場	ガラスびん		

「次へ」ボタンをクリックしますと入力画面が表示されますので、必要事項を入力し、「申込」ボタンをクリックしてください。

申込情報

申込年月日：令和 8年 5月 7日
 市町村又は組合コード：01001
 市町村又は組合名称：容器リサイクル市
 担当部署名：リサイクル部
 役職名：部長
 担当者名：容器 太郎
 電話番号：03-1111-2222
 FAX番号：03-1111-3333
 E-MAIL：

再商品化事業者名：株式会社〇〇工業
 工場名：本社工場
 工場所在地：東京都港区虎ノ門1丁目14番地1号
 工場担当者名：再事太郎
 電話番号：03-4567-8910
 FAX番号：03-4567-8910
 E-MAIL：abcd@co.jp

現地確認日程
 現地確認希望日時を入力してください。
 希望日時 [令和] 8年 [8]月 [1]日 [10]: [00]~

参加予定者
 参加予定人数：1名

No	氏名	担当部署名	役職名
1	容器 太郎	リサイクル部	課長

現地確認事項：希望事項を選択してください。

現地確認事項

1. 再生処理施設および稼働状況

申込

①入力完了したら「申込」ボタンをクリックしてください

表示されている担当者情報等を変更したい場合は、「(4) 市町村基本情報登録データの変更について」(p. 15)を参照し、変更を行ってください。

「申込」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「申込」ボタンをクリックしてください。

現地確認申込入力 申込 SC26001

申込はまだ完了していません。
 以下の内容を確認し、よろしければ申込ボタンを押下してください。

申込情報

申込年月日：令和 8年 5月 7日
 市町村又は組合コード：01001
 市町村又は組合名称：容器リサイクル市
 担当部署名：リサイクル部
 役職名：部長
 担当者名：容器 太郎
 電話番号：03-1111-2222
 FAX番号：03-1111-3333
 E-MAIL：

再商品化事業者名：株式会社〇〇工業
 工場名：本社工場
 工場所在地：東京都港区虎ノ門1丁目14番地1号
 工場担当者名：再事太郎
 電話番号：03-4567-8910
 FAX番号：03-4567-8910
 E-MAIL：abcd@co.jp

現地確認日程
 希望日時 令和 8年 8月 1日 10:00~

申込

戻る

①正しく入力されていれば「申込」ボタンをクリックしてください

②訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックし、入力画面に戻って訂正してください

申込が完了すると、以下の画面が表示されます。引き続き、同一の分別基準適合物の現地確認申込を行う場合は、「一覧」ボタンをクリックし、再商品化事業者の一覧画面に戻ってください。

他の分別基準適合物及び分別収集物の再商品化事業者の現地確認申込を行う場合は、「分別基準適合物種類」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

現地確認申込入力 検索 SC26001

対象年度※：
 市町村又は組合コード※：
 分別基準適合物種類※：

検索

①同一の分別基準適合物の再商品化事業者の現地確認申込を行いたい場合は、「一覧」ボタンをクリックしてください

②他の分別基準適合物の再商品化事業者の現地確認申込を行いたい場合は、「分別基準適合物種類」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください

現地確認申込入力 検索 SC26001

処理は終了しました。

一覧

以上で、現地確認の申込は完了です。

再商品化事業者が日程確定をすると、日程確定通知メールが配信されますので、確定日を確認してください。

(4) 市町村基本情報登録データの変更について

市町村基本情報登録データの変更手順は、以下のとおりです。

1. 市町村基本情報の入力 (①)

- ・市町村・一部事務組合の方の担当者名、所在地などの変更入力を行います。
 - ・請求書の宛先表示様式の選択を行います。
- 以下の3パターンから選択できます。

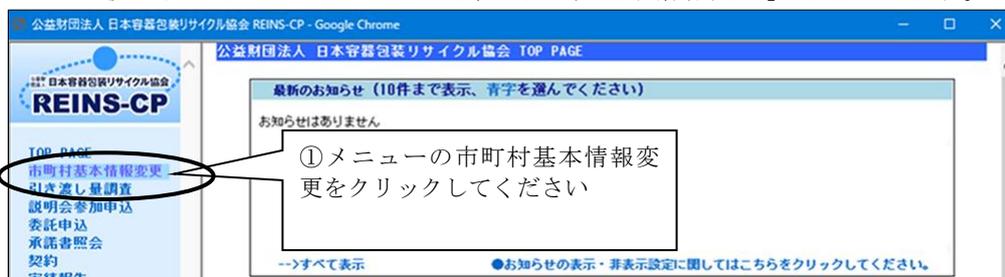
- 1) 市町村 (組合) 名 御中
- 2) 市町村 (組合) 名 + 契約責任者名 (役職・氏名) 様
- 3) 市町村 (組合) 長 様

↓
手続き完了

1) オンラインによる具体的な操作方法

① 市町村基本情報の入力

ログイン後に表示されるメニューから、「市町村基本情報変更」を選択します。



市町村基本情報入力画面で「入力」ボタンをクリックすると、下の画面に当年度の登録済の基本情報の項目が表示されますので、入力及び修正を行ってください。

市町村基本情報入力

対象年度: 令和 8年度
市町村又は組合コード: 01001 容器リサイクル市
申込状況: 申込

変更した内容は、令和 9年度引き渡し量調査および令和 9年度委託申込の情報にも反映されます。

入力 照会

市町村基本情報入力 入力 (申込)

※ は必須入力項目です。必ず入力してください。
入力が終わりましたら、次へボタンを押下してください。

次へ

対象年度: 令和 8年度
入力年月日: 令和 8年 5月 7日

市町村組合種別: 代表市町村
市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名(カナ): ヨウキリサイクル市
(漢字): 容器リサイクル市

郵便番号: 0001 - 0000 検索 *半角数字

所在地(カナ): ヨウキリサイクル市 (市区郡町村名) *全角22文字以内
*1パンチ1ゴウ (番地) *全角27文字以内
(ビル名) *全角27文字以内

所在地(漢字): 東京都 (都道府県)
*容器リサイクル市 (市区郡町村名) *全角22文字以内
*1番地1号 (番地) *全角27文字以内
(ビル名) *全角27文字以内

【契約責任者】

役職(漢字): 市長 *全角20文字以内
氏名(カナ): ヨウキ イチロウ *全角20文字以内
(漢字): 容器 一郎 *全角20文字以内

基本情報の項目の入力、修正及び確認

※ 1番地 1号 (番地) *全角27文字以内
 (ビル名) *全角27文字以内

【契約責任者】

役職(漢字)※: 市長 *全角20文字以内
 氏名(カナ): ヨウキ イチロウ *全角20文字以内
 (漢字)※: 宍器 一郎 *全角20文字以内

【担当者】

部課室係名(漢字): リサイクル部 *全角20文字以内
 役職(漢字): 部長 *全角20文字以内
 氏名(カナ): ヨウキ タロウ *全角20文字以内
 (漢字)※: 宍器 太郎 *全角20文字以内
 電話番号※: 03 - 1111 - 2222 *半角数字
 FAX番号※: 03 - 1111 - 3333 *半角数字
 E-mail: abc2@d.co.jp *半角英数字
 *確認のため、以下再入力してください。
 E-mail(確認): *半角英数字

【協会からの請求書宛先】

所在地及び担当者と同じ
 ※ 請求書宛先が上記の所在地及び担当者と同じの場合は、チェックをしてください。
 郵便番号※: 001 - 0000 検索 *半角数字

基本情報の項目の
 入力、修正及び確認

※市町村名や組合名の変更はオンライン画面では行えませんので、変更がある場合には、当協会HPから資料8「データ変更依頼書」をダウンロードし、必要項目をご記入のうえ、当協会総務部までFAXしてください（FAX：03－5532－9698）。

画面を一番下までスクロールすると、協会からの請求書宛先の項目が表示されます。

請求書送付先住所、部課室係名、氏名等に変更があれば修正を行ってください。

また、請求書の宛名表示様式を3パターンから選択することができます。

初期値は、1：市町村名（従来どおりの宛名「市町村（組合）御中」）が設定されていますので、宛名表示様式の変更がなければ、選択の必要はありません。

担当者名、所在地、請求書送付先又は宛名表示様式等の修正が完了しましたら、「次へ」ボタンをクリックしてください。

(漢字)※: 宍器 太郎 *全角20文字以内
 電話番号※: 03 - 1111 - 2222 *半角数字
 FAX番号※: 03 - 1111 - 3333 *半角数字
 E-mail: abc2@d.co.jp *半角英数字
 *確認のため、以下再入力してください。
 E-mail(確認): *半角英数字

【協会からの請求書宛先】

所在地及び担当者と同じ
 ※ 請求書宛先が上記の所在地及び担当者と同じの場合は、チェックをしてください。
 郵便番号※: 001 - 0000 検索 *半角数字

請求書送付先(カナ)※: ヨウキリサイクルシ (市区郡町村名) *全角22文字以内
 ※ 1パンチ1ゴウ (番地) *全角27文字以内
 (ビル名) *全角27文字以内

請求書送付先(漢字)※: 北海道 (都道府県)
 ※ 宍器リサイクル市 (市区郡町村名) *全角22文字以内
 ※ 1番地 1号 (番地) *全角27文字以内
 (ビル名) *全角27文字以内

部課室係名(漢字): リサイクル部 *全角20文字以内
 役職名(漢字): 部長 *全角20文字以内
 氏名(漢字): 宍器 太郎 *全角20文字以内
 電話番号: 03 - 1111 - 2222 *半角数字
 FAX番号: 03 - 1111 - 3333 *半角数字

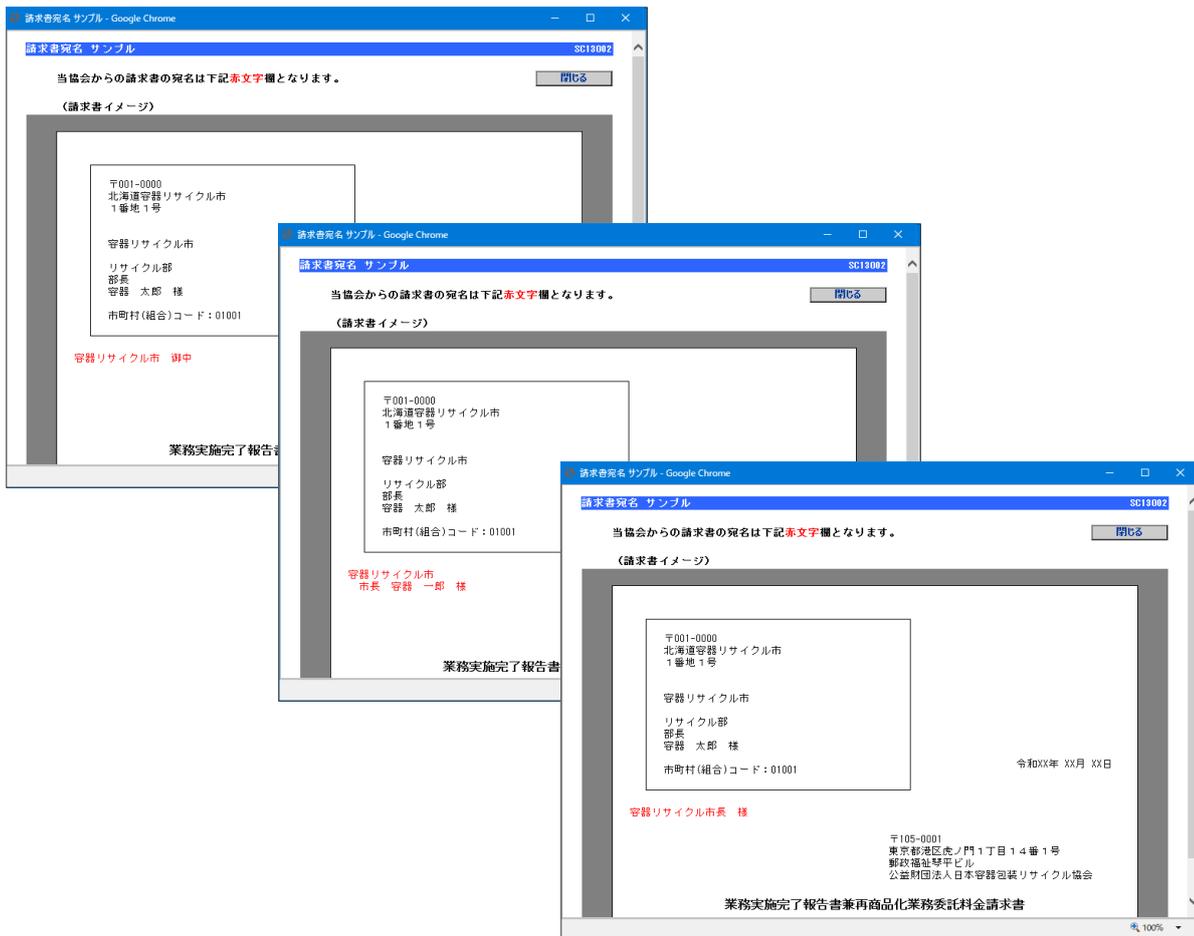
請求書宛名: 1:市町村(組合)名 【〇〇市 御中】 サンプル表示
 2:市町村(組合)名+契約責任者(役職・氏名) 【〇〇市 △△ ××様】
 3:市町村(組合)長 【〇〇市長 様】

次へ

②「請求書宛名」を選択後、「サンプル表示」ボタンをクリックしてください。請求書宛名サンプルが表示されます

③入力が完了したら「次へ」ボタンをクリックしてください

「サンプル表示ボタン」をクリックすると、次ページのように表示されます。



「次へ」ボタンをクリックすると以下の確認画面が表示されますので、内容の確認をしていただき、正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください。

SC13002

市町村基本情報入力 入力(申込)

登録はまだ完了していません。
以下の内容を確認し、よろしければ登録ボタンを押下してください。

対象年度: 令和 7年度
市町村組合種別※: 代表市町村
市町村又は組合コード: 01001
市町村又は組合名(カナ)※: ヨウキリサイクルシ
(漢字)※: 容器リサイクル市
郵便番号※: 001-0000
所在地(カナ)※: ヨウキリサイクルシ
※ 1パンチ1ゴウ

入力年月日: 令和 7年 5月 7日

登録
戻る

①正しく入力されていれば「登録」ボタンをクリックしてください

②訂正を行う場合は「戻る」ボタンをクリックし、入力画面に戻って訂正してください

登録が完了すると、以下の画面が表示されます。画面の左上のロゴをクリックして、トップページに戻ってください。

SC13002

市町村基本情報入力 入力(申込)

処理は終了しました。
メニュー左上の「TOP PAGE」または、REINS-CP ロゴを押下すると、トップページに戻ります。

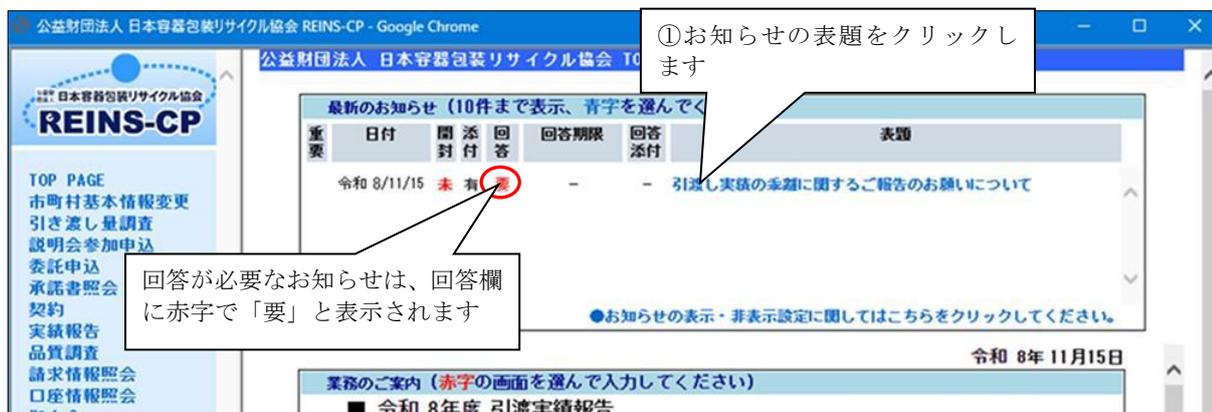
TOP PAGE 又は REINS-CP ロゴを押してトップページに戻ってください

以上で、市町村基本情報の変更は完了です。

(5) お知らせ画面の利用方法

当協会より、回答を求めのお知らせを発信することがあります。

お知らせの回答方法については、以下のとおりです。



要回答のお知らせの表題をクリックすると、お知らせの下に回答欄が表示されます。

内容

市町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法）ご担当者様

引渡し実績の乖離に関するご報告のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当協会の再商品化業務にご協力賜り誠にありがとうございます。

貴市町村・一部事務組合の保管施設に関しまして、協会への引渡し開始以降、引渡し累計数量と年間契約数量とを比べると10%以上の乖離が見られます。つきましては引渡実績報告の画面より、該当保管施設の乖離状況をご確認頂き、下記の手順に従い、プラスチック容器事業部宛にご報告をお願い申し上げます。

敬具

【実績乖離報告手順書】

- 添付ファイル「実績乖離報告フォーマット」をダウンロードし、必要箇所へご入力下さい。（契約数量と年間見込み量を入力すると乖離率は自動計算されます。）
- ファイルには、市町村・一部事務組合名を入れて保管下さい。
- 回答添付ファイル欄の参照ボタンを押して、保管したファイルをご登録下さい。
- 回答メッセージ記入欄に『実績乖離報告』と記入して、登録ボタンをクリック下さい。

なお、複数の保管施設が該当する場合は、フォーマット（エクセル形式）のシートを、1保管施設ごとにシート1枚の記入をお願いします。ご報告につきましては、本お知らせより2週間を目処にお願いします。

協会 プラスチック容器事業部
FAX：03-5532-8515（担当：...）

添付ファイル

実績乖離報告フォーマット.xls **ダウンロード**

回答

回答添付ファイル： *3個まで添付可能です。

クリア **ファイルを選択** 選択されていません

①添付ファイルがある場合は本ボタンからダウンロードし、内容を確認します

②回答メッセージ記入欄に、連絡事項があれば入力してください

回答メッセージ記入： ご担当者様
お世話になっております。
11月分実績乖離報告につきまして、別添のとおり送信しますのでよろしく申し上げます。
*全角400文字又は半角800文字以内

※ファイルを添付する場合
③「ファイルを選択」ボタンをクリックします

※ファイルを添付する場合
④この画面で、添付するファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします

⑤「次へ」ボタンをクリックします

次へ

確認画面が表示されますので、添付したファイル及び回答メッセージ内容に間違いがないかどうか、ご確認ください。

回答はまだ完了していません。
以下の内容を確認し、よろしければ回答ボタンを押下してください。

回答 **戻る**

表題
引渡し実績の乖離に関するご報告のお願いについて

内容
市町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法）ご担当者様
引渡し実績の乖離に関するご報告のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当協会の再商品化業務にご協力賜り誠にありがとうございます。

貴市町村・一部事務組合の保管施設に関しまして、協会への引渡し開始以降、引渡し累計数量と年間契約数量とを比べると10%以上の乖離が見込まれます。つきましては**引渡し実績報告の画面**より、該当保管施設の乖離状況をご確認頂き、下記の手順に従い、プラスチック容器事業部宛にご報告をお願い申し上げます。

敬具

【実績乖離報告手順書】
①添付ファイル「実績乖離報告フォーマット」をダウンロードし、必要箇所へご入力下さい。
(契約数量と年間見込み量を入力すると乖離率は自動計算されます。)
②ファイルには、市町村・一部事務組合名を入れて保管下さい。
③回答添付ファイル欄の参照ボタンを押して、保管したファイルをご登録下さい。
④回答メッセージ記入欄に『実績乖離報告』と記入して、登録ボタンをクリック下さい。

なお、複数の保管施設が該当する場合は、フォーマット（エクセル形式）のシートをコピーし、1保管施設ごとにシート1枚の記入をお願いします。
ご報告につきましては、本お知らせより2週間を目処にお願いします。

(本件お問合せ先)
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部
TEL：03-5532-8605/03-3528-8025 FAX：03-5532-8515 (担当：●●/■●)

添付ファイル
実績乖離報告フォーマット.xls **ダウンロード**

回答
回答添付ファイル：11月分実績乖離報告.xlsx

⑥正しく入力されていれば「回答」ボタンをクリックしてください

回答が完了すると、以下の画面が表示されます。

お知らせ内容確認 CM04002

処理は正常に終了いたしました。

トップページへ

(6) 保管施設別再商品化事業者一覧表及び保管施設別引き取り運搬事業者一覧印刷方法

令和2年4月以降、契約関連書類を貴市町村・一部事務組合へ送付（毎年3月下旬頃）後に再商品化事業者等の追加又は変更があった場合、変更手続き完了後、当協会から郵送による送付は行わず、オンライン画面（REINS）から印刷していただく運用になっております。

また、資料3「令和8年度業務スケジュール及び注意点について」の「2. PETボトルの再商品化業務スケジュール」に記載のとおり、PETボトル下期用の「保管施設別再商品化事業者一覧表（特定事業者負担分）」及び「保管施設別引き取り運搬事業者一覧」はオンライン画面（REINS）から出力・保管いただくこととなっておりますので、併せて下記に出力方法を記載させていただきます。

なお、PETボトル下期（令和8年10月1日から令和9年3月31日）の再商品化業務を担当する事業者の決定連絡は、8月下旬を予定しております。

また、令和5年度より分別収集物（製品プラ）のお申込み及び契約がある場合、「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」が出力可能となっております。

出力・印刷手順は、以下のとおりです。

1. お知らせの確認

事業者の変更、追加等が生じた場合、REINSの「最新のお知らせ」に、
「保管施設情報の変更について」又は、「運搬事業者の変更について」が掲載されます。
※電子メールも送信されますので、REINSにログインし、ご確認ください。

2. 保管施設別事業者一覧印刷

保管施設別事業者一覧印刷画面から印刷を行い、保管してください。
※「保管施設情報の変更について」又は、「運搬事業者の変更について」のお知らせ内容からも保管施設別事業者一覧印刷画面へ遷移できます。

完了

※当協会オンラインシステム（REINS）をご利用になれない環境の場合は、従来どおり郵送で対応させていただきます。

1) オンラインによる具体的な操作方法

① 保管施設別事業者一覧印刷

保管施設別事業者一覧画面から印刷できます。

ログイン後に表示される左側のメニューの「保管施設別事業者一覧印刷」をクリック、次に「検索」ボタンをクリックし、下記画面を表示させます。

最新のお知らせ「事業者情報変更に関するお知らせ」からも、下記画面に遷移することができます。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 REINS-CP

保管施設別事業者一覧印刷 SC19008

対象年度：令和 8年度
市町村又は組合コード：01001 リサイクル市

検索

保管施設別事業者一覧印刷 検索 SC19008

※印刷したい帳票を選択し、印刷ボタンを押下してください。(複数選択可)

保管施設別事業者一覧	更新日	印刷
保管施設別再商品化事業者一覧表 (特定事業者負担分)	—	<input type="checkbox"/>
保管施設別再商品化事業者一覧表 (市町村負担分)	—	<input type="checkbox"/>
保管施設別再商品化事業者一覧表 (製品・産廃プラ)	—	<input type="checkbox"/>
保管施設別引き取り運搬事業者一覧	—	<input type="checkbox"/>

注 1) 印刷時、A3縦のサイズで、PDF表示されます。
2) 最新の更新日のものしか印刷されません。
3) 一覧の内容に変更等が生じた場合は更新日が表示されます。表示されていない場合は4月1日時点での内容です。
4) PETボトルを契約されている場合は、下期落札事業者決定後、各一覧を案内する時期に更新日が更新されます。

印刷

① 「契約」をクリックし、「保管施設別再商品化事業者一覧印刷」をクリックしてください

② 「検索」ボタンをクリックしてください

③ 印刷したい帳票を選択してください

④ 「印刷」ボタンをクリックしてください

印刷したい帳票を選択し、「印刷」ボタンをクリックしてください。
印刷イメージは、次ページを参照してください。

【更新日について】

毎年3月下旬頃に郵送した事業者の登録内容から変更がなければ、更新日は、「—」と表示されます。

変更手続き完了後に、更新日が表示されます。

※「—」が表示されている場合、当協会から郵送した内容（4月1日時点）と同じ内容の帳票が印刷されます。

「更新日付」が表示されている場合は、変更された最新の帳票が印刷されます。

PETボトルを契約されている場合は、下期落札事業者決定後、9月以降に更新日が更新されます（出力可能になりましたら、改めてREINSよりお知らせします）。

②印刷サンプル

前ページで説明した「印刷」ボタンをクリックすると、下記 a～d の帳票が表示されます。
 ※用紙のサイズは、A3縦で設定されています。

a. 保管施設別再商品化事業者一覧表（特定事業者負担分）

Super Visual Formade Print 1 / 1 | 67% + | [印刷] [戻る]

令和 8 年度 保管施設別再商品化事業者一覧表（特定事業者負担分）

市町村等契約者コード：00001
 契約者名：リサイクル市
 契約書番号：2001100000000-01

数量 予定委託数量（単位：Kg/年）

保管場所	分別基準適合物		再商品化事業者（代表事業者）	再商品化事
	種類	数量		
01 ●●保管施設 1951306980001001	無色	3,037,440	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	
	茶色	2,188,200	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513069807
	その他の色	2,111,970	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513069807
1951306980001001	PETボトル空	2,801,700	北海道ペットボトルリサ ■■工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	501008701
				513069807
				513069807
02 ◆◆保管施設 1951306980001001	無色			501091001
	茶色			513069807
	その他の色			513069807
1950109100001001	PETボトル空	1,139,050	北海道ペットボトルリサイクル株式会社 ■■工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	501008701

変更があった場合は、こちらに更新日が表示されます

保存又は印刷し、保管してください
 ※何度でも印刷可能です

b. 保管施設別再商品化事業者一覧表（市町村負担分）

Super Visual Formade Print 1 / 1 | 67% + | [印刷] [戻る]

令和 8 年度 保管施設別再商品化事業者一覧表（市町村負担分）

市町村等契約者コード：00001
 契約者名：リサイクル市
 契約書番号：2001100000000-01

数量 1段目： 予定委託数量（単位：Kg/年）
 2段目： 委託単価（単位：円/Kg）
 3段目： 委託料金（単位：円）
 4段目： 負担比率（単位：%）

保管場所	分別基準適合物		再商品化事業者	再
	種類	数量		
01 ●●保管施設 1951306980001001	無色	126,560	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	
		4.3		513069807
		544,208		513069807
1951306980001001	茶色	416,800	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513069807
		6.0		513069807
		2,500,800		513069807
1951306980001001	その他の色	261,030	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513069807
		11.6		513069807
		3,027,948		513069807
02 ◆◆保管施設 1951306980001001	無色	81,440	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513069807
		4.3		513069807
		221,192		513069807
1951306980001001	茶色	169,440	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513069807
		6.0		513069807
		1,016,640		513069807
1950109100001001	その他の色	106,040	株式会社○ガラスリサイクル ●●工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	501091001
		11.6		501091001
		1,230,064		501091001
03 ■■保管施設 1950709460004003	プラスチック製容器包装	30,000	株式会社△プラスチックリサイクル ▲▲工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	507094601
		46.0		513016404
		1,380,000		513016404
1950709460004003	プラスチック製容器包装	24,250	株式会社□プラスチックリサイクル ◆◆工場 ***県 ***市***町***丁目**番地***	513016404
		46.0		513016404
		1,115,500		513016404

変更があった場合は、こちらに更新日が表示されます

c. 分別収集物 保管施設別再商品化事業者一覧表

分別収集物（製品プラ）の契約がある場合のみ、出力されます。

令和 8年度 分別収集物 保管施設別再商品化事業者一覧表

市町村等契約者コード：30041
 契約者名：リサイクル市
 契約書番号：232322000000-01

※リリプラ(参考)の予定委託数量(kg)は、プラスチック資源循環促進法12条に基づく引き渡し申込量を記載。

保管場所	素材名	比率 (%)	予定委託数量 (kg)	協会経費単価 (kg/円)	再商品化事業者 (再生処理事業者/代表事業者)	住所	再商品化事業者 工場コード
01 ●●保管施設	製品プラ	0	0	1,211	株式会社△△プラスチックリサイク ル	〒100-0001 東京都千代田区△△	5101
	産業プラ		101,040	1,211	▲▲工場		***
	リリプラ (参考)	100	358,240	--			
	合計	100	459,280				
以下空白							

変更があった場合は、こちらに更新日が表示されます

d. 保管施設別引き取り運搬事業者一覧

令和 8年度 保管施設別引き取り運搬事業者一覧

市町村等契約者コード：00001
 契約者名：リサイクル市

保管施設	素材	再生処理事業者	引き取り運搬事業者	
01 ●●保管施設	ガラスびん	〇〇〇〇リサイクル株式会社	〇〇〇〇〇1 運送株式会社 〇〇〇〇〇1 急行株式会社	〇〇〇〇〇1 運輸株式会社
	PETボトル		〇〇〇〇〇1 ロジ株式会社 〇〇〇〇〇1 トラック株式会社 □□□□〇1 運送株式会社 □□□□〇1 物流株式会社	〇〇〇〇〇1 トランス株式会社 〇〇〇〇〇1 ライン株式会社 □□□□〇1 運輸株式会社 □□□□〇1 急行株式会社
	PETボトル		□□□□〇1 ロジ株式会社	□□□□〇1 トランス株式会社
	ガラスびん	〇〇〇〇工業株式会社	〇〇〇〇〇1 物流株式会社	
02 ◆◆保管施設	ガラスびん	〇〇〇〇リサイクル株式会社	〇〇〇〇〇1 運送株式会社 〇〇〇〇〇1 急行株式会社	〇〇〇〇〇1 運輸株式会社
	PETボトル		〇〇〇〇〇1 ロジ株式会社 〇〇〇〇〇1 トラック株式会社 □□□□〇1 運送株式会社 □□□□〇1 物流株式会社	〇〇〇〇〇1 トランス株式会社 〇〇〇〇〇1 ライン株式会社 □□□□〇1 運輸株式会社 □□□□〇1 急行株式会社
	PETボトル		□□□□〇1 ロジ株式会社	□□□□〇1 トランス株式会社
	ガラスびん	〇〇〇〇工業株式会社	〇〇〇〇〇1 物流株式会社	
03 ■保管施設	プラスチック		□□□□〇1 トランス株式会社 □□□□〇1 トランス株式会社 ××××〇1 急行株式会社	□□□□〇1 トランス株式会社 △△△△〇1 トラック株式会社 ××××〇1 ロジ株式会社

変更があった場合は、こちらに更新日が表示されます

以上で完了となります。

実績報告用紙送付依頼書

資料 7

※実績報告は、インターネットを活用したオンラインで行うことが原則です。
 本資料は、インターネットを利用できない場合にのみご利用いただきます。

送信先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

FAX：03-5610-6245

令和8年度分別基準適合物の引き渡し実績報告用紙の送付を希望します。

送信日：令和 年 月 日

市町村・組合名：		コード番号				
送 信 者	氏 名	カナ				
	電 話 番 号					

《実績報告用紙の送付先》

	送付先
市町村名・ 組合名	カナ
住所	カナ 〒
担当部署	
担当者役職	
担当者氏名	カナ
電話番号	
FAX 番号	

データ変更依頼書

※データ変更は、インターネットを活用したオンラインで行うことが原則です。
本資料は、インターネットを利用できない場合にのみご利用いただきます。

送信先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部 データ変更担当者 宛
FAX：03-5532-9698

送信日：令和 年 月 日

市町村・組合名：		コード番号				
送 信 者	氏 名	カナ				
	電 話 番 号					

下記のとおり変更がありましたので、ご連絡いたします。

《変更内容：変更する部分のみご記入ください。》

		現在	新
市町村名・組合名			カナ
所在地 (資料送付先)		〒	カナ 〒
契約 責任者	役職		
	氏名		カナ
担当者	部課室 係		
	役職		
	氏名		カナ
	TEL		
	FAX		
	e-mail		

請求書 送付先	住所	〒	カナ 〒
	部課室 係		
	役職		
	氏名		
請求書宛名 (該当にチェック)		<input type="checkbox"/> 市町村（組合）名 <input type="checkbox"/> 市町村（組合）名 + 契約責任者名（役職・氏名） <input type="checkbox"/> 市町村（組合）長	<input type="checkbox"/> 市町村（組合）名 <input type="checkbox"/> 市町村（組合）名 + 契約責任者名（役職・氏名） <input type="checkbox"/> 市町村（組合）長

令和 8 年 3 月 13 日

市(区)町村・一部事務組合
容器包装リサイクルご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純生
(公 印 省 略)

市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 21 年 6 月の中央環境審議会、産業構造審議会合同のプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会で決定された再商品化の透明性向上のための措置として、市町村・一部事務組合(以下、「市町村」という。)が当該市町村からの容器包装物を受け入れている再商品化事業者に対して「現地確認」を行うことができるようにするとあります。

これを受け、当協会は現地確認を制度として定め、分別基準適合物及び分別収集物を対象に現地確認が可能となっておりますので、趣旨をご理解のうえ、希望される場合にはお申込みいただきますようお願いいたします。詳しくは、当協会から令和 8 年 3 月下旬発送予定の「業務実施覚え書き(第 14 条)」をご参照ください。プラスチック資源循環促進法 32 条に基づく分別収集物の契約がある場合は、「委託契約書(プラスチック資源循環促進法関係)(第 18 条)」に同様の記載がございますので、併せてご確認くださいませようお願いいたします。

敬具

記

1. 対象となる分別基準適合物及び分別収集物

- (1) ガラスびん
- (2) PET ボトル
- (3) 紙製容器包装
- (4) プラスチック製容器包装又は分別収集物

2. 申込み手順について

申込みは、原則オンラインで行う方法となります。ただし、オンラインが利用できない場合は、担当事業部宛に添付の「現地確認実施申込票」を FAX してください。現地確認の申込みから現地確認、再商品化事業者の実施内容報告までの手続きフローを裏面に記載しますのでご確認ください。

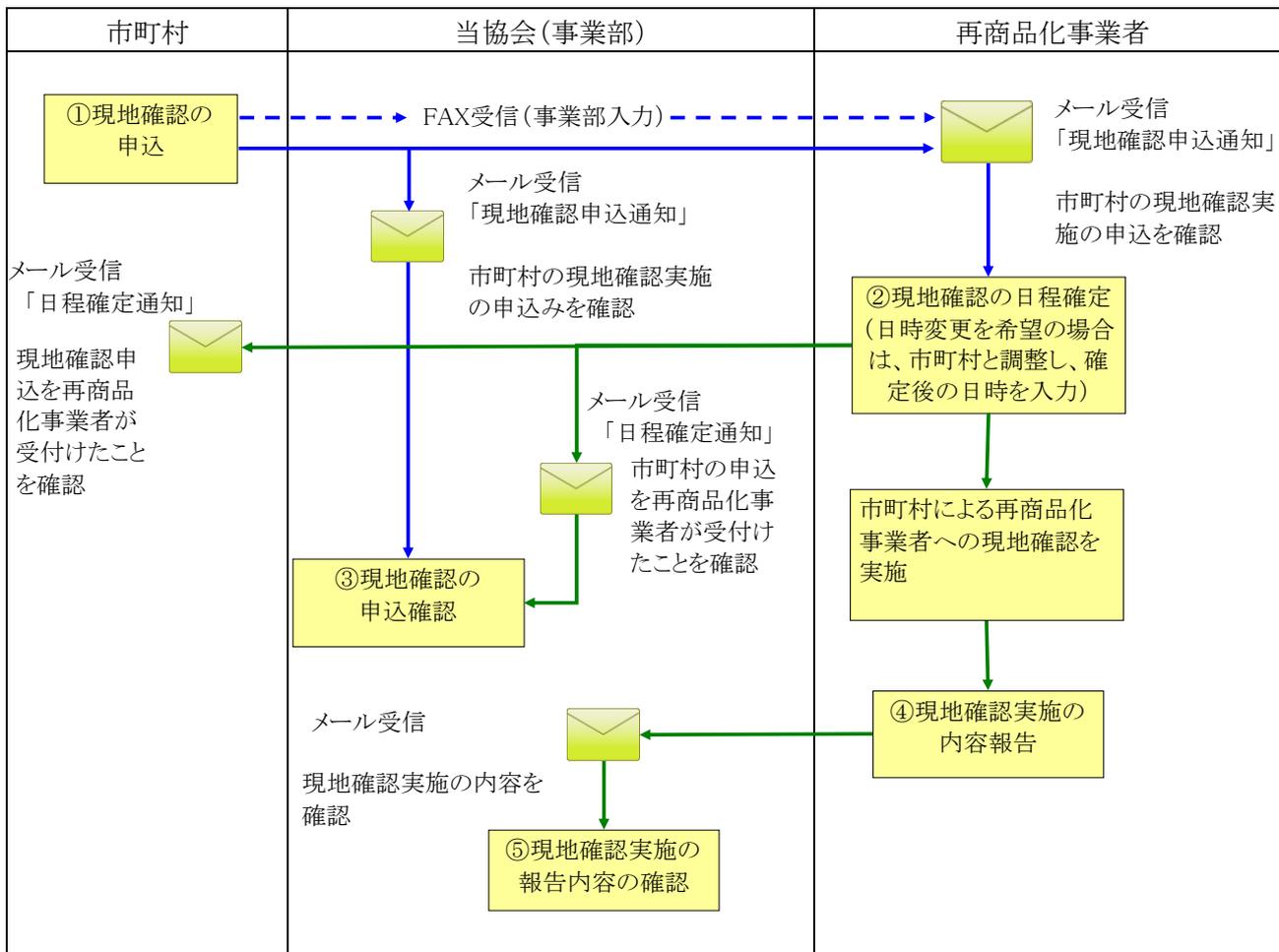
(1) 現地確認の実施申込み

再商品化事業者の現地確認の受け入れが可能か確認を行いますので、希望日時、参加者情報等をオンラインか FAX にてお申込みください。

(2) 再商品化事業者の日程確認・確定

希望の日時での受け入れが確定された後、ご連絡を差し上げます。1 週間経過しても、日程確定の通知が届かない場合は、再商品化事業者へご確認ください。オンライン申込みに関する詳細は、同封の資料 6「再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル」をご参照ください。

【現地確認の申込から実施報告までの手続きフロー】



3. 再商品化事業者に対する改善要請事項、関連調査事項の依頼について

現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求める事項、又は協会に関連調査を依頼する必要がある時は、協会に書面にて詳細を通知してください。協会は通知を踏まえ適切に対処し、その内容及び結果についてご報告いたします。

4. 本件に関する問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびん事業部 TEL:03-5532-8695 FAX:03-5532-8515

PETボトル事業部 TEL:03-5532-8691 FAX:03-5532-8515

紙容器事業部 TEL:03-5532-8588 FAX:03-5532-8515

プラスチック容器事業部 TEL:03-5532-8608 FAX:03-5532-8515

以上

市町村による再商品化事業者への現地確認実施申込票

*は必須事項

*対象素材(○で囲む)	ガラスびん・PETボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装 又は分別収集物		
*申込年月日	令和 年 月 日	市町村コード	
*市町村・一部事務組合名			
*担当部署名・役職			
*担当者名			
*連絡先	TEL:	FAX:	
	E-MAIL:		
*再商品化事業者名			
*工場名(所在地)			
担当者名・連絡先			

現地確認希望日の(1)か(2)のいずれかを○で囲み、(1)の場合は希望日時もご記入ください。
(2)は、プラスチック製容器包装の場合のみ選択できます。

*現地確認希望日	(1) 希望日時 月 日 (: から開始)
	(2) ベール調査実施日 *プラスチックのベール調査は実施予定の1週間前にご連絡します。連絡を受け、同日に現地確認を希望する場合は○で囲んでください。

*参加予定者	氏名	所属部署・役職	連絡先(電話番号)
代表者	1		
合計 _____名	2		
	3		

現地確認事項 (希望事項を○で 囲んでください)	1. 再生処理施設及び稼働状況
	2. 生産管理月報(再商品化実施状況の記録)
	3. 販売実績の伝票等(PETボトルを除く)

協会利用欄	
-------	--

問い合わせ先 : ガラスびん事業部 TEL:03-5532-8695
 PETボトル事業部 TEL:03-5532-8691
 紙容器事業部 TEL:03-5532-8588
 プラスチック容器事業部 TEL:03-5532-8608

日容包リ発第 7-334号
令和 8 年 3 月 13 日

市（区）町村・一部事務組合（容器包装リサイクル）
ご担当者様 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純生
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度ガラスびん分別基準適合物の品質調査への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、指定保管施設から引き取りを行うガラスびんの分別収集品は、分別基準に適合し、当協会で設定したガラスびん引き取り品質ガイドラインを目標として分別収集・保管されることとなっております。再商品化を円滑かつ確実に実行するためには、協会が引き取るガラスびんの品質確保が必要となります。しかしながら、ガイドラインと大幅に乖離している事例も見受けられます。このような場合は必要に応じ品質調査を実施させていただきます。

つきましては、当協会または再商品化事業者から品質調査実施についての連絡がございました際には、調査につきご協力のほどをお願い申し上げます。

本品質調査結果により、万一品質改善等の必要性が生じた場合には、対応策等について別途ご相談させていただくことを考えております。その節にはご協力いただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

（本資料は、ガラスびんの引き渡しを実施しない市町村・一部事務組合等にも送付しております。ご了承ください。）

敬具

【追伸】

化粧品びんの分別収集について、まだ対象品目とされていない自治体におかれましては、再度ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。また、ガラスびんのラベルを収集の際に、はがすことを条件としている市町村・一部事務組合が散見されますが、ガラスびん分別基準適合物の条件とはなっていませんので、改めて品質ガイドライン等をご確認いただきますようお願いいたします。

添付資料：【ガラスびん再商品化事業者向け文書】

1. 令和 8 年度ガラスびん分別基準適合物の品質調査について
2. ガラスびん引き取り品の評価方法
 - (1)別紙-1:ガラスびん引き取り品 品質評価記録用紙
 - (2)別紙-2:作業のフローと作業者について

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部
TEL：03-5532-8695, 8592 / FAX：03-5532-8515



令和8年3月2日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部

令和8年度ガラスびん分別基準適合物の品質調査について

協会では市町村・一部事務組合の指定保管施設から引き取りを行うガラスびん分別基準適合物の品質確保、向上を図るため、貴社が再生処理を担当する指定保管施設の品質調査を実施していただく場合があります。実施要領は下記のとおりです。ご協力のほど、宜しくお願いします。

記

1. 対象

当協会が適宜選定した保管施設を対象として、再生処理事業者に品質調査をお願いすることになります。品質調査の結果に問題点がある場合、協会は担当再生処理事業者に連絡のうえ、共同で保管施設の品質改善対策の検討・実施依頼を行っていきます。

また、再生処理事業者の自発的な品質調査の結果をもとに、市町村・一部事務組合に改善対策の検討・実施依頼を予定いたします。

2. 方法

- (1) 令和8年度中に協会から品質調査が必要と判断した保管施設名を連絡いたします。連絡を受けた再生処理事業者は、該当保管施設の市町村・一部事務組合の担当者と品質調査日程を調整のうえ、実施してください。市町村・一部事務組合に対しては担当者の立ち会いを要請していただきますが、市町村・一部事務組合の都合で立ち会えない場合は、再生処理事業者単独で実施することを断ったうえで実施してください。調査日程は事前に、協会へ連絡してください。協会が立ち会う場合もありますので、その際は協会と日程の調整をお願いいたします。
- (2) 市町村・一部事務組合へ引き取り品の品質改善を求めるとの品質調査や、再生処理事業者の自発的な品質調査をする場合は、適宜実施してください。この場合も、できるだけ別添「ガラスびん引き取り品の評価方法」に準じて行ってください。
- (3) 品質調査結果のまとめはREINSの「品質調査」の「調査結果入力」から入力してください。

3. 期間

- (1) 協会が依頼した品質調査については、保管施設からの引き取り後できるだけ速やかに実施してください。調査結果は、実施後一週間以内に協会と市町村の双方へ異物等の写真とともに送付してください。
- (2) 調査の結果、市町村等に品質改善を求める場合は、調査結果・写真等で市町村・一部事務組合の担当者に結果を説明して、品質改善のお願いをしてください。品質改善が行われない場合は、協会が調整・品質改善の依頼等を行います。

4. 添付資料

- (1) 「ガラスびん引き取り品の評価方法」
- (2) 別紙ー1: ガラスびん引き取り品 品質評価記録用紙
- (3) 別紙ー2: 作業のフローと作業者について

本件連絡先: 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部
TEL 03-5532-8695、8592 FAX 03-5532-8515

以上

ガラスびん引き取り品の評価方法

1. 評価対象及び評価の実施場所、実施要領等

(1) 評価対象

- ①協会が選定した保管施設
- ②再生処理事業者が必要と選定した保管施設

(2) 実施場所

原則として再生処理事業者の再生処理工場

(3) 品質調査実施者

再生処理事業者が実施してください。その際、原則として市町村・一部事務組合関係者に連絡して、関係者立会いのうえ実施してください。市町村・一部事務組合関係者が立会いを省略し、再生処理事業者に評価を一任するとした場合には、[別紙-1]の「ガラスびん引き取り品 品質評価記録用紙」、「市町村立会人」欄の□委任にチェックを付けてください(委任状は不要です)。

(4) 評価記録の提出先及び保管

品質調査終了後、評価結果を[別紙-1]の「ガラスびん引き取り品 品質評価記録用紙」に記入し、オンライン入力してください。写しは市町村・一部事務組合の関係者に送付してください。REINSに入力した結果は協会に自動的に送信されます。評価結果の送付は不要です。なお、総合判定がDランクの場合のみ、写真を当協会に送付してください。コメントが有る際は、あわせて送付してください。

(5) 記録開示の禁止

調査結果は本関係者以外の第三者に対して提供・開示をしてはいけません。

2. 評価の準備

(1) 一般的な評価用道具について

	評価用道具	備 考
1	軍手	作業用軍手を人数分用意
2	スコップ	ガラスびん引き取り品供給用
3	プライヤー等	変形して取りにくいキャップを取るためにプライヤーやペンチを使用
4	秤量2kgのはかり	異物の計量用に最小目盛1g以下のもの
5	秤量30kg程度のはかり	ガラスびん引き取り品計量用として、30kgまでのはかりを用意、P箱に入った引き取り品を量るので秤量30kgまでで十分
6	プラ箱等	ガラスびん引き取り品を入れ、抜取り検査に使用
7	電卓	必須ではない。異物混入割合の計算をする場合に使用
8	異物分類ケース	異物を分類できるよう弁当箱大の容器を11個用意
9	品質評価記録用紙	書式 別紙-1
10	カメラ	デジタルカメラを推奨(パソコンに取り込みやすいため)

3. 評価方法

採取作業によるサンプリングでは、特定な物だけ偏って混入しない方法をとることが重要であり、そのロットを代表するサンプリングを行う必要があります。下記に一般的な評価方法を記載します。これに準ずる方法で、同様の結果が得られる場合、その方法で行ってください。

(1) ガラスびん引き取り品のならし・平準化

ショベルローダー等で上下を混ぜ合わせガラスびん引き取り品をならし、平準化します。

(2) プラ箱の重量の計量

採取用プラ箱の重量をあらかじめ計量、記録します。

(3) サンプル重量の計量

ガラスびん引き取り品の山から任意にスコップで採取し、プラ箱に入れ計量、記録します。サンプルの標準採取量は250kgです。場所や人手等の関係で下回っても可としますが、最低でも120kgとしてください。

(4) 異物のピックアップと分類

腰の高さに設置した、プラ箱のサンプルを異物とガラスに分けます(ガラスは元の山へ)。作業しやすい高さが疲労の軽減になります。異物は11種類の容器に小分けし、計量、記録します。以上の作業を繰り返して、全量进行评估してください。異物ごとに内容が判るように写真を撮影してください。

(5) 品質評価記録用紙への記録と判定

評価結果は[別紙-1]の「ガラスびん引き取り品 品質評価記録用紙」に記録します。

①個々に計量した引き取り品(P箱計算重量を差し引いた後)の合計重量を記録します。

②異物の重量は混入しているガラスの部分を取り除き、異物別に重量を量って記録します。

③REINSでサンプル重量(抜き取り検査採取重量)(kg)と異物重量(g又は本数)を「検査結果」欄に入力する。REINSで、1トン換算の値に計算され、評価(A, B, D)が判定されます。

※作業フロー等は[別紙-2]の「作業のフローと作業者について」を参照のこと。

4. 評価基準

(1) 異物の区分と品質ランク

異物の区分		ガラスびん1トン中の混入量(小数点以下は切り上げ)		
		Aランク	Bランク	Dランク
キャップ類	①アルミニウム	30g以下	31～60g	61g以上
	②スチール	50g以下	51～100g	101g以上
	③その他の金属	50g以下	51～100g	101g以上
	④プラスチック	500g以下	501～1,000g	1,001g以上
⑤陶磁器類の混入		30g以下	31～60g	61g以上
⑥石・コンクリート・土砂類の混入		30g以下	31～60g	61g以上
⑦無色ガラスびんへの他の色混入		500g以下	501～1,000g	1,001g以上
⑧色ガラスびんへの他の色ガラスびん混入		1,000g以下	1,001～2,000g	2,001g以上
⑨ガラスびんの中の中身残り・汚れ		無し	割れずに中身が残っているびん1本程度	割れずに中身が残っているびん2本以上
⑩ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入(注)		無し	—	有り
⑪プラ・PET・缶・紙等の容器の混入		無し	1本	2本以上

注:⑩異質ガラス等の混入は品質に対する影響度が非常に大きいので、混入があった場合は全てDランクとなります。

(2)評価結果の総合評価

Aランク:①～⑩の評価項目の数値が全てAランク以内である。

Bランク:①～⑩の評価項目の数値がAランクとBランク。Dランクは2項目以下。

Dランク:①～⑩の評価項目のうち、Dランクが3項目以上含まれる。

ただし、Dランク項目で著しく基準をオーバーしている場合や劇薬等が入っていたびんが混入した場合はDランク相当と判断し、品質改善対策の検討・実施対象となる場合があります。

5. Dランク判定への対応

再商品化に支障が生じる場合がありますが、当面引き取りを継続してください。

品質が非常に悪い場合でも、事業者の判断で引き取り拒否はせず、当協会へ速やかにご連絡ください。

当該市町村・一部事務組合等にDランクになった項目についての品質向上を連絡し、改善のお願いをしてください。

当協会から、当該市町村・一部事務組合に、改善計画書の提出及び改善の実施を要請します。

以上

〔別紙－1〕

ガラスびん引き取り品 品質評価記録用紙

市町村・一部事務組合名				
指定保管施設名称				
監査実施場所	名称			
	所在地			
再商品化事業者名称				
指定法人検査員	役職		氏名	
再商品化事業者 検査員	役職		氏名	
	電話番号		FAX番号	
市町村立会人	役職		氏名	<input type="checkbox"/> 委任*1
委託事業者立会人			氏名	
検査年月日			検査対象	

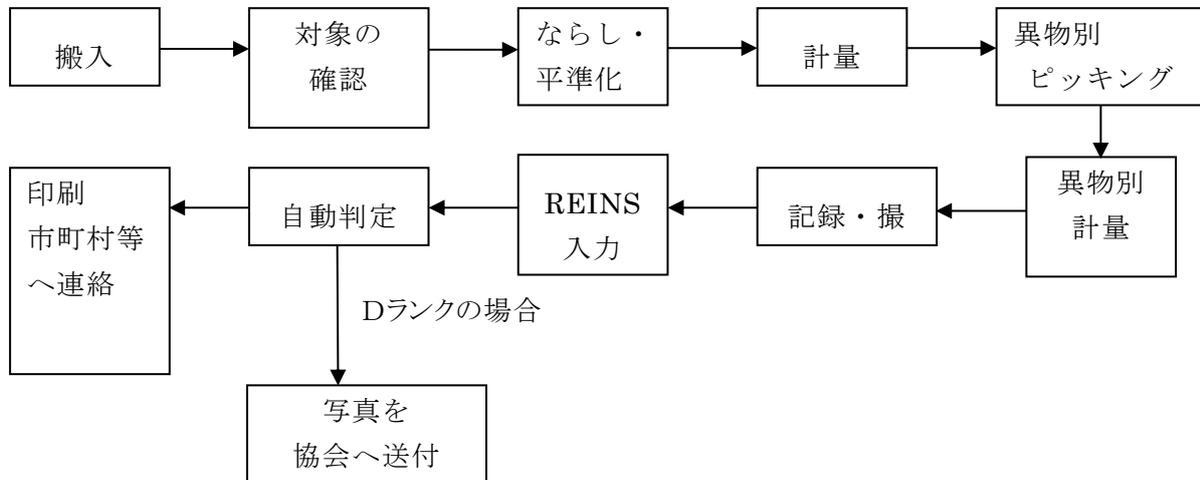
*1: 委任の場合は□にチェック

抜き取り検査採取重量 (標準:250kg)			今回採取重量: _____ kg (1)			
異物の区分	ガラスびん1トン中の混入量			検査結果(g) (2)	1トン換算値(g) (3) *2	評価
	Aランク	Bランク	Dランク			
キ ャ ッ プ 類	①アルミニウム	30g以下	31～60g	61g以上		
	②スチール	50g以下	51～100g	101g以上		
	③その他の金属	50g以下	51～100g	101g以上		
	④プラスチック	500g以下	501～1,000g	1,001g以上		
⑤陶磁器類の混入		30g以下	31～60g	61g以上		
⑥石・コンクリート・土砂類の混入		30g以下	31～60g	61g以上		
⑦無色ガラスびんへの他の色混入		500g以下	501～1,000g	1,001g以上		
⑧色ガラスびんへの他の色ガラスびん混入		1,000g以下	1,001～2,000g	2,001g以上		
⑨ガラスびんの中の中身残り・汚れ		無し	割れずに中身が残っている びん1本程度	割れずに中身が残っている びん2本以上		
⑩ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入		無し	—	有り		
⑪プラ・PET・缶・紙等の容器の混入		無し	1本	2本以上		
総合評価						

*2: 1トン当たりの換算値 (3)=(2)÷(1)×1,000 (小数点以下は切り上げ)

作業のフローと作業者について

1. 作業のフロー



2. 作業者(一般的な作業状況を示します)

(1) ガラスびん引き取り品計量、供給係

ガラスびん引き取り品の山から、サンプルを所定の容器にスコップで抜き取り、重量を量る。

(2) 異物抜き取り係

プラ箱に入れたガラスびん引き取り品より異物を選別する。

(3) 記録係

ガラスびん引き取り品の重量、異物の重量を計算し異物の混入状況を記録、写真撮影を行う。

以上

日容包リ発第 7-327 号
令和 8 年 3 月 13 日

市（区）町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法）ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純生
（公印省略）

令和 8 年度 P E T ボトル分別基準適合物の品質調査の実施及び協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、指定保管施設から引き取る P E T ボトルの分別基準適合物の品質は、再商品化の円滑かつ確実な実行にとって非常に重要な事項ですので、平成 10 年度以来、P E T ボトルベール品の品質調査を行い、その後の改善を図っていただくことにより品質向上をお願いしております。

令和 7 年度の品質調査結果においては、下期のみ引き渡しの市町村を含め、一部未実施の保管施設がありますが、保管施設件数構成比（括弧内は令和 6 年度）で A ランクは 95.1%（95.9%）、B ランクは 3.3%（2.4%）、D ランクは 1.6%（1.7%）、重量構成比で A ランクは 92.5%（95.1%）、B ランクは 6.6%（4.1%）、D ランクは 0.9%（0.8%）となりました。

B ランク、D ランクとなった市町村におかれては、更なる改善努力をお願い申し上げます（保管施設別状況等、詳細は当協会ホームページをご参照ください）。

令和 8 年度も全ての指定保管施設について、落札した再生処理事業者による引き取り P E T ボトルの品質調査を実施いたします（各保管施設上期 1 回実施、上期未申込は下期）ので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、品質調査は引取先の再生処理工場で行われ、各市（区）町村・一部事務組合のご担当者の方は、品質調査の立ち合いを実施するか再生処理事業者へ一任するか、ご判断をお願いいたします（実施要領は実施要領 URL をご参考ください）。

品質調査の結果、B ランクとなった場合は、A ランク以外になった項目の品質の向上のお願いをし、D ランク判定の場合（丸ボトル除く）は、協会から当該市町村・一部事務組合に改善計画書の提出及び改善の実施を要請し、改善状況の確認を含め、次年度の調査時に協会が立会を実施します。調査結果につきましては、従来同様、上期終了時及び年度終了後に公表（協会ホームページ等で）させていただきます。

本書簡は P E T ボトルの引き渡しを実施しない市町村・一部事務組合様にも送付しておりますので、ご了承ください。ご不明な点は、下記の連絡先までご連絡ください。 敬具

（参考）参考資料①：P E T ボトル分別基準適合物（ベール品）の品質調査結果記録表、
品質ランク区分及び配点基準

実施要領 URL：https://reinscp.jcpra.or.jp/REINS-cp/R_Info/2024/pdf/setumei_pet_08.pdf

（参考として昨年の事業者向けに通知している実施要領の URL を添付します。今年度も実施要領に変更はありません。）

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 P E T ボトル事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル 2 階
T E L：03-5532-8691 F A X：03-5532-8515

PETボトル分別基準適合物(ペール品)の品質調査結果記録表

参考資料①

市町村名又は組合名							
保管施設名							
調査実施日		令和 年 月 日 ()	調査実施者	役職:			
				氏名:			
市町村等立会者		役職: 氏名:			<input type="checkbox"/> 委任(立会無)		
調査の場所及び所在地							
サンプル量		大・中・小型	ペール数: 個	総重量: g	丸ボトル: 有・無		
		結束材: PPバンド・PETバンド・番線・その他()					
総合判定結果		A・B・D (該当ランクを○で囲む)					
目視検査		区 分			判定及び配点(○印)		
					A	B	D
ペール状態	① 外観汚れ程度	A.殆ど汚れない	B.少しの汚れ	D.大変汚い	8	4	1
	② ペールの積み付け安定性	A.荷崩れがない	B.積み重ねが不安定	D.積み重ねが困難	6	3	1
	③ ペールの解体性	A.手で解体可能	B.ハンマー等簡単な道具で解体出来る	D.簡単な道具で解体出来ない	4	2	1
計量検査項目		個数(ケ)	重量(g)	重量(%)	判定及び配点(○印)		
					A	B	D
再商品化にPETボトルを影与える	④ キャップ付きPETボトル				8	4	1
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル				8	4	1
	⑥ 中身が残っているPETボトル				8	4	1
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル				8	4	1
	⑧ 異物の入ったPETボトル				8	4	1
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル				8	4	1
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル				6	3	1
	⑪ 材質識別マークのないボトル				4	2	1
	⑫ アルミ缶、スチール缶				4	2	1
	⑬ ガラスびん、陶磁器類				8	4	1
	⑭ 紙製容器類				6	3	1
	⑮ その他夾雑物				6	3	1
小 計							
合 計							
特記事項							

※把手(大型ボトル)、中栓(醤油などのボトル)、容器と一体となっているキャップや外れにくいキャップリングは異物の対象にならない。

PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質ランク区分及び配点基準

検査項目		Aランク	配点	Bランク	配点	Dランク	配点
ベール状態	① 外観汚れ程度	殆ど汚れがない	8	少しの汚れ	4	大変汚い	1
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがない	6	積み重ねが不安定	3	積み重ねが困難	1
	③ ベールの解体性	手で解体可能	4	ハンマー等簡単な道具で解体出来る	2	簡単な道具で解体出来ない	1
再商品化にPETボトルに影響を与える	④ キャップ付きPETボトル	1%以下	8	20%以下	4	20%超	1
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下	8	30%以下	4	30%超	1
	⑥ 中身が残っているPETボトル	0.5%以下	8	1.5%以下	4	1.5%超	1
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	検出されない	8	0.05%以下	4	0.05%超	1
	⑧ 異物の入ったPETボトル	検出されない	8	0.05%以下	4	0.05%超	1
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.2%以下	8	1%以下	4	1%超	1
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.2%以下	6	1%以下	3	1%超	1
	⑪ 材質識別マークのないボトル	0.5%以下	4	1.5%以下	2	1.5%超	1
	⑫ アルミ缶、スチール缶	検出されない	4	0.1%以下	2	0.1%超	1
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	検出されない	8	0.01%以下	4	0.01%超	1
	⑭ 紙製容器類	検出されない	6	0.01%以下	3	0.01%超	1
	⑮ その他夾雑物	検出されない	6	0.01%以下	3	0.01%超	1
総合判定		Aランク:100 ≧ 合計点数 ≧ 75 Bランク:75 > 合計点数 ≧ 50 Dランク: 50 > 合計点数 ≧ 15 特例 :丸ボトルは合計点数にかかわらず、Dランクとする。					

※ラベルのないボトルの区分について

ボトル本体の底部あるいは側面にPETリサイクルマークの刻印、またはキャップ部(リング)やボトル側面等に賞味期限が表示されている場合はPETボトルに区分する。PETリサイクルマークの刻印または賞味期限の表示がないものはプラスチック製容器包装とする。

日容包リ発第7-336号
令和8年3月13日

市町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法）担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純生
（公 印 省 略）

令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の品質調査への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、指定保管施設から引き取りを行います紙製容器包装の分別収集品は、分別基準に適合し、当協会で設定した引き取り品質ガイドラインを目標として分別収集・保管されることとなっております。しかしながら、ガイドラインと大幅に乖離している事例も見受けられます。また、実際の引き取りが申し込み時の条件（入札条件）と異なる場合もございます。

再商品化を円滑かつ確実に実行するためには、協会が引き取る紙製容器包装の品質確保が必要となります。令和8年度も品質確保と品質向上を図るため、指定保管施設ごとに、紙製容器包装べール品等の品質調査を実施することといたしました（実施の要領は、別添しております再生処理事業者宛の文書「令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の品質評価の実施について」のとおりです）。

つきましては、品質調査実施にあたり、再生処理事業者から連絡がございました際には、可能な限り本品質調査にお立会いいただきますようお願い申し上げます。

（本書簡は紙製容器包装の引渡しを実施しない市町村・一部事務組合様にも送付しておりますので、ご了承ください。）

また、本品質調査結果により、万一品質改善等の必要性が生じた場合には、対応策等について別途ご相談させていただくことを考えておりますので、その節にはよろしくご協力いただきたくお願い申し上げます。

敬具

添付資料：

1. 令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の品質評価の実施について
2. 紙製容器包装引き取り品の品質評価方法

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 紙容器事業部
TEL：03-5532-8588 FAX：03-5532-8515

写

紙製容器包装再生処理事業者 各位

令和8年3月2日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

令和8年度紙製容器包装分別基準適合物の品質評価の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴ジョイントグループが再商品化を担当する市町村・一部事務組合指定保管施設から引き取りを行う紙製容器包装の品質確保、向上を図るため、令和8年度も品質評価を実施します。

実施要領は下記のとおりです。ご協力よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 対象者 市町村・一部事務組合から引き取りを行う再生処理事業者（選別・材料リサイクル事業者）。
2. 対象 本年度引き取りを予定している市町村・一部事務組合の全指定保管施設の紙製容器包装分別基準適合物。
3. 実施方法 添付「紙製容器包装引き取り品の品質評価方法」による。
4. 実施期間 令和8年4月1日～10月31日
(1) 品質評価の実施日が決まり次第、当協会へご連絡ください。
(2) 実施期間中に引き取りができなかった市町村については、引き取りが発生した時点で実施してください。
5. 報告時期 実施後オンラインにて調査内容及び調査結果を入力の上、1週間以内に市町村・一部事務組合及び当協会に対し、品質評価記録票の写し及び写真を提出してください。
最終報告期限は、令和8年11月6日（金）
6. 立会い 品質評価の実施に際しては、必ず市町村・一部事務組合の担当者宛に連絡し、品質評価への立会いを要請してください。

以上

添付資料：「紙製容器包装引き取り品の品質評価方法」

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 紙容器事業部

TEL：03-5532-8588

FAX：03-5532-8515

制定：平成 18 年 3 月 1 日

改定：平成 20 年 3 月 3 日

改定：平成 23 年 3 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙製容器包装引き取り品の品質評価方法

1. 評価対象及び評価の実施場所、実施回数等

(1) 評価対象

- ・本年度引き取りを予定している市町村・一部事務組合の全指定保管施設の紙製容器包装分別基準適合物（以下、「引き取り品」と称する。）を対象とする。

(2) 実施場所

- ・再生処理事業者の工場で行う。

(3) 実施回数

- ・原則として、年 1 回実施する（ただし、必要に応じて複数回実施する場合がある）。

(4) 実施期間

- ・原則として 4 月 1 日～10 月 31 日までの 7 か月の間に実施する。
- ・実施日が決まり次第、当協会へ連絡する。
- ・実施期間中に引き取りができなかった市町村については、引き取りが発生した時点で実施する。

(5) 実施者

- ・再生処理事業者が実施する。

(6) 市町村等関係者の立会い

- ・品質評価に際しては、市町村等関係者に事前に連絡し、原則として市町村等関係者立会いのもとで実施する。立会いの記録として「(別紙 1) 紙製容器包装引き取り品の品質評価票」の「市町村関係者等の立会者又は委任者」欄に、立会者の部署、氏名を記入し「立会い」にチェックを入れる。なお、遠距離等の理由で立会いができず、再生処理事業者に評価を一任するとした場合は、一任した市町村等関係者の部署、氏名を記入し、「委任」にチェックを入れる（委任の場合、委任状は必要ない）。

(7) 評価記録の提出先及び保管

- ・評価結果を「(別紙 1) 紙製容器包装引き取り品の品質評価票」に記入し、原本を保管する。品質評価実施後一週間以内に写しを市町村等の関係者及び当協会に送付する。
- ・概観検査で平場に展開した写真(カラー)、及び内容分析で分別した品目ごとの写真(カラー)を撮り記録書に参考資料として添付する。

(8) 記録の開示

- ・当協会は、評価結果をホームページ等で公開する。

(9) その他

- ・前年度評価 D ランクの指定保管施設、及び指定保管施設を兼ねる再生処理事業者については、原則として当協会も立会いの上実施する。

2. 評価項目と評価方法

「引き取り品」の評価は、「引き取り品」から無作為に抽出したサンプルについて概観検査と内容分析を行う。評価実施場所が評価対象市町村等の保管施設を兼ねている場合は、中間処理を終えた収集品をサンプルとする。概観検査は開梱・展開したサンプルについて目視・官能による評価を行い、内容分析は分別・計量による評価を行う。また、実際に「引き取り品」を指定保管施設から引き取る際の実態が入札条件と異なる場合等について評価を行うこととする。

(資料1「紙製容器包装引き取り品の検査・分析フロー」及び資料3「紙製容器包装引き取り品の品質評価フロー写真」)

(1) 概観検査

① サンプル

- ・サンプルは約 200kg を用意する (通常のベール品の約 1 / 4 相当)。

引き取り品がベール品の場合、1 ベールを開梱し均一になるようにかき混ぜたのち、約 200kg をサンプルとして抽出する。

ベールの重量がこれに満たない場合は約 200kg になるように複数のベールを無作為に選り出してサンプルとする。

引き取り品がフレコン(フレキシブルコンテナ)詰めとなっている場合も同様に行う。

② 評価方法

- ・サンプルを開梱後、均一になるよう混合し、約 200kg 分を平場に約 25 m²程度の広さに展開して、下記項目について評価を行う。その結果と評点を別紙 1 に記入する。

ア. 濡れたものの混入

目視・手触り等により判断する。

イ. 未破袋品の混入数をカウント

市町村等がプラスチック製の指定収集袋を使用して紙製容器包装を収集している場合等で、未破袋となっている袋の数をカウントする。

ウ. 結束又は紙袋等に入った紙製容器包装の混入数をカウント

紙製容器包装が紐で結束されたままで開封されていないものや紙製容器包装が紙袋等に入ったままで未選別である等、中間処理がされていない場合は結束数や紙袋の数をカウントする。

エ. 段ボールの混入

混入している段ボール (約 30 cm 四方以上) の数をカウントする。

(2) 内容分析評価

① サンプル

- ・概観検査による評価を行った後のサンプルを分別・計量による評価のサンプルとする。

② 評価方法

- ・サンプルを資料 2 「内容分析」の例を参考に各品目に分類し、それぞれを計量して比率を算出、その結果と評点を別紙 1 に記入する。

計量結果の記録 : 0.1 k g 単位 比率の記録 : 0.01%単位

(3) 引き取り品の引き取り実態に関する評価

- ・指定保管施設から実際に「引き取り品」を引き取っている実態が入札条件どおりであるか評価し、評点を別紙1に記入する。

3. 評価結果の総合判定

- ・目視・官能による評価、分別・計量による評価及び引き取り実態等に関する評価を行った結果の総合点を別紙1に記入する。
- ・下記の基準により、「引き取り品」のランクを決定する。決定したランクを別紙1の総合判定欄に記入する。

Aランク：合計点数51点以上

ただし、目視・官能評価、計量評価及びその他評価の各項目に評価点0点のものが無いこと。

Bランク：合計点数45点以上50点以下

ただし、目視・官能評価、計量評価及びその他評価の各項目に評価点0点のものが無いこと。

Dランク：合計点数44点以下

又は、目視・官能評価、計量評価及びその他評価の各項目に評価点0点のものが一つでもある場合。

4. 判定結果への対応

(1) Aランクの判定の場合

- ・再生処理に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

(2) Bランクの判定の場合

- ・再生処理に若干の支障が生じる場合があるので、支障を来たしている項目について品質の向上をお願いします。

(3) Dランクの判定の場合

- ・著しく分別基準から外れているので、当該指定保管施設を管轄する各市町村・一部事務組合長宛に、当協会より「品質改善についてのお願い」文書を送付する。
- ・改善がほとんど認められず、問題が多い場合は引き取りを拒否することもある。

以上

紙製容器包装引き取り品の品質評価票

再生処理事業者名			
引き取り先の市町村等の名称			
指定保管施設	名称：		
	住所：		
品質評価実施日	年 月 日 (曜日)	評価実施責任者氏名	
市町村等の立会者又は委任者	部署： 氏名：	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 委任 いずれかにチェックを入れてください	
品質評価実施場所			
引き取り品の形態とサンプリングに供した数 (注)：該当品の番号を○で囲み、数量を記入	① ベール品	個	
	② フレコン詰め	袋	
	③ その他 (形態：)		
評価に使用したサンプル量実測	kg (約200kg)		
評価(実作業)に従事した人員・時間	人員： 名	時間： ~	

(1) 概観検査 (約200 kgサンプリングし評価)

	評価対象項目	評価区分 (該当する項目の□にチェックを入れ評点をつける。)			評点
		なし	一部混入	混入が多い	
目視・官能による検査	濡れたものの混入 ※1	□ 5点	□ 3点	□ 0点	点
	未破袋品の混入 ※2	□ 5点	1~9袋 □ 3点 混入の数 袋	10袋以上 □ 0点 混入の数 袋	点
	結束又は紙袋等に入った紙製容器包装の混入 ※3	□ 5点	1~29個 □ 3点 混入の数 個	30個以上 □ 0点 混入の数 個	点
	段ボールの混入 ※4	□ 5点	1~9個 □ 3点 混入の数 個	10個以上 □ 0点 混入の数 個	点

・ベールを開梱し、よく混ぜた後にそこから約200kgのサンプルをとり、平場に25 m²程度の広さに展開し概観検査を行う。

※1 評価は目視、手触り等の官能検査による。

※2 紙製容器包装がプラスチックの指定収集袋に入ったままになっているもの。

※3 紙製容器包装が紐で結束されたままで開封されていないものや紙製容器包装が紙袋等に入ったままで未選別である等、中間処理がされていない場合は結束数や紙袋の数をカウントする。

※4 約30cm四方以上のものをカウントする。

(2) 内容分析 (概観検査を行ったサンプル約 200kg について実施)

	分別品目	重量	比率%	混入比率%と評価区分	評点	
分別・計量による評価	① 紙製容器包装	※ ② 紙製容器包装の重量 (食品残渣物の付着なし)				
		③ 食品残渣物の付着した 紙製容器包装の汚れ品 (廃棄物)	なし	<input type="checkbox"/> 5点	点	
			1~2 個	<input type="checkbox"/> 3点		
			3 個以上	<input type="checkbox"/> 0点		
			混入の数 個			
	紙製容器包装対象外	紙製容器包装対象外の 重量 (④+⑤+⑥)				
		④ うち ・段ボール ・紙パック (アルミなし) ・一般古紙(新聞、雑 誌、チラシ、その他)	10%未満	<input type="checkbox"/> 5点	点	
			10%以上~ 15%未満	<input type="checkbox"/> 3点		
			15%以上	<input type="checkbox"/> 0点		
		⑤ うち ・紙以外の異物 (プラスチック、木片、 金属類、布など)	0.1%未満	<input type="checkbox"/> 5点	点	
			0.1%以上~ 0.5%未満	<input type="checkbox"/> 3点		
			0.5%以上	<input type="checkbox"/> 0点		
⑥ うち ・危険物、衛生上問題品 の混入 (ガラス、刃物類、注射 針、乾電池、ライター、 カミソリ、紙おむつ汚 れ品等)		なし	<input type="checkbox"/> 5点	点		
		あり	<input type="checkbox"/> 0点			
	ありの場合、品名及び個数 品名 個					

- ・ 分別後の計量は、③~⑥については台秤・体重計等の小型計量器を用いる。③食品残渣の付着した汚れ品については個数を、⑥危険物等については品名個数を記入する。

- ※ ②紙製容器包装の重量については、下欄の「②. 紙製容器包装」に重量を記載した上で、
②-1. 製紙原料向け、②-2. 固形燃料化原料向け に分析してそれぞれの重量を記入してください。

	紙製容器包装の内訳	重量 (kg)	比率 (%)
②-1	製紙原料向け		
②-2	固形燃料化原料向け		
②	紙製容器包装 (②-1 + ②-2)		100%

(3) その他

	引き取り条件	引き取り条件と評価区分			
引 取 条 件 等 に 関 す る 評 価	引き取り形態	入札条件を満たしている (圧縮・結束・フレコン)	<input type="checkbox"/>	5点	点
		入札条件以外の荷姿、条件で引き取りを要求される	<input type="checkbox"/>	0点	
	引き取り場所	指定保管施設で引き取り	<input type="checkbox"/>	5点	点
		指定保管施設以外の場所で引き取りを要求される	<input type="checkbox"/>	0点	
	引き取り車両	入札条件を満たしている	<input type="checkbox"/>	5点	点
		・入札条件以外の条件を要求される (パッカー車を要求されている等) ・引き取り単位を小さく要求される	<input type="checkbox"/>	0点	

合 計	点
-----	---

総合判定結果

総合判定	総合判定基準
<input type="checkbox"/> ランク	<p>Aランク：合計点数51点以上</p> <p>ただし、目視・官能評価、計量評価及びその他評価の各項目に評価点0点のものがないこと。</p> <p>Bランク：合計点数45点以上50点以下</p> <p>ただし、目視・官能評価、計量評価及びその他評価の各項目に評価点0点のものがないこと。</p> <p>Dランク：合計点数44点以下</p> <p>又は、目視・官能評価、計量評価及びその他評価の各項目に評価点0点のものがある場合。</p>

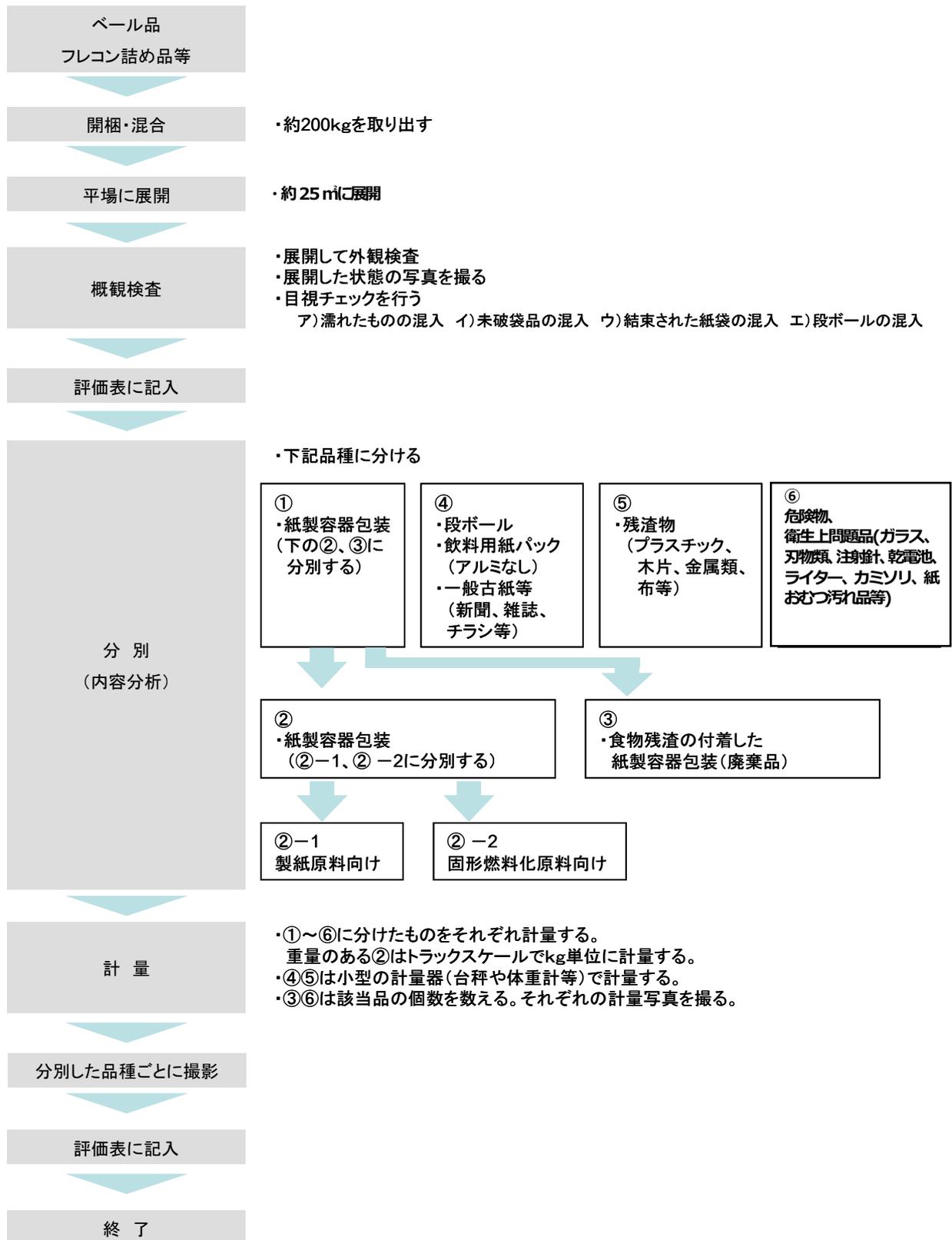
(添付) 品質調査に際しての撮影写真

1. 概観検査で平場にサンプルを展開した写真
2. 概観検査において、各評価対象項目に該当する品目がある場合は、それらを展開した写真
3. 分別後のそれぞれの品目についての計量写真
4. 分別した品目ごとの写真

※ 特に評点が0点となる分別品目がある場合は、それらをクローズアップして撮影した明瞭な写真をこの品質評価票に添付してください。

以上

<資料1> 紙製容器包装引き取り品の検査・分析フロー



＜資料2＞ 内容分析

品質評価用サンプルから以下の品目に分別する。

1. 紙製容器包装

1) 製紙原料向け（品質評価表品目ナンバー②-1）

○箱類

- ・菓子・食品・薬・化粧品・衣類等の紙容器
- ・箱類に用いられる台紙や中仕切りで紙製のもの

○ティッシュボックス(ポリフィルムが外してあるもの)

○包装紙

- ・百貨店・小売店等の包装紙で紙の素材でできているもの

○紙袋

- ・百貨店・小売店等の紙袋で紙の素材でできているもの

○パルプモールド

- ・卵・果物・電気製品等の容器や緩衝材で紙の素材でできているもの

2) 固形燃料向け（品質評価表品目ナンバー②-2）

[紙とプラスチックやアルミ箔等の貼合せ等からなるもの]

○紙箱(表面がプラスチック加工されたもの等)

○ティッシュボックス(ポリフィルムが付いているもの)

○紙パック（アルミの付いているもの）

- ・酒パック・ジュースのパック・スープのパック等の容器

○紙カップ

- ・ヨーグルト・納豆・コーヒー・カップ麺等の容器

○紙管（筒）

- ・ポテトチップ・クレンザー等の容器

○包装紙

- ・百貨店・小売店等の包装紙で複合素材からなるもの

○紙袋

- ・百貨店・小売店等の紙袋で手提げがプラスチックでできているものや袋が複合素材からなるもの

2. 紙製容器包装対象外品 (品質評価表品目ナンバー④)

1) 一般古紙

- ・新聞
- ・雑誌
- ・ちらし
- ・パンフレット
- ・コピー用紙
- ・ノート、便箋
- ・封筒
- ・トイレットペーパー及びラップ用の紙管

2) 段ボール及び紙パック

- 段ボール (一目で段ボールとわかるもの)
 - 紙パック (アルミのないもの)
 - ・牛乳パック・ジュースパック
- (1リットル、500ミリリットル、200ミリリットル)

3. 残渣物

1) 食品残渣物の付着した紙製容器包装 (品質評価表品目ナンバー③)

2) 紙以外の異物 (品質評価表品目ナンバー⑤)

- ・プラスチック・木片・金属類・布
- ・その他のごみ

3) 危険物、衛生上問題品 (品質評価表品目ナンバー⑥)

- ・ガラス、刃物類、注射針、乾電池、ライター、カミソリ、紙おむつ汚れ品等

<資料3> 紙製容器包装引き取り品の品質評価フロー写真

1. 約 200kg のサンプルの用意

べール品等の 1 個の重量が 200kg に満たない場合には複数個を用意



2. 開梱



3. 展開

外観検査を行う



4. それぞれの品目に分ける (コンベアで実施するケース)



5. それぞれの品目に分ける (フローアで実施するケース)



6. それぞれの品目に分ける (作業台で実施するケース)



7. 分けたものを別々の容器 (箱、カゴ等) に入れる



8. 計量

量が多い場合はトラックスケール



9. 計量

量が少ない場合は小型の秤量器 (台秤、体重計等) を利用



令和 8 年 3 月 13 日

市（区）町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法）
ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西 山 純 生
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度プラスチック製容器包装 分別基準適合物の品質調査への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、指定保管施設から引き取りを行うプラスチック製容器包装は、分別基準及び引き取り品質ガイドラインを満たすこととなっており、年に一度、全国の市町村保管施設を対象にベール品質調査を行います。調査日程は原則、調査日の 2 週間前に通知いたします。

市町村・一部事務組合、中間処理委託先等の担当者様の立会いを通じて、品質改善への取り組みを確実なものとするため、品質調査に可能な限りお立会いいただきますようお願い申し上げます。

なお、ベール品質調査日程を再商品化事業者から聞き取ることは厳禁ですので、十分ご注意ください。

令和 7 年度ベール品質調査の全国集計結果（令和 8 年 1 月末時点）では、容器包装比率評価は A ランクの割合が 96.3%（前年度：96.2%）、破袋度評価は A ランクの割合が 94.0%（前年度：93.5%）と横ばいで推移している一方、禁忌品有無評価は D ランクの割合が 38.8%（前年度：42.8%）となり、やや改善しておりますが、依然として高い状況です。

ベールの中に混入される禁忌品の中でも、特にリチウムイオン電池やリチウムイオン電池等を含む電子機器等が原因となる発煙・発火トラブルは、依然として発生しています。過去には、プラスチックの再生処理事業者での大規模火災も発生しております。

引き続き、「リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を含む電子機器等の発火危険物の混入防止」は、ベールの品質維持、向上の最重要課題と位置づけます。

市民啓発並びに中間処理施設での確実な除去について、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

記

【添付資料】

参考資料①：プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法

参考資料②：プラスチック製容器包装及び分別取集物 再生処理事業者での発煙・発火トラブル
状況報告

【本件連絡先】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部

雨谷（アマガヤ） TEL：03（5532）8607、E-MAIL：amagaya@jcpra.or.jp

松原（マツバラ） TEL：03（5532）8605、E-MAIL：matsubara@jcpra.or.jp

大滝（オオタキ） TEL：03（3528）8025、E-MAIL：otaki@jcpra.or.jp

以上



プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法

1. 評価対象及び評価の実施

(1) 評価対象

- ・全ての指定保管施設のプラスチック製分別基準適合物（ベール）を対象とする。

(2) 実施者

- ・作業は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下、「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

(3) 評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下、「品質調査員」という。）が評価する。

(4) 実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

(5) 実施時期

- ・通常調査 年1回実施を基本とする通常の調査。 期間は4月～3月とする。
（*通常調査は、REINS システムでは「1回目」と表記）
- ・再調査 通常調査にて、容器包装比率評価或いは破袋度評価がDランクであった場合、再調査を実施することがある。再調査を実施するか否か、また実施する場合の日程は協会が判断する。

(6) 品質調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、品質調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、品質調査を開始する。

(7) 市町村又は一部事務組合（以下、「市町村」という。）の立会い

- ・市町村担当者の立会いは、通常調査は任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・中間処理施設（民間委託先を含む。）の担当者の立会いも可とする。
- ・協会委託先より、品質調査実施の2週間前に実施日を通知する。ただし、引き渡し等の事情により2週間を切る場合がある。

(8) 評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照合する。
- ・品質調査員及び再生処理事業者は相互確認のため以下の写真を撮影する。

①保管ベールに明示された表示板

②ベールの保管状況

※保管数が2個の場合（大ベール及び中ベール①）は②の保管状況の写真は省略してよい。

③選択したベールの全景

④ ベールを解体し床に広げた状態

⑤ 未破袋の袋を集めた状態

⑥ 分別基準適合物以外の異物が種類ごとに分別された状態

⑦ 禁忌品

- ・再生処理事業者は、品質調査終了後、品質調査結果を速やかに REINS に入力する。
- ・REINS に入力後、出力した「ベール品質評価記録書」を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に品質評価記録書と照合する。
- ・出力された「ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は出力された「ベール品質評価記録書」を PDF ファイルで協会委託先宛にメール送信する。
- ・市町村への品質調査結果の連絡（ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

(9) 記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく当該市町村以外の者に開示してはならない。協会は、保管施設ごとの調査結果をホームページで公表する。

2. 評価項目と評価方法

品質評価項目は、「収集袋の破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品の有無評価」の3項目とする。評価方法は、あらかじめ保管してあるベール（大ベール・中ベール①は2個以上、中ベール②は4個以上、小ベールは8個以上、10 kg未満の小ベールは、100kgを超える必要個数、或いは全量を取り置く）のうち、取り出したサンプルベールの重量、結束材・梱包状態の種類を品質評価記録書に記録する。

なお、再生処理事業者の諸事情により、置き置きベール数の確保が困難であると判断された場合は、事前に協会委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とする。

【置き置きベール数の目安】

名称	重量	置き置きベール数
大ベール	100kg 以上	2 個
中ベール①	50kg 以上～100kg 未満	2 個
中ベール②	30 kg 以上～50 kg 未満	4 個以上
小ベール	10 kg 以上～30 kg 未満	8 個以上

※特異なベールは評価に適さないため、やむを得ない場合を除き大ベール及び中ベール①は重量差（ $(\text{重いベール重量} \div \text{軽いベール重量} - 1) \times 100$ ）（%）が30%未満になるように選別し取りおくこと。

※小ベールについては、パレット単位で8個以上保管されることが望ましい。

(1) ベール重量、結束材・梱包状態の確認

① サンプル

- ・大ベール、中ベール①は、あらかじめ保管してある2個を使用する。
- ・中ベール②は、あらかじめ保管してあるベールのうち、2個以上を使用する。
- ・小ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、60 kg を超える必要個数を使用する。

② ベール重量測定

- ・保管しているベールの重量を計量し、kg単位整数で記録する。
- ・大ベール及び中ベール①は事前計量し、その重量をベールに表示する。
- ・小ベールについては事前計量を行わず、品質調査時に重量を計量する。

③梱包状態の確認（ベールの結束材・バンド種類等）

- ・切り取りサンプル用に選択したベールを使用する。
- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材とあわせてフィルム等の包装材も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。）、見掛けのバンド本数を記録する。
- ・ベールがフィルム等によって梱包され、結束材が使用されていない場合は、種類記録欄には「フィルム巻き」等と記録し、本数の記録欄には「0」を記録する。

(2) 「収集袋の破袋度評価」

①引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていることが求められる。

②サンプルの取り出し

- ・評価対象とするベールから、1個 30 kg以上ずつ取り出し重量を測定（kg 単位小数点以下2桁まで記録）し、サンプル合計が 60 kg～80 kgとなるようにし床に広げる。
（サンプルの取り出し作業に使用する器財は、作業効率を重視する観点から、一度に 20～30 kg以上を乗せて運ぶことができる大型の箱・器等の常備をお願いいたします。）
※取り出したサンプル重量を評価対象重量とする。
※1個 20 kg未満の小ベールは、合計 60 kg～80 kgとなるように4個以上をサンプルとする。

③評価方法

- ・収集袋、市販のごみ袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の袋個数を数え、数を評価対象重量で割り込んだ（個数/kg）値を算出する。
$$\text{未破袋の袋個数(個)} \div \text{評価対象重量(kg)} = \text{未破袋の袋混入率(個/kg)}$$

※小数点第2位以下を切り捨て
- ・未破袋の袋個数を REINS に入力すれば評価ランクは下表の基準により自動的に計算される。

未破袋の袋混入率（個/kg）	評価ランク
0.2 未満	A ランク
0.2 以上 0.4 未満	B ランク
0.4 以上	D ランク

注）未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

④未破袋の判定基準

ア．未破袋とは、こぶし大程度の大きさ以上で、次の状態をいう。

- ・袋や容器状のもの（プラ製容器包装かどうかは不問とする）に中身が残っており、袋や容器内の内容物が容易に確認できないもの。
- ・未破袋の袋中から小袋が出てきた場合は小袋も未破袋と見なす。

【未破袋とは見なさない事例】

イ．袋や容器の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見なさない。

- ・PETボトルのキャップだけが袋や容器に入れられていると容易に判別できる場合。

- ・薬の包装材だけが袋や容器に入れていると容易に判別できる場合。
- ・コンビニ弁当等の容器が1個程度袋に包まれている場合。
- ・中身が元から入っていた商品（未開封の商品、開封済みで使い掛け、食べ掛けの商品）
- ・上記のほかに一目で袋や容器の内容物が確認できる場合。

(3) 「容器包装比率評価」

①引き取り品質ガイドライン記載内容

べールの品質基準では、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装が90%以上（重量比）であることが求められる。

②サンプル

- ・破袋度評価に使用した床に広げた状態の60kg～80kgのサンプルを評価する。
- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋や容器も、破袋し中身を取り出し評価する。

③評価方法

- ・重量は上記の60kg～80kg（kg単位小数点以下2桁まで記録）とする。
- ・分別基準適合物以外の異物（汚れの付着したプラスチック製容器包装、指定収集袋及び市販のごみ袋、容り法でPETボトルに分類されるPETボトル（以下、「PET区分の容器」という。）、他素材の容器包装、容器包装以外のプラスチック製品、事業系のプラスチック製容器包装（以下、「事業系廃棄物」という。）、その他の異物、禁忌品）を取り出し、それぞれの重量をkg単位（小数点以下2桁まで記録）で測定する。
- ・評価対象重量から異物の総重量を差し引き、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装の重量を算出する。

$$(\text{評価対象重量} - \text{異物合計重量}) (\text{kg}) \div \text{評価対象重量} (\text{kg}) \times 100 = \text{容器包装比率} (\%)$$

※小数点第3位を四捨五入

容器包装比率	評価ランク
90%以上	Aランク
85%以上 90%未満	Bランク
85%未満	Dランク

④異物の判定基準

ア. 汚れの付着したプラスチック製容器包装

容器包装が中身の付着（食品残渣等）でベトついている、又は、複数の容器包装が中身により固まっている（もらい汚れ）状態のプラスチック製容器包装、土砂や水分（雫が垂れている。）、カビ等汚れの付着したプラスチック製容器包装。

イ. 指定収集袋及び市販のごみ袋

次の袋を指定収集袋及び市販のごみ袋とする。

- ・品質調査対象の市町村・一部事務組合（一部事務組合等の構成市町村を含む。）又は他の市町村の名称が表示されている指定収集袋、市販のごみ袋。
- ・指定収集袋、市販のごみ袋にプラマークが表示されている場合であっても異物とする。
- ・新聞販売店が購読契約を取り交わした家庭にサービスで提供する、新聞社名が表示されているごみ袋は、市販のごみ袋と見なす。

ウ. P E T区分の容器

- a. P E T製の容器（ボトル）のラベル又はボトル本体に下記の識別表示（P E Tリサイクルマーク）が表示又は刻印されている容器を、P E T区分の容器とする。



識別表示（P E Tリサイクルマーク）が表示されているP E Tボトルは「指定P E Tボトル」と呼ばれ、省令で以下の中身が入ったP E Tボトルに限定されている。

「清涼飲料、果汁飲料、酒類（みりんを含む。）、乳飲料等、しょうゆ、しょうゆ加工品（めんつゆ等）、アルコール発酵調味料（料理酒を含む。）、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等）」

- b. ラベルが剥がれた状態のP E T製の容器
- ・清涼飲料用等のP E Tボトルは、キャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合がある。そのため、賞味期限表示がある場合はP E T区分の容器とする。
（参考：しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。）
- c. 上記に該当しない容器は全てプラスチック製容器包装とする。

エ. 他素材の容器包装（金属、紙製等の容器包装）

- ・缶、紙製の容器包装、ダンボール等。

オ. 容器包装以外のプラスチック製品

- ・容器又は包装に該当しないプラスチック製品。
例：バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ、等の容器包装以外のプラスチック製品。
- ・指定収集袋、市販のごみ袋、結束バンドは、プラマークが表示されている場合であっても異物とする。

カ. 事業系のプラスチック製容器包装

事業系のプラスチック製容器包装の例

- ・事業系のプラスチック製容器包装と判定するためには、一般家庭からではなく事業所から排出されたと見なせる根拠が必要である。事業系のプラスチック製容器包装と見なせる事例を次のとおり示す。
 - a. 排出したと見なされる事業所・部署名が明示されているプラスチック製の容器包装。
例：宛名に事業所・部署名が記載されている部品・製品等の納入用のプラスチック製の容器包装類。
 - b. 通常家庭では使用されない業務用商品のプラスチック製の容器包装。
例：学校給食用の米袋、食品添加物の容器。
 - c. 明らかに病院等医療機関から排出されたと見なせるプラスチック製の容器包装。
例：明らかに病院で入院患者に投薬されると見なせる患者名が明記されている治療薬、栄養剤等の容器包装が多数ある場合。
通常家庭からは排出されない大型の薬包装材。
 - d. 同一種類のプラスチック製容器包装が大量に検出された場合（未使用、使用済問わず）。
例：未使用の弁当容器。

キ. その他の異物

容器包装以外の金属、布、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。

ク. 禁忌品

医療系廃棄物

- ・感染性の恐れのある、注射針、注射器、ウイルス性疾患の検査キット、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く）。

注）点滴セットのチューブに針が付いていてもいなくても医療系廃棄物とする。

危険品

- a. リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を含む電子機器、乾電池等発火の危険性のあるもの。
例：加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー、携帯電話
- b. ガスライター（液体燃料が空の場合も危険品に該当する。）、ガスボンベ、スプレー缶（穴あきされている場合は他素材の容器包装とする。）、
- c. 刃物、カミソリ、針、釘、鋸、ガラス類・陶磁器類及びその破片等怪我をする危険性のあるもの。

(4) 「禁忌品の有無評価」

- ・容器包装比率の評価で「医療系廃棄物の混入」及び「危険品の混入」の有無を確認。

① 評価方法

- ・ベール中に「医療系廃棄物」に該当するものが混入しているか評価する。
該当物が混入している場合は、品名と数量を記録する。
- ・ベール中に「危険品」に該当するものが混入しているか評価する。
該当物が混入している場合は、品名と数量を記録する。

3. 評価結果のランク判定

「収集袋の破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書に記録し、評価表の結果を該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「収集袋の破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

(1) 「収集袋の破袋度評価」のランク判定

- ・ Aランク：0.2 個/k g 未満
- ・ Bランク：0.2 個/k g 以上、0.4 個/k g 未満
- ・ Dランク：0.4 個/k g 以上

(2) 「容器包装比率評価」のランク判定

- ・ Aランク：90%以上
- ・ Bランク：85%以上、90%未満
- ・ Dランク：85%未満

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・ 危険品と医療系廃棄物の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

4. 判定結果への対応

(1) 「収集袋の破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。

③ Dランク判定の場合

- ・協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・「協会出前講座ーベール品質勉強会」の実施と、「自主検査結果」の提出をお願いする。

(2) 「容器包装比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いする。

② Bランク判定の場合

- ・再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いする。
- ・過去2年間と今年度の通常調査の品質調査において、3年連続Bランクとなった場合、改善計画の立案と実行をお願いし、場合によっては再調査を行う。

③ Dランク判定の場合

- ・著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いする。
- ・改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・「協会出前講座ーベール品質勉強会」の実施と、「自主検査結果」の提出をお願いする。
- ・次年度以降の通常調査結果がDランクであった場合には、当年度の引き取り留保及び、次々年度の引き取り申し込みをお断りする場合がある。また、品質改善の取組状況を総合的に判断し、対応を決定する。

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・Dランクの場合は、市町村に改善をお願いする。
- ・禁忌品の中でも発火の危険性が非常に高い「リチウムイオン電池」「リチウムイオン電池を含む電子機器」が検出された場合は、協会より改善計画の立案と実行をお願いする場合がある。

5. 特例対応

(1) 判定結果が異常値の場合の対応

通常調査の品質調査結果において、容器包装比率が著しく低い等、通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の可否を決定する。

(2) 再調査が実施できない場合の対応

通常調査の品質調査結果において、容器包装比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調

査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村との平等性の観点から、次年度の通常調査を再調査と見なして実施し、以降、年度内の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

6. 引き取り拒否判定後の対応

万が一、引き取り申し込みをお断りすることとなった場合は、再開へ向けて基本的に下記の手順を進める。

- (1) 品質改善の取り組みを要請。
- (2) 再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。
- (3) 自主検査等の改善進捗状況報告。
- (4) 自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。
- (5) 「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し引き取り再開を決定する。

【特別調査の実施と判定結果への対応】

以下(1)の①～④に該当した場合、再調査とは別に「特別調査」を実施する。

(1) 特別調査対象

- ① 協会に「ベール品質調査日程の情報漏洩に関する不適正行為通報」があった場合。
- ② 協会に再生処理事業者等からベール品質調査日程の情報漏洩に関する情報があった場合
- ③ ベール調査に限らず、再生処理事業者が行うリサイクル処理業務全般において、ベール品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者（または協会）から該当する市町村に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も品質の改善が見られず調査が必要であると協会が判断した場合。（例；リチウムイオン電池等による発煙発火トラブルの発生、金属等の異物混入により設備を破損した場合など）
- ④ 上記以外で、特別調査が必要と協会が判断した場合。

(2) 実施者：作業は再生処理事業者主体で実施する。

品質調査員が立会う（環境省担当者、協会担当者が立会う場合がある）。

(3) 評価者：品質調査員が評価する。

(4) 実施場所：再生処理事業者の再生処理工場で実施する（別途、協会が実施場所を指定する場合がある）。

(5) 実施時期：不定期。

(6) 特別調査実施日：協会委託先と再生処理事業者で調整する（協会が当該市町村等と調整する場合がある）。

(7) ①上記(1)①②の場合の市町村の立会い：原則、市町村担当者に特別調査の実施について通知せず、立会いも要請しない。

②上記(1)③④の場合の市町村の立会い：市町村担当者に特別調査の実施について通知し、立会いを要請する。

(8) 評価方法：原則として、当該「プラスチック製容器包装ベールの品質評価方法」に準ずる。

また、個別具体的な異物に起因した事案となる上記(1)③等に該当した場合には、それに見合った確認方法（例；当該の異物サンプルを中間処理として除去できるかの実証テスト実施など）により評価を行う。

(9) 評価結果：原則、REINS上に「特別調査」として反映しない。保管施設ごとの特別調査結果は、協会ホームページに掲載しないが、集計結果を公表する場合がある。

(10) 市町村への対応：市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。

協会の判断で、特別調査結果を市町村・一部事務組合担当者へ連絡しないことがある。

(11) 判定結果への対応

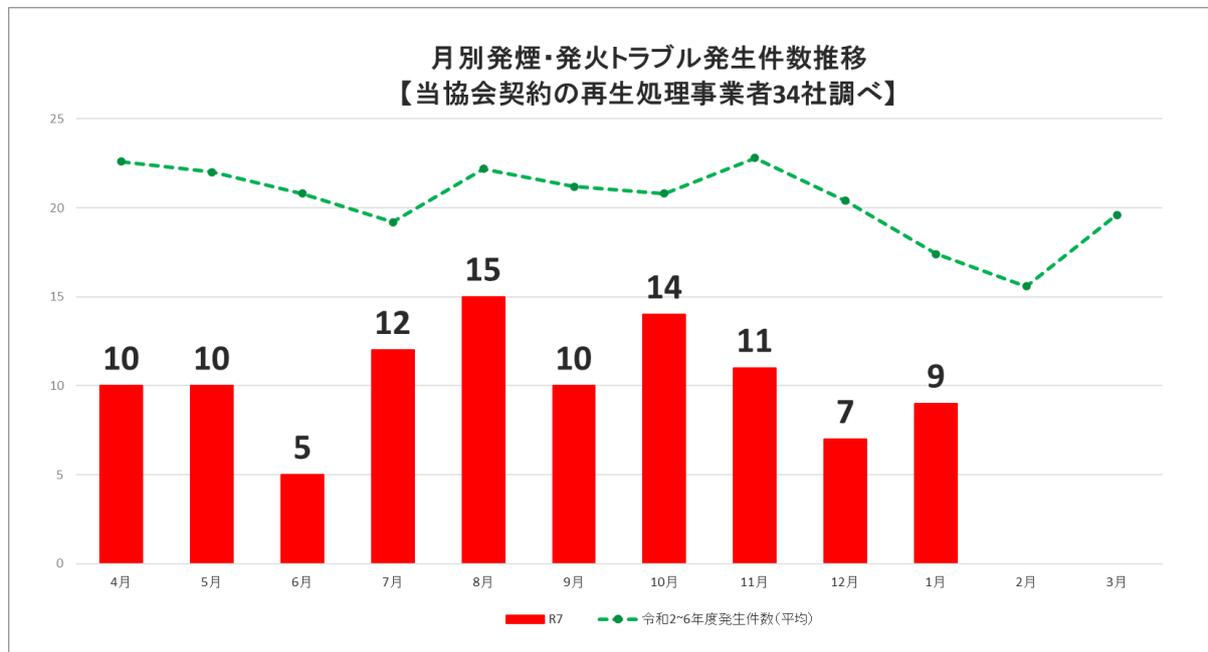
- ①通常調査と特別調査結果を比較し、著しく差があった場合、市町村に対して乖離理由報告書及び改善計画書の提出と改善の実行を要請する。
- ②特別調査結果を環境省へ報告し、再商品化合理化拠出金の対応についての判断を仰ぐ。

以上

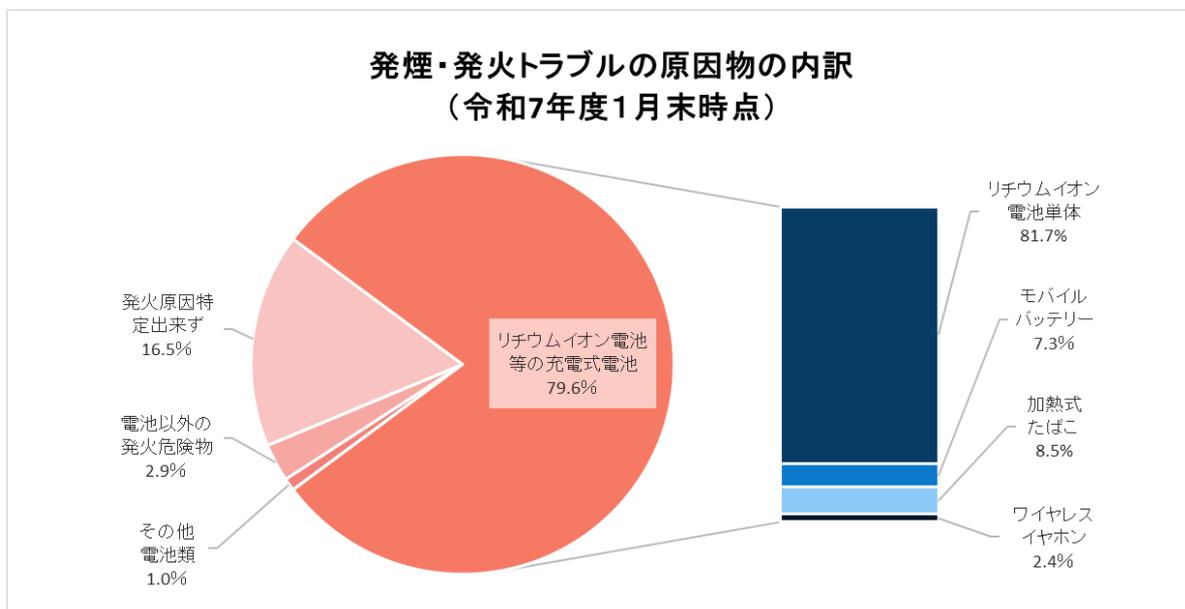
プラスチック製容器包装及び分別収集物 再生処理事業者での発煙・発火トラブル状況報告

全国のプラスチック製容器包装再生処理事業者において、プラスチック製容器包装及び分別収集物ベールに混入された発火危険物による発煙・発火トラブルは令和7年度1月末時点で103件となっております。発生件数は減少傾向ではありますが、毎月10件以上の発煙・発火トラブルが発生していることとなり、再商品化業務に大きな支障が生じております。また、発煙・発火トラブルの原因物としてはリチウムイオン電池等の充電式電池が約8割を占めており、発火後、特定できない状態で発見されるものが多いなか、特定できるものとして加熱式タバコやモバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホンが発見されています。

1. 当協会契約の再生処理事業者（34社）での月別発煙・発火トラブル件数の推移（令和7年度1月末時点）



2. 発煙・発火トラブルの原因物の内訳（令和7年度1月末時点）



3. リチウムイオン電池等の混入防止の取り組みについて

リチウムイオン電池等の発火危険物の混入防止策としては、市町村・一部事務組合及び中間処理施設での対策が非常に重要であることから、当該トラブルが多い市町村・一部事務組合に対しては協会が市民啓発及び中間処理施設での対策に対し、積極的に関与し、改善を求めます。プラスチック製容器包装及び分別収集物へのリチウムイオン電池を含む電子機器等の混入を減少させる具体的な改善策として、新たに収集区分を設けて収集することや集積所での回収、小型家電リサイクルルートで回収することを推奨しております。

引き続き、全国の市町村・一部事務組合での発煙・発火トラブル発生の現状だけでなく、中間処理設備での対策や市町村等での啓発・収集方法について把握していきます。また環境省、経済産業省、全国都市清掃会議、電池関連団体、家電製品販売事業者、日本たばこ協会、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット等と連携することで有効な情報については、協会 HP 等を通して共有していきます。

毎年開催している、ステークホルダーが一堂に会して情報共有や対策検討を行う会合を今年度も開催予定です。有用な情報を関係者相互に共有することにより、より具体的な対策につなげていただくことを目的として、今後も継続的に開催してまいります。

4. リチウムイオン電池等の混入防止に関する活用資料について

協会では、リチウムイオン電池を含む電子機器のプラスチック製容器包装及び分別収集物への混入防止を目的として、関係者と共に、効果的な取り組みを模索しております。

ご活用いただけるツール等として、「リチウムイオン電池発火防止に関する取組事例集 2020 年版」、「リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR」等の参考資料を紹介させていただきます。

*参考資料

- ①：リチウムイオン電池混入防止取組事例集 2020 年版（全資料）
https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/00oshirase/pdf/pla/rythium_cs2020.pdf
- ②：リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR（フル/11分・短縮版/3分30秒）
<https://www.jcpra.or.jp/study/movie/#link05>
- ③：リチウムイオン電池混入防止啓発用コンテンツ
<https://www.jcpra.or.jp/study/battery/details.html#link08>
- ④：リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR（環境省）
 - ・セーフリサイクル！リチウムイオン電池！（正しい捨て方の動画）
<https://www.youtube.com/watch?v=dQWAqx1D0oA>（フル：7分25秒）
 - <https://www.youtube.com/watch?v=srJ6IR49jz4>（児童向け：4分15秒）
 - ・なくそう！リチウムイオン電池による火災～わたしたちにできること～
<https://www.youtube.com/watch?v=EwycZ-MHRLM>
- ⑤：リチウム蓄電池等処理困難物対策集（環境省）
<https://www.env.go.jp/recycle/libtaisaku.pdf>

以上

日容包リ発第 7-327 号
令和 8 年 3 月 13 日

市（区）町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法）ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山純生
（公印省略）

令和 9 年度 P E T ボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年度引き渡し量に関する調査、令和 8 年度市町村申込資料に記載のとおり、平成 10 年度より P E T ボトルのべール品質調査を（保管施設ごとに）実施してまいりました。近年は市町村・一部事務組合の皆様により品質の改善が進み、令和 6 年度には全体の 95%が A 判定を獲得する結果となっております。

一方で、多くの保管施設が継続して A 判定を取得することで、調査が形骸化しつつあるという課題も指摘されています。現行の A 判定の範囲は 75 点から 100 点と広く、同じ A 判定であっても、品質には大きな差が存在します。

この点について、市町村・一部事務組合の皆様からも「A 判定の幅が広すぎる」とのご意見を多くいただき、評価の妥当性や公平性の観点から、見直しの必要性が高まっています。

前回見直しを実施した平成 28 年より、リサイクルを取り巻く状況や技術、品質の基準も変化しており、現状の実態に即した制度への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、当協会では令和 9 年度から改定を目途に、品質調査の実施内容や評価項目等の見直しを実施いたします。

現時点では下記の内容で検討を進めており、市町村・一部事務組合の皆様に対しては次年度申込資料、また再商品化事業者の皆様に対しては 9 月以降、具体的な配点内容を提示できるように対応してまいります。

また見直しにあたり、各再商品化事業者及び各市区町村・一部事務組合に対して、令和 8 年度期中において令和 8 年度の品質調査を実施する際に、試験的に新配点基準での配点実施を依頼する場合がございますことを、予めご承知おきください。

なお、新配点基準でも品質調査を実施した市区町村・一部事務組合の方へは、新基準に基づく調査結果を提供することも検討しています。

敬具

記

（1）変更がない点

品質調査項目、品質調査手順はこれまでどおり変更はありません。

（2）変更する点

- ① 医療系廃棄物、危険品が混入した場合の評価

プラスチック製容器包装、紙製容器包装では医療系廃棄物、危険品が混入した場合はDランクとされていますが、PETボトルではこれまで医療系廃棄物、危険品が混入しても、判定には大きな影響を及ぼさない内容となっていました。

しかし、混入した場合は、当然のことながら再商品化事業者での火災リスクや労働災害の可能性が想定されます。

再商品化事業者の災害回避及び事業継続の観点も踏まえ、今後はプラスチック製容器包装や紙製容器包装と同様に、医療系廃棄物、危険品が混入した場合は評価点数にかかわらずDランクとし、各市区町村・一部事務組合へ改善を要請いたします。

ただし、引き取りについては、品質を理由にお断りすることはありません。

② 医療系廃棄物、危険品の定義

医療系廃棄物は主に感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針等。危険品の定義は、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ等怪我をする危険性があるもの。

③ 調査項目の配点の見直し

・主に目視で判断する項目の配点に関して、判定者の目視、主観により配点基準が大きく左右される内容を抑制（配点を小さくする）します。

外観汚れ、積み付け安定性に関する項目が該当となります。

・特に再商品化への影響、資源循環確保に関わる項目について重視（配点を大きくする）します。

キャップ付きPETボトル、テープや塗料が付着したPETボトル、アルミ缶・スチール缶、ガラスびん、陶磁器類の混入の項目が該当となります。

④ Aランクの細分化

現在の配点では75点以上からAランクとなっていますが、現状は大半がA判定となっており、Aの中でも品質のばらつきが見られることから、Aランクを更に細分化（A+、A、A-等）し、変更を加える予定です。

⑤ A+ランクの判定を受けた場合の対応

A+ランクの評価を受けた施設は、翌年度の品質調査の免除を行う予定です。

※あくまでも現時点（令和8年3月）で検討されている内容であり、今後、試験等を踏まえて追加・変更が加えられる可能性があることに、十分に留意をお願いします。

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階
TEL：03-5532-8691 FAX：03-5532-8515

※重要な内容であるため、令和7年10月に送付した市町村申込時の資料を同封いたします。なお、本資料に記載されている資料番号は市町村申込時のものとなりますので、詳細はそちらをご参照ください。

資料10

令和8年3月13日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：令和7年11月28日)

プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき 分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について

本資料は協会にプラスチック資源循環促進法（32条）に基づく分別収集物の再商品化を委託する際の手続きや注意事項について取りまとめたものです。容器包装リサイクル法に関わるプラスチック製容器包装及び白色トレイを協会に委託する際は、**資料1**『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和8年度版）」をご確認ください。

【用語の定義と区分】

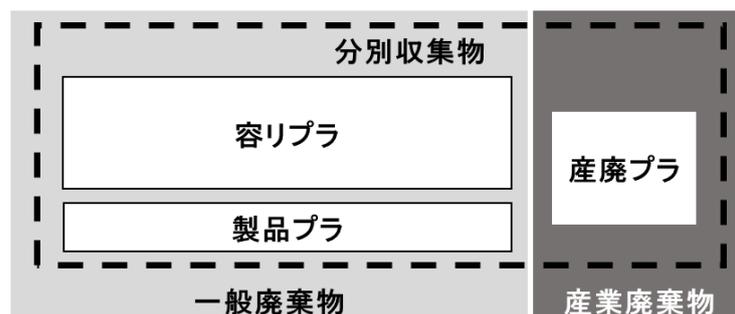
市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ

なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第2条第3項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったものをいう。

また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。



分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第 32 条及び第 36 条関係）、環境省令第 1 条で定める基準に適合するものに限る。

(1) 契約及び支払い方法

- ア) 製品プラ等に関して、申込時に算出いただいた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（資料 17）を締結いたします。
（容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。詳細は資料 1 をご確認ください。）
- イ) 以下の場合、「変更契約書」を改めて締結いたします。
- ① 契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの組成比率の改定が生じた場合
 - ② やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更合意した場合
- ウ) 市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受理された後 30 日以内にお振り込みいただきます。
例) 4～6 月引き取り分 → 7 月請求 → 30 日以内に振り込み
- エ) 契約初年度の第 1 四半期、第 2 四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第 3 四半期、第 4 四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。詳細については「令和 8 年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について」（資料 14）をご確認ください。
- オ) 当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(2) 市町村等への資金拠出

- ア) プラスチック資源循環促進法（32 条）に基づく分別収集物において、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に基づき算定される市町村に対する金銭の支払（合理化拠出金）の算定にあたっては、引き続き容リプラの再商品化費用（特定事業者負担分に限る）のみが対象となります。

(3) 引き取りを行う量

- ア) 正式申込みは、市町村等との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 10% 以上又は 1,000 トン以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村等と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。
- イ) 市町村等がア) の連絡を怠った場合、又は再商品化事業者決定後に申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対して

は同じ対応とさせていただきます。

㊦) 容リプラを含む全国の市町村等の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上回ることが見込まれる場合は、市町村等及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとします。

なお、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの「引き取りを行う量」については資料1をご確認ください。

(4) 市町村等が負担する再商品化費用について

㊦) 協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する再商品化費用は以下のとおりです。

① 製品プラ等の再商品化に係る費用

② 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）（※1）の再商品化に係る費用
（市町村負担分を申込まない場合は発生しません。）

（※1）小規模事業者分（市町村負担分）の詳細は資料1の「1. 契約及び支払い方法」をご覧ください。

㊧) 製品プラ等の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価＋協会経費（※2）単価）×引き渡し実績量（※3）

（※2）協会経費負担の考え方は「プラスチック資源循環法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について」（資料18）をご参照ください。

（※3）引き渡し実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量、製品プラは（引き渡し総量－産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量となります。

㊨) 容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量－産廃プラ）×容リプラ組成比率 ×市町村負担比率

㊩) ㊦)の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製品プラの組成比率に変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保にあたってはご注意ください。

(5) 製品プラ等の協会経費単価

令和8年度の数値は以下のとおりです。

製品プラ等の協会経費単価	令和8年度	
	5,507 円/t	5.507 円/kg

※製品プラ等の再商品化に係る費用のうち、製品プラ等の再商品化事業者の落札単価については入札で決定するため、ここでは表記しておりません。2月下旬に落札結果として通知いたします。

※容リプラの再商品化実施委託単価・特定事業者責任比率及び市町村負担比率は資料1をご確認ください。

(6) 引き取り条件

【分別基準の運用】

- ア) 市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）（以下、「分別収集の手引き」という。）」等を参照し、プラスチック資源循環促進法第31条第1号の規定に基づき「プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料13）（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。
- イ) リチウムイオン蓄電池等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設等で火災事故が発生するトラブルが例年多発しております。市町村等の責任において、リチウムイオン電池を含む電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をベールに混入させないよう、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、お引き取りを中止させていただく、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく場合があります。
- ウ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかたりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくことになります。
- エ) 品質改善について、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- オ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村等と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- カ) 市町村等には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

- キ) 分別収集物に求められる重量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別収集物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、実際の積載量は6トン前後（※）となります）。

（※）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。

また、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で10トン車で引き取りができない場合は、10トン車以外での引き取りも可能です。

なお、日常的な引き取りについて、市町村等からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村等から引き取りの申込みを受ける際に、「分別収集物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村等の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- カ) 分別収集物の保管及び受け渡し施設は、容器包装リサイクル法に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指

定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができないことがあります。

また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村等に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご留意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- ㉮) 協会は、市町村等から引き渡し依頼を受ける際に「分別収集物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ㉯) 当該分別収集物を 10 トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村等と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- ㉺) 協会は、実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村等並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- ㉻) 市町村等が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村等との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- ㉼) 分別収集物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村等は、残さが発生しないように「分別収集の手引き」や「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

(7) 分別収集物の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

- ㉽) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- ㉾) 1 つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることにします。
複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等をお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようお願いいたします。

【「粉碎品・溶融品」の取扱い】

- ㉿) 「粉碎・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉碎品・溶融品」は、分別収集物の基準を満たすとは見なされませんので、引き取りを行いません。

(8) 市町村等による品質調査（組成調査）の実施

- ㊱) 令和 8 年度から分別収集物を申込む場合、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等は必ず品質調査（組成調査）を実施していただく必要があります。品質調査（組成調査）の詳細については、資料 14 を参考に実施してください。

- ㊲) 品質調査（組成調査）は、容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡

す場合において、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするために必須の申込要件です。容リプラ、製品プラは品質調査（組成調査）で組成比率を算出することにより重量を把握する一方、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）で把握していただきます。

産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な場合は環境省(※)にご相談ください。なお、市町村等が負担する再商品化費用については資料 18 をご参照ください。

ウ) 事前に実施した品質調査（組成調査）に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込量を記載していただき、品質調査（組成調査）の結果を資料 14 の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）に記入し、申込締切までに当協会に提出する必要があります。

記録書の提出については本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なります

・オンラインで申込みを行う場合

記録書を PDF に変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：令和 8 年度分別収集物の品質調査結果の提出

メールの宛先：(公財) 日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

・郵送で申込みを行う場合（紙申込）

申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

エ) 申込締切までに記録書の提出がない場合は申込みことはできません。

オ) 令和 7 年度に分別収集物の申込みがある市町村は記録書の提出は不要です。

(※)【環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室】TEL:03-5501-3153

(9) 容リプラと製品プラの組成比率の改定

ア) 製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの比率で契約を締結いたします。ただし、初年度 4 月から 9 月までの期間を目安に協会が容リプラ、製品プラの比率を確認するために品質調査（組成調査）を実施し、その結果、契約締結時の比率が変動し改定する必要性が生じた場合には途中で組成比率を改定、下期（10 月～翌年 3 月）より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします（改定の必要性が生じない場合は、そのままの契約となります）。

イ) なお、契約初年度の下期に適用された組成比率は、市町村等が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込み時の組成比率として適用され、その比率で 1 年間契約することになります。

例) 令和 8 年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の組成比率を適用（上期のべール品質調査結果で組成比率が変動して改定する必要がある場合は下期から変更）、令和 9 年度も契約締結⇒契約 2 年目となり、初年度に実施したべール品質調査の結果による組成比率が 2 年目に適用。令和 10 年度は申込みが令和 9 年 10 月のため、令和 8 年度下期のべール品質調査による組成比率と令和 9 年度上期のべール品質調査による組成比率の平均値が適用。

ウ) 上記ア) イ) の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあつた場合となりますが、契約初年度の下期からの引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が異なる場合があります。詳細については資料 14 をご確認ください。

(10) 製品プラ等の入札における上限価格の設定

- ア) 再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます（製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします）。
- イ) 製品プラ等を申し込んだ市町村等に対し、12月上旬に上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します（申込時の方法によりオンライン又は郵送で連絡）。
回答期限は、令和8年1月9日(金)です。
- ウ) 回答は、上限価格の設定の有無及び上限価格の記入の他、一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行うため、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくこととなります。
- ① 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
 - ② 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
 - ③ 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。
- 入札選定や上限価格の設定に関しては「分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について」（資料15）をご参照ください。

(11) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

- ア) 再生処理事業者に引き渡すベールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。
詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料16）をご確認ください。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室】TEL:03-5501-3153

(12) 分別収集物を申込む際の注意点（資料12の参考資料④）

令和5年4月よりプラ法における分別収集物の引き渡しが始まりましたが、トラブルが発生している事例もあり、当協会の再商品化業務に影響が出ております。当協会に分別収集物を申込む市町村・一部事務組合において特に対応が必要なご注意点（1）～（6）について、別添：資料12の参考資料④にまとめておりますので、ご確認をお願いします。

- （1）市町村等による品質調査の実施について
- （2）製品プラの収集品目の選定について
- （3）中間処理施設の管理について
- （4）市民啓発の実施について
- （5）中間処理施設での禁忌品及び異物の除去
- （6）ベール結束材について

(13) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合の調整

- ア) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村等及び協会での協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。

(14) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）に掲載されております。併せてご確認ください。

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（令和4年4月1日付環境総発第2204016号環境省環境再生・資源循環局長通知）
<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf>
- ② プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf
- ③ 再商品化計画の認定申請の手引き（令和4年3月）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei.pdf

以上

【今後のスケジュール】

令和7年度

今後の主なスケジュール		製品プラ等特記事項
		※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに当協会へ提出する(産廃プラを申込み場合は原則市町村等が排出事業者から引き取った量とする)。
10月	21日 令和8年度市町村等からの引き渡し・再商品化に関する申込書類発送 30・31日 市町村説明会	※市町村が負担するコストは以下の3つ ①容器包装リサイクル法に基づく小規模事業者分(再商品化実施委託単価) ②製品プラ等の処理コスト ③製品プラ等の処理に係る協会経費 ※①③は10月下旬に通知予定。
11月	12日 市町村等からの申込締切(品質調査結果概要の提出)	※製品プラ等の処理コストは入札によって決まるが、市町村等は上限価格を設定できる。
12月	上旬 市町村等からの申込みに対して承諾書を発行 中旬 再商品化事業者向け入札説明会	※入札期間、落札事業者の通知の時期は変更の可能性あり。
1月	12月下旬～1月中旬 入札期間 1月中旬～2月下旬 落札選定期間	
2月	下旬 市町村等へ落札事業者の通知	
3月	中旬 引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送 下旬 市町村等へ契約書の送付	②製品プラ等の処理コスト通知

令和8年度

4月		4月中 契約締結(4月から引き渡し・再商品化の実施)
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告(産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量)	※2年度目は初年度に当協会が実施した品質調査の組成比率を適用する。
7月	5日(6月分の実績報告)の報告で第1四半期の数量が確定 下旬 第1四半期の請求書(容り分・製品プラ等分)発送	
8月	下旬 第1四半期分の支払期限	
10月	4～9月に当協会で品質調査を実施 契約初年度の市町村は契約時の組成比率と4～9月の品質調査で得られた組成比率に差がある場合は、第3四半期(10～12月)の支払より協会が調査することで得られた組成比率を適用される。 (以下省略)	

令和 8 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別収集物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 8 年度については、下記の基準を用います。

1) 引き取り形態

- ・圧縮されていること

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ペーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られていることをいいます。

また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください（*1））。
（*1）暫定的に従来水準（容りのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。
下記 3) の表の重量についても、同様とします。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋（指定収集袋、市販のゴミ袋等）を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) (*2)	重量(kg)	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

(*2) 寸法の 600×400mm、1,000×1,000mm はプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

分別収集物に含めてよいものとして、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「手引き」という。）の3. (2)に記載されている「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものです。

なお、「手引き」3. (2)は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければいけないものではありません。

「手引き」3. (2)に例示されていないプラスチック使用製品廃棄物であっても、原材料の全部又は大部分がプラスチックであれば分別収集物に含めることができます。

また、【含めてはいけないもの】(1)～(4)は「手引き」にも記載がございます。詳細は「手引き」を参照してください。

項目	基準	備考
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和4年環境省令第1号の「分別収集物の基準」)に適合するもの	90%以上(重量比)	「手引き」の範囲内のもの
【含めてはいけないもの】		
(1)次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（*3）） ②プラスチック使用製品廃棄物（①を除く。）のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの	付着または混入していないこと	
(2)汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと	食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。（「手引き」2. (1)）
(3)他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの		（「手引き」2. (2)）
①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの	混入していないこと	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、 ・飲料 ・しょうゆ ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

		告示第3号)第1項各号に掲げる物品2であって、同告示第2号の規定3に適合するものを充填するための容器は含めることができません。(「手引き」2.(2)①)
②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの	混入していないこと	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。(「手引き」2.(2)②)
③一辺の長さが50cm以上のもの	混入していないこと	一辺の長さが50cmを超えるものは含めることができません。ただし、長さが50cmを超えるPPバンド、ロープ等は、50cm未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることが可能です。雨合羽、レジャーシートは、広げると50cmを超えるものであっても、50cm未満になるように切断した状態になっていれば含めることが可能です。なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に50cm未満になっていれば、住民からの収集の段階で50cm以上のものであっても含めることは可能です。(「手引き」2.(2)③)
(4)分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの		(「手引き」2.(3))
①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの ア)リチウムイオン蓄電池を使用する機器(*4)(*5) イ)分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(*5)	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア)加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等 イ)ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等(「手引き」2.(3)①)
②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの(*5)	混入していないこと	点滴用器具(輸液バック部分は除く。)、注射針、注射器等は含めることができません。(「手引き」2.(3)②)
③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ア)刃物等(*5) イ)リサイクル設備に影響を与えるもの	混入していないこと	以下のものは含めることができません。ア)カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラス類・陶磁器類及びその破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの イ)まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ5mm程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラス

		チック。 繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）（「手引き」2. (3) ③）
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）	混入していないこと	ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。

(※3) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、

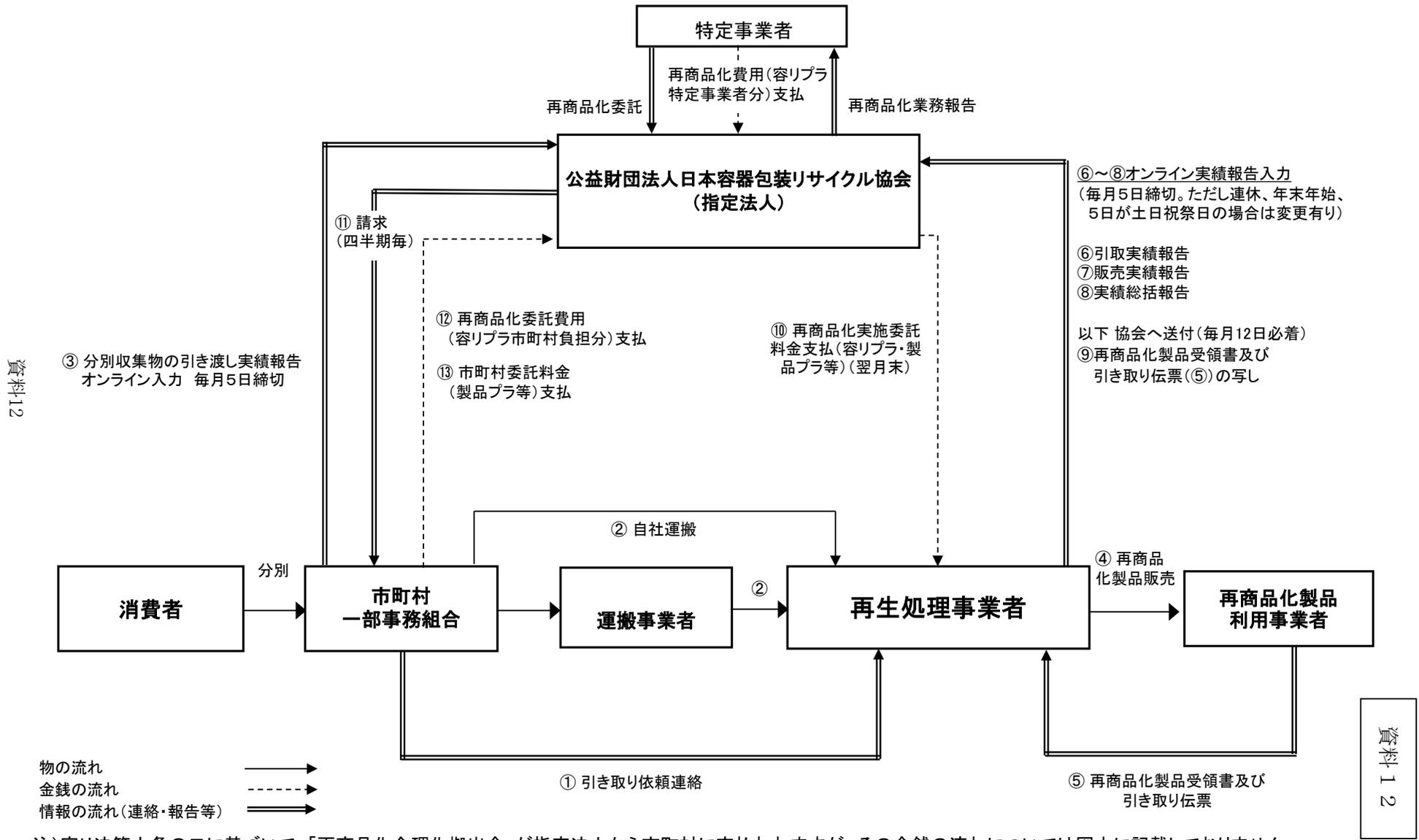
- ・飲料
- ・しょうゆ
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2号の規定に適合するものを充填するための容器を除きます。

(※4) 近年、廃棄物の収集運搬やリサイクルの現場において、加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等が原因と考えられる発火トラブルが増加しています。乾電池やその他の電池についても発火の可能性はありますが、特にリチウムイオン蓄電池は、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、高い発火リスクがあります。実際にリサイクル工程の第一段階であるベール解砕機や破袋機の刃によって、リチウムイオン蓄電池が押し潰されて、発火する事故が起こっているため、リチウムイオン蓄電池を使用する機器が絶対に混入しないように住民に対してよく周知するとともに、選別を徹底してください。

(※5) 「I. 容器包装リサイクル法に定める分別基準適合物の引き取り品質ガイドライン」の「プラスチック製容器包装」で禁忌品に該当するもの。

以上

再商品化業務フロー（分別収集物）



注) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。

ベール品質調査（組成調査）における組成比率の変更について

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、協会に引き渡される分別収集物は、容リプラや製品プラ、産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村等の負担となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村等の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価等により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、ベールに含まれる容リプラ及び製品プラの比率（以下、「組成比率」という。）が必要となります。

組成比率を明確にするため、協会にてベール品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）を上期（4月～9月）1回、下期（10月～3月）1回の年間2回実施し、その結果をもとに各年度の上期及び下期の組成比率を決定いたします。

なお、以下1.～3.の説明については、契約初年度上期から分別収集物の引き渡しを開始され、ベールは容リプラと製品プラが混ざった場合となります。契約初年度の下期から分別収集物の引き渡しを開始となる場合は4.を、容リプラと製品プラのベールが別々になる場合は5.をご覧ください。

1. 契約初年度の組成比率

契約初年度上期の組成比率については、引き渡し申込書（様式3-5）に記載された組成比率を適用します。契約初年度下期の組成比率については、契約初年度上期の組成比率と、契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率の差の範囲によって変更の可否が決定します。

契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率（小数第二位まで表示）が、契約初年度上期の組成比率と比べ、

- (1) 0.8倍～1.2倍以内の場合は、契約初年度下期の組成比率は変更せず、契約初年度上期の組成比率を継続する。
- (2) 0.8倍～1.2倍を超える場合は、契約初年度下期の組成比率は品質調査の組成比率に変更する。

(例1) 上記(1)に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品プラの組成比率 20%
 - ② 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 23.84%
 - ③ $②/① = 1.192$ 倍
- ⇒ 契約初年度下期の製品プラの組成比率は①の20%を継続

(例2) 上記(2)に該当する場合

- ① 契約初年度上期の製品プラの組成比率 20%
 - ② 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 24.62%
 - ③ $②/① = 1.231$ 倍
- ⇒ 契約初年度下期の製品プラの組成比率は、②の組成比率の小数第一位を四捨五入した25%に変更

※組成比率の差の範囲である 0.8 倍～1.2 倍について

令和 4 年度に指定法人が、当時容リプラと製品プラの一括回収を実施している市町村・一部事務組合 3 箇所にご協力いただき、容リプラと製品プラが混ざったベールについて品質調査を実施し、その結果から誤差の範囲を算出しています。

2. 契約 2 年度の組成比率

契約初年度下期に決定した組成比率を 1 年間継続します（上記 1.（1）又は（2）の組成比率）。

3. 契約 3 年度以降の組成比率

契約 3 年度においては、契約初年度下期と契約 2 年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を 1 年間適用します。

以降の契約年度については、契約 3 年度同様に、該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を 1 年間適用します。

(例 3) 契約 3 年度の組成比率の算出方法

- ① 契約初年度下期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 18.38%
- ② 契約 2 年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 22.26%
- ③ $(①+②) / 2 = 20.32\%$

⇒ 契約 3 年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第一位を四捨五入した 20%に変更

1. ～ 3. をまとめた図は以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
(1) 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍～1.2倍以内の場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率		半年適用	市町村実施の組成比率をさらに1年半適用			初年度下期と2年度上期の組成比率の平均を1年適用	
(2) 契約初年度上期に実施した品質調査で得られた組成比率が、契約初年度上期の組成比率と比べ、0.8倍～1.2倍超の場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率		半年適用	協会実施の組成比率を1年半適用			初年度下期と2年度上期の組成比率の平均を1年適用	

4. 引き渡し開始が契約初年度下期からになる場合の対応

契約初年度下期から契約 2 年度上期の組成比率については、引き渡し申込書（様式 3 - 5）に記載された組成比率を適用します。

合理化拠出金の品質寄与の算定のため、契約初年度下期も品質調査は実施しますが、そこで得られた組成比率を契約 2 年度上期から適用することはありません。

契約初年度下期の品質調査を実施して得られた組成比率は、契約 2 年度上期に品質調査を実施し

て得られた組成比率と平均し、契約2年度下期及び契約3年度の1年半の期間適用します。

以降は該当年度の前々年度下期と前年度の上期に実施した品質調査で得られた組成比率を平均した値を1年間適用します。

(例4) 引き渡し開始が契約初年度下期からとなる場合の契約2年度下期及び契約3年度の組成比率

① 契約初年度下期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 17.64%

② 契約2年度上期に実施した品質調査で得られた製品プラの組成比率 19.88%

③ (①+②) / 2 = 18.76%

⇒ 契約2年度下期及び契約3年度の製品プラの組成比率は、③の組成比率の小数第一位を四捨五入した19%に変更

4. をまとめた図は以下のとおりとなります。

パターン	品質調査実施と契約時の組成比率	契約前	契約初年度		契約2年度		契約3年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
契約初年度下期に引き渡し開始された場合	品質調査実施	市町村実施		協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率			市町村実施の組成比率を1年適用		初年度下期と2年度上期平均を1年半適用		

5. 容リプラと製品プラのベールが別々になる場合の対応

容リプラのベール、製品プラのベールを別々に引き渡す場合、市町村等はそれぞれのベールの数量又は重量を管理することが必要になります(実績に基づいた値で管理できることが望ましい。何らかの理由により実績で管理できない場合は計画量でも可)。

品質調査は容リプラ、製品プラのベールそれぞれのベールについて品質調査を実施します。品質調査によって得られた容リプラ、製品プラの比率に市町村等が管理している容リプラ、製品プラの数量又は重量を掛けてトータルの組成比率を算出いたします。

	品質調査結果		ベールの数量 (実績量または計画量)	容リプラ量と製品プラ量	
	容リプラ比率	製品プラ比率		容リプラ量	製品プラ量
容リプラベール	80.44%	19.56%	100 t	80.44 t	19.56 t
製品プラベール	9.82%	90.18%	20 r	1.96 t	18.04 t
合計			120 t	82.40 t	37.60 t

※品質調査結果×ベールの数量

(※)ベールの数量(個数)の場合は、以下の計算式で算出してください。

ベールの年間製造個数 × ベールの平均重量

(ベールの平均重量については、容リプラ、製品プラ別々の値、又は容リプラ、

製品プラ共通の値を用いること)

↓ 82.40 t と 37.60 t で比率を算出

容リプラ比率	製品プラ比率
68.67%	31.33%

↓ 小数第一位四捨五入

トータルの組成比率

容リプラ比率	製品プラ比率
69%	31%

6. 組成比率の変更方法

品質調査の結果、組成比率の変更が必要となった場合、当協会より、組成比率の変更について通知いたしますが、お申込み方法によって通知方法が異なります。詳細は以下の①②をご覧ください。なお、品質調査の結果、組成比率の変更が不要となった場合、以下対応は不要となります。

①オンラインで申込みを行った場合

REINS お知らせメールでご連絡いたします。内容をご確認いただき、「変更合意書」に署名、押印のうえ、下記アドレスまでメールにて送信してください。

②郵送で申込みを行った場合（紙申込）

当協会より「変更合意書」を郵送にてご連絡いたします。内容をご確認いただき、「変更合意書」に署名、押印のうえ、下記アドレスまでPDFを添付してメールにて送信してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp

メールの題名：分別収集物における容リプラ及び製品プラの組成比率の変更合意書の提出

メールの宛先：(公財) 日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部 宛

7. その他注意事項

- ・毎年契約が継続している最中であっても、期初又は途中で以下の変更により組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。
 - ① 収集方法・内容等の変更
 - ② 収集エリアの変更
 - ③ 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更
 - ④ ①～③以外に組成比率の変更が見込まれる場合
- ・組成比率を平均して算出する際、引き渡し頻度や量が少ない等の理由により、引き渡しがあるにもかかわらず上期又は下期のいずれかの品質調査が実施できない場合は、組成比率を平均することができないため、片方の組成比率を適用することがあります。

その他、引き渡しがあるにもかかわらず品質調査が実施できない（又は品質調査を実施したが組成比率の変更ができない）場合は、協会と市町村等で対応について協議します。
- ・品質調査の年間の回数は、今後の品質調査の実施状況、組成比率の結果、市町村等からの申込状況等を踏まえ変更となる可能性があります。

以上

変更契約書（見本）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」及び「業務実施契約書（市町村負担分）」のうち、甲乙間で令和8年4月1日付にて締結し本契約締結日現在有効な契約（以下、総称して「原契約」という。）に変更があったため、その変更につき以下のとおり合意する。

（容リプラと製品プラの組成比率の変更に伴う予定委託量の変更）

第1条 「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」第9条4項による容リプラと製品プラの組成比率に変更があったため、第7条1項の予定委託量と併せて以下のとおり変更する。併せて別紙の「分別収集物保管施設別再商品化事業者一覧表」を新たに発行し、差し替える。

変更前			
保管場所	素材名	比率（％）	予定委託数量 （単位：kg／年）
01 〇〇リサイクルプラザ	製品プラ	30	240,000
	産廃プラ		48,500
	容リプラ	70	560,000
	合計	100	<u>848,500</u>

↓

変更後			
保管場所	素材名	比率（％）	予定委託数量 （単位：kg／年）
01 〇〇リサイクルプラザ（変更前）	製品プラ	30	120,000
	産廃プラ		24,250
	容リプラ	70	280,000
	小計	100	<u>424,250</u>
02 〇〇リサイクルプラザ（変更後）	製品プラ	20	80,000
	産廃プラ		24,250
	容リプラ	80	320,000
	小計	100	<u>424,250</u>
	合計		<u>848,500</u>

(分別基準適合物の予定引き渡し量の変更)

第2条 「業務実施覚え書き(特定事業者負担分)」第5条1項の予定引き渡し量を以下のとおり変更する。併せて別紙の「保管施設別再商品化事業者一覧表」を新たに発行し、差し替える。

変更前		
保管場所	分別基準適合物種類	予定委託数量 (単位: kg/年)
01 〇〇リサイクルプラザ	プラスチック製容器包装	554,400

↓

変更後		
保管場所	分別基準適合物種類	予定委託数量 (単位: kg/年)
01 〇〇リサイクルプラザ(変更前)	プラスチック製容器包装	277,200
02 〇〇リサイクルプラザ(変更後)	プラスチック製容器包装	316,800
	合計	594,000

(予定委託量の変更)

第3条 「業務実施契約書(市町村負担分)」第6条1項の予定委託量を以下のとおり変更する。併せて別紙の「保管施設別再商品化事業者一覧表」を新たに発行し、差し替える。

変更前		
保管場所	分別基準適合物種類	予定委託数量 (単位: kg/年)
01 〇〇リサイクルプラザ	プラスチック製容器包装	5,600

↓

変更後		
保管場所	分別基準適合物種類	予定委託数量 (単位: kg/年)
01 〇〇リサイクルプラザ(変更前)	プラスチック製容器包装	2,800
02 〇〇リサイクルプラザ(変更後)	プラスチック製容器包装	3,200
	合計	6,000

(原契約の適用)

第4条 本変更契約に特に定めのない事項については原契約を適用するものとし、本契約は原契約と一体になって有効に存続する。

(本変更契約書の発効日)

第5条 本変更契約書の発効日は令和8年10月1日とする。

本変更契約書締結の証として、甲及び乙は、本変更契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和8年10月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 石塚 久継

令和8年3月13日

市（区）町村・一部事務組合（プラスチック資源循環促進法）

ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事専務 西山純生

（公印省略）

令和8年度 分別収集物の品質調査への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、指定保管施設から引き取りを行う分別収集物は、分別基準及び引き取り品質ガイドラインを満たすこととなっており、全国の市町村保管施設を対象に、上期（4月～9月）1回、下期（10月～3月）1回の年間2回（※）のベール品質調査を行います。調査日程は原則、調査日の2週間前に通知いたします。

ベール品質調査における市町村及び中間処理施設の担当者様の立会いについては、品質改善への取り組みを確実なものとするため、可能な限りお立会いいただきますようお願い申し上げます。

なお、ベール品質調査日程を再商品化事業者から聞き取ることは厳禁ですので、十分ご注意ください。

令和7年度に分別収集物を申込んだ120市町村（126保管施設）の品質調査の集計結果（令和8年1月末時点）について、適合分別収集物比率評価はAランクの割合が99.1%（前年度：96.5%）、破袋度評価はAランクの割合が93.2%（前年度：90.1%）、禁忌品有無評価はDランクの割合が59.5%（前年度：66.0%）となり、前年度より改善しておりますが、容リ法に基づくプラスチック製容器包装の品質調査結果に比べ、禁忌品の混入率が高い傾向があります。

ベールの中に混入される禁忌品の中でも、特にリチウムイオン電池やリチウムイオン電池等を含む電子機器等が原因となる発煙・発火トラブルは、依然として発生しています。過去には、プラスチックの再生処理事業者での大規模火災も発生しております。

引き続き、「リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を含む電子機器等の発火危険物の混入防止」は、ベールの品質維持、向上の最重要課題と位置づけます。

市民啓発並びに中間処理施設での確実な除去について、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

（※）令和8年度以降の調査回数については、今後の品質調査の実施状況、組成比率の結果、市町村等からの申込状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

敬具

記

【添付資料】

参考資料①：分別収集物のベールの品質評価方法

【本件連絡先】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 プラスチック容器事業部

雨谷（アマガヤ） TEL：03（5532）8607、E-MAIL：amagaya@jcpra.or.jp

松原（マツバラ） TEL：03（5532）8605、E-MAIL：matsubara@jcpra.or.jp

大滝（オオタキ） TEL：03（3528）8025、E-MAIL：otaki@jcpra.or.jp

以上

分別収集物のべールの品質評価方法

1. はじめに

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）32条に基づき、当協会が市町村から再商品化の委託を受けた分別収集物の再商品化を円滑に推進するためには、市町村から協会に引き渡される分別収集物のべールの品質向上が必要となります。

市町村から引き渡されるべールの品質基準への適合性について評価、ランク付けを行うため、また、べール品質の向上を促すとともに、適正な再商品化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的に、当協会では「品質調査」を実施します。

また、品質調査結果から分別収集物における容リプラと製品プラの組成比率を算出し、必要に応じて、委託契約書に記載した容リプラと製品プラの組成比率を補正するための根拠として用います。

調査の手順や評価方法について、以下に記します。

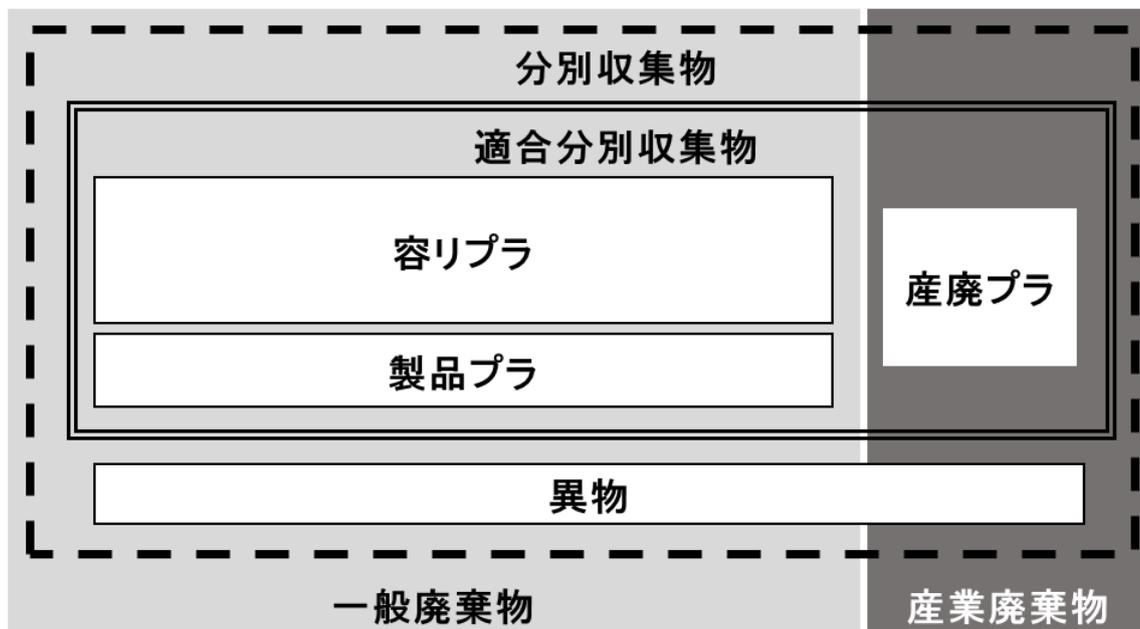
【用語の定義】

用語	定義
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
使用済プラスチック使用製品	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、放射性物質によって汚染されていないもの
プラスチック使用製品廃棄物	使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物になったもの
分別収集	市区町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集すること
分別収集物	分別収集により得られるものをいい、指定法人（当協会）にその再商品化を委託する場合（法第32条及び第36条関係）は、環境省令で定める基準に適合するものに限る
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの。容リ法における分別基準適合物のべール品質調査では「事業系プラスチック」を指す

用語	定義
異物	分別収集物のうち、容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当しないもの
ベール	分別収集物を一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小さい製品の飛散対策が図られているもの
適合分別収集物	「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和 4 年環境省令第 1 号。以下、「省令」という。）の「分別収集物の基準」及び当協会が定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満たし、ベール品質調査において容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※1）に該当するもの
手引き	「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

（※1）産廃プラを当協会に申し込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる。

【品質評価における各用語のイメージ】



2. 評価対象及び評価の実施

(1) 評価対象

- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。
 - ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」
 - イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」
 - ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」
 - エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※2）

（※2）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記（１）のベールの種類によって２種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）

⇒様式１（容リプラ、製品プラ用）

- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）

⇒様式２（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

（２）実施者

- ・作業は再生処理事業者主体で実施する。
- ・協会が業務委託する品質調査委託先（以下、「協会委託先」という。）の品質調査員が立会う。

（３）評価者

- ・協会委託先の品質調査員（以下、「品質調査員」という。）が評価する。

（４）実施場所

- ・再生処理事業者の再生処理工場で実施する。

（５）調査の種類と実施時期

・通常調査

年１回以上実施する通常の調査。当面の間、上半期（４～９月）に１回、下半期（１０～３月）に各１回実施する。

（＊通常調査は、REINS システムでは、上半期調査を「１回目」、下半期調査を「２回目」と表記。

ただし期中で組成比率が変更となる場合はこの限りではない

・再調査

通常調査にて、適合分別収集物の比率評価或いは破袋度評価がDランクであった場合、再調査を実施することがある（６．「判定結果への対応」の(2)-③「Dランク判定の場合」を参照）。再調査を実施するか否か、また実施する場合の日程は協会が判断する。

・特別調査

ベール品質調査を実施する日の情報漏洩に関する不適正行為通報や、協会から品質改善を要求するも、改善が見られず、協会が必要と判断した場合等に「特別調査」を実施する（【特別調査の実施と判定結果への対応】を参照）。随時。

（６）品質調査スケジュール管理

- ・協会委託先が再生処理事業者と調整し、品質調査スケジュール案を協会に提示する。
- ・協会（プラスチック容器事業部）の了承後、品質調査を開始する。

（７）市町村又は一部事務組合（以下、「市町村」という。）の立会い

- ・市町村担当者の立会いは任意とし、再調査時は要請することとする。
- ・中間処理施設（民間委託先を含む。）の担当者の立会いも可とする。
- ・協会委託先より、品質調査実施の２週間前に実施日を通知する。引き渡し等の事情により２週間を切る場合の対応は、協会の判断により決定する。

（８）評価記録の提出先及び保管

- ・品質評価記録書を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に記録し、照合する。
- ・品質調査員及び再生処理事業者は、相互確認のため、以下の写真を撮影する。

- ① 保管ベールに明示された表示板
- ② ベールの保管状況
※保管数が2個の場合（大ベール及び中ベール①）は②の保管状況の写真は省略してよい。
- ③ 選択したベールの全景
- ④ ベールを解体し、床に広げた状態
- ⑤ 適合分別収集物のうち、製品プラを分別して集めた状態
- ⑥ 異物（適合分別収集物以外のもの）が種類ごとに分別された状態
- ⑦ 禁忌品（異物のうち、リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、火災のおそれのあるもの、医療系廃棄物、刃物等）

- ・再生処理事業者は、品質調査終了後、品質調査結果を速やかに REINS に入力する。
- ・REINS に入力後、出力した「ベール品質評価記録書」を、再生処理事業者及び品質調査員が相互に品質評価記録書と照合する。
- ・出力された「ベール品質評価記録書」を正とし、品質調査員は協会へ報告する。なお、品質調査結果の確認のため、再生処理事業者は出力された「ベール品質評価記録書」を PDF ファイルで協会委託先宛にメール送信する。
- ・市町村への品質調査結果の連絡（分別収集物ベール品質評価記録書、写真等）は、協会委託先が実施する。

(9) 記録の開示

この評価結果を、品質調査実施者は協会の許可なく、当該市町村以外の者に開示してはならない。協会は、保管施設ごとの調査結果をホームページで公表する。

3. 調査対象ベールの保管

(1) 取り置きベール数

公正性の意味から、原則として調査対象の市町村の取り置きベール数は、大ベール、中ベール①は2個、中ベール②は4個以上、小ベールは8個以上とする（ただし10kg未満の小ベールは、100kgを超える必要個数、或いは全量を取り置く）。再生処理事業者の諸事情により、取り置きベール数の確保が困難であると判断された場合は、事前に協会委託先へ申し出ることにより確保数の調整を可能とする。

【取り置きベール数の目安表】

名称	重量	取り置きベール数
大ベール	100kg 以上	2 個
中ベール①	50kg 以上～100kg 未満	2 個
中ベール②	30 kg 以上～50 kg 未満	4 個以上
小ベール	10 kg 以上～30 kg 未満	8 個以上

※特異なベールは評価に適さないため、やむを得ない場合を除き大ベール及び中ベール①は重量差（（重いベール重量÷軽いベール重量－1）×100）（%）が30%未満になるように選別し取りおくこと。

※小ベールについては、パレット単位で8個以上保管されることが望ましい。

(2) ベール入荷日

調査実施日の4週間前に入荷したベールを調査対象とする（原則として異なる日付のベールであること）。ただし、通知日の3週間前に入荷が確定している場合は、事前に品質調査委託先に連絡し、調査対象ベール

ルとする。なお、事前に協会が了承している場合は、この限りではなく調査を実施する。

(3) 保管場所

指定可燃物貯蔵届出書にて届出されている屋内スペースに保管する。やむを得ず屋外に保管する場合には、小容器類の飛散防止対策及び雨水対策をすること。

(4) 保管状況

中ベール②や小ベールについては品質調査員が調査当日に取り置きされているベールの中から、無作為に必要な個数をサンプリングする。無作為にサンプリングできるように、他の市町村ベールとの間隔を空けること。

(5) ベール重量の事前測定

調査時間短縮のため、大ベール及び中ベール①②は事前に測定し、ベールに表示する。小ベールについては調査時に測定するため、事前測定は不要。

(6) 対象ベールの明示

対象ベールの市町村名、保管施設名、入荷数量・個数、保管数量・個数、入荷日、ベール重量（大ベール、中ベール①②が該当）、の看板等により明示する。

(7) 調査対象ベールの区分け

引取り対象市町村が複数あり、その保管施設が同一の場合であっても、市町村ごとのベールの区分けを明確にすること。

(8) 調査対象ベールからのサンプルの切り取り

- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られる場合は、ベール圧縮方向外側の表面部分を取り除き、内側から切り取る。
- ・サンプル表面にベール圧縮時やその後の外部環境により汚れが見られない場合は、表面部分をサンプル対象とする。

4. 評価項目と評価方法

(1) 評価手順（「分別収集物ベール品質評価記録書」への記録事項）

- ①対象となるベールの種類、重量、結束材・こん包状態の種類を「分別収集物ベール品質評価記録書」に記録する。
- ②ベールから調査対象のサンプル 60～80kg を切り出し、未破袋の個数を記録する（(3)「破袋度評価」を参照）。
- ③容リプラ、製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）を選別する（異物の判定は(5)「異物の判定基準」を参照）。
- ④製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）は項目ごとに重量を計測する。
- ⑤調査対象の重量から製品プラ、産廃プラ（※3）、異物（※4）の重量を差し引いて、容リプラの重量を算出する。
- ⑥記録した重量をもとに、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」の評価を行う。
- ⑦禁忌品については、混入の有無、個数、品名等を記録する。
- ⑧適合分別収集物となった容リプラと製品プラの合計重量から、容リプラと製品プラの組成比率を算出する。

(※3) (5) ⑩に該当する、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されることが判別できるもの、
同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合に限る

(※4) 産廃プラを当協会に申込まない市町村は、産廃プラは異物に含まれる

(2) 評価数量、ベールの種類、重量、寸法、結束材・こん包状態の確認

①評価数量

- ・大ベール、中ベール①は、あらかじめ保管してある2個を使用する。
- ・中ベール②は、あらかじめ保管してあるベールのうち、2個以上を使用する。
- ・小ベールは、あらかじめ保管してあるベールのうち、60kgを超える必要個数を使用する。

②ベールの種類の確認

- ・市町村の申込み内容により引き渡されるベールの組成が数種類になることを踏まえた品質調査を実施する観点から下記のいずれに該当するかを確認して記録する。
- ・全ての指定保管施設の分別収集物のベールを対象とする。
- ・ベールの種類ごとに評価を実施する。

ア．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ）が混ざっているベール」

イ．「分別収集物（容リプラ＋製品プラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

ウ．「分別収集物（容リプラ＋産廃プラ）が混ざっているベール」

エ．「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」が別々のベール（※5）

（※5）エ．は、ア．イ．又はウ．の申込みであるが、1つのベールに「容リプラ」「製品プラ」「産廃プラ」それぞれが主体（ある程度は互いの混入はある）となった別々のベールとなる場合をいう。

なお、品質調査時に使用する「分別収集物ベール品質評価記録書」は上記②のベールの種類によって2種類存在する。

- ・ア．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含まない申込み）
⇒様式1（容リプラ、製品プラ用）
- ・イ．ウ．又はエ．の場合（「産廃プラ」を含む申込み）
⇒様式2（容リプラ、製品プラ、産廃プラ用）

③ベール重量測定

- ・保管しているベールの内、3. (1) 【取り置きベール数の目安表】の大ベール、中ベール①の重量を事前計量し、kg単位小数点以下第1位までを記録する。

④ベールの寸法測定

- ・評価対象となるベールの寸法（幅、奥行き、高さ）を計測し、m単位小数第2位まで記録する。

⑤こん包状態の確認（ベールの結束材・バンド種類等）

- ・切り取りサンプル用に選択したベールを使用する。
- ・ベールが結束材によって結束されている場合、結束材の種類（結束材と併せてフィルム等の包装材も使用されている場合は、包装材の種類等を含む。）、見掛けのバンド本数を記録する。
- ・ベールがフィルム等によってこん包され、結束材が使用されていない場合は、種類記録欄には「フィルム巻き」等と記録し、本数の記録欄には「0」を記録する。

(3) 破袋度評価

①引き取り品質ガイドライン記載内容

- ・ベールに求められる性状として収集袋の破袋がある。
- ・分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物が取り除かれていることが求められる。

②サンプルの取り出し

- ・評価対象とするベールから、1個30kg以上ずつ取り出し重量を測定(kg単位小数第2位まで記録)し、サンプル合計が60kg～80kgとなるように床に広げる。

(サンプルの取り出し作業に使用する器財は、作業効率を重視する観点から、一度に20～30kg以上を乗せて運ぶことができる大型の箱・器等を常備いただきたい)

※取り出したサンプル重量を評価対象重量とする

※1個20kg未満の小ベールは、合計60kg～80kgとなるように4個以上をサンプルとする

③評価方法

- ・収集袋、市販のごみ袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。
- ・未破袋の袋個数を数え、その数を評価対象重量で割り込んだ(個数/kg)値を算出する。

$$\text{未破袋の袋個数(個)} \div \text{評価対象重量(kg)} = \text{未破袋の袋混入率(個/kg)}$$

※小数第2位以下を切り捨て

未破袋の袋混入率(個/kg)	評価ランク
0.2未満	Aランク
0.2以上 0.4未満	Bランク
0.4以上	Dランク

注) 未破袋の中身は全て取り出し異物の判定を行う。

④未破袋の判定基準

ア. 未破袋とは、こぶし大程度の大きさ以上で、次の状態をいう。

- ・袋や容器状のもの(プラ製容器包装かどうかは不問とする)に中身が残っており、袋や容器内の内容物が容易に確認できないもの。
- ・未破袋の袋中から小袋が出てきた場合は小袋も未破袋と見なす。

【未破袋とは見なさない事例】

イ. 袋や容器の内容物が容易に確認できる下記の事例は、未破袋とは見なさない。

- ・PETボトルのキャップだけが袋や容器に入れられていると容易に判別できる場合
- ・菓の包装材だけが袋や容器に入れられていると容易に判別できる場合
- ・コンビニ弁当などの容器が1個程度袋などに包まれている場合
- ・中身が元から入っていた商品(未開封の商品、開封済みで使い掛け、食べ掛けの商品)
- ・上記のほかにも一目で袋や容器の内容物が確認できる場合

(4) 適合分別収集物の比率評価

①適合分別収集物の比率基準

分別収集物のうち、適合分別収集物が90%以上(重量比)であることが求められる。

②サンプル

- ・破袋度評価に使用した、床に広げた状態の 60 kg～80 kg のサンプルを評価する。
- ・破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し、中身を取り出して評価する。

③評価方法

- ・重量は上記の 60 kg～80 kg (kg 単位小数第 2 位まで記録) とする。
- ・適合分別収集物以外の異物 (①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ、②汚れの付着している容リプラ、製品プラ、③容リ法で P E T ボトルに分類される P E T ボトル、④使用済み小型電子機器等、⑤ 1 辺が 50cm 以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」、⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a) 刃物等、⑧b) 再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの、⑧c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの、⑨他素材の容器包装、⑩産廃プラ (※6)、⑪プラスチック副産物、⑫上記以外の異物) を取り出し、それぞれの重量を kg 単位 (小数点以下 2 桁まで記録) で測定する。

(※6) 産廃プラを当協会に申し込む市町村は、産廃プラは異物に含まれない

- ・評価対象重量から異物の総重量を差し引き、適合分別収集物の重量を算出する。
(評価対象重量－異物合計重量) (kg) ÷ 評価対象重量 (kg) × 100 = 適合分別収集物比率 (%)

※小数第 3 位を四捨五入

適合分別収集物比率	評価ランク
90%以上	A ランク
85%以上 90%未満	B ランク
85%未満	D ランク

(5) 異物の判定基準

①原材料の全部又は大部分がプラスチックでない製品プラ

省令の範囲外で、なおかつ「内部部品を含めてほとんどがプラスチックで構成される」品目でない製品プラ。製品プラに含めてよいものは手引きの 3. (2) 「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物 (第 3 号口関係)」を参照のこと。

②汚れの付着している容リプラ、製品プラ

分別収集物が中身の付着 (食品残渣、インク等) でべとついている、又は、複数の分別収集物が中身等により固まっている状態の分別収集物、土砂や油分等、カビ等汚れの付着した分別収集物。「べール品質評価記録書」には容リプラと製品プラに分けて記入する。

③容リ法で P E T ボトルに分類される P E T ボトル

a. P E T 製の容器 (ボトル) のラベル又はボトル本体に下記の識別表示 (P E T リサイクルマーク) が表示又は刻印されている容器を、P E T 区分の容器とする。



識別表示（PETリサイクルマーク）が表示されているPETボトルは「指定PETボトル」と呼ばれ、省令で以下の中身が入ったPETボトルに限定されている。

「清涼飲料、果汁飲料、酒類（みりんを含む）、乳飲料等、しょうゆ、しょうゆ加工品（めんつゆ等）、アルコール発酵調味料（料理酒を含む）、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等）」

b. ラベルが剥がれた状態のPET製の容器

・清涼飲料用等のPETボトルは、キャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示されている場合がある。そのため、賞味期限表示がある場合はPET区分の容器とする。

（参考：しょうゆ等調味料の場合、賞味期限はラベルに表示されている。）

c. 上記に該当しない容器は全てプラスチック容器包装廃棄物とする。

④使用済小型電子機器等

・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条2項に規定する使用済小型電子機器等。使用済小型電子機器等に該当するものは、手引きの2.（2）②「使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの（第4号口関係）」を参照のこと。（*電子基板等の不溶不融の熱硬化性樹脂製品もこの項目とする）

⑤一辺が50cm以上の「原材料の全部又は大部分がプラスチックである製品プラ」

一辺が50cm以上の製品プラ、ロープ、ひも等、機械設備の回転軸や駆動部に絡まるおそれのあるもの。ただし、長さが50cmを超える場合は、50cm未満になるように切断し、束ねられている状態であれば適合分別収集物とみなす。

⑥分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの

a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品

加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー、携帯電話等

b) ⑥a) 以外の火災のおそれのあるもの

ガスライター（液体燃料が空の場合も該当する。）、ガスボンベ及びスプレー缶（穴開けされている又は潰されている場合は「他素材の容器包装」に区分する。）、電池等

⑦医療系廃棄物

注射針、注射器、ウイルス性疾患の検査キット、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）

注）点滴セットのチューブに針が付いていても付いていなくても、医療系廃棄物とする。

⑧再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

a) 刃物等

刃物、カミソリ、針、釘、鋏、ガラス類・陶磁器類及びその破片等怪我をする危険性のあるもの

b) 再商品化設備を損傷するおそれのあるもの

- ・炭素繊維、ガラス繊維等で強化されたプラスチック。
- ・まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5mm程度以上が目安）
- ・粘着性のあるテープ等。

c) 再商品化製品の品質を大きく低下させる又は残さ発生量が多いと懸念されるもの

- ・繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの
（靴、長靴、スニーカー、スリッパ、鞆、ハンドバッグ、ポーチ等）
- ・鋳物等の他素材を大量に含むプラスチック使用製品（「プラ」マークのある容器包装は除く。）

⑨他素材の容器包装

缶、紙製の容器包装、ダンボール等

⑩産廃プラ（産廃プラを当協会に申込みのある市町村は、産廃プラは異物に含まれない。）

・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出されるプラスチック製の容器包装。

例：「給食用」「保有米」の表示のあるコメ袋、食品添加物の容器等

・一般家庭からではなく、明らかに事業活動に伴い事業所等から排出される製品プラ

・同一種類の容リプラ又は製品プラが大量に検出された場合（未使用、使用済問わず）。

例：未使用の弁当容器。

⑪プラスチック副産物

製品の製造、加工、修理又はその他の事業活動に伴い、副次的に得られる物質であって、放射性物質によって汚染されていないもの

⑫その他の異物

容器包装以外の金属、布、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物ではあるが、どの異物項目であるかの判断ができないもの

(6) 禁忌品の有無評価

上記(5)の⑥a)リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等が該当する。

(7) 合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率

合理化拠出金の「品質」による配分のための容器包装比率は、容リプラのみが対象となる（製品プラ等は対象にならない）。容器包装比率は、容リプラの重量及び容リプラの異物量（異物合計量を適合分別収集物に占める容リプラの比率で掛けた値）を用いて算出する。

容リプラの重量 (kg) ÷ (容リプラの重量+容リプラの異物量 (kg)) ×100 = 容器包装比率 (%)

※小数第3位を四捨五入

5. 評価結果のランク判定

「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」について、それぞれ評価した結果を品質評価記録書に記録し、評価表の結果を該当評価項目ごとにチェックすることにより、A、B、Dランクを判定する。

判定は、「破袋度評価」「適合分別収集物の比率評価」「禁忌品の有無評価」ごとにランク判定を行う。

(1) 「破袋度評価」のランク判定

- ・ Aランク：0.2 個/kg 未満
- ・ Bランク：0.2 個/kg 以上、0.4 個/kg 未満
- ・ Dランク：0.4 個/kg 以上

(2) 「適合分別収集物の比率評価」のランク判定

- ・ Aランク：90%以上
- ・ Bランク：85%以上、90%未満
- ・ Dランク：85%未満

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・⑥a) リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品、⑥b)⑥a)以外の火災のおそれのあるもの、⑦医療系廃棄物、⑧a)刃物等の混入がなければAランク、いずれかあればDランク

6. 判定結果への対応

(1) 「破袋度評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

② Bランク判定の場合

- ・再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いします。

③ Dランク判定の場合

- ・協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いします。
- ・改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、「自主検査結果」の提出をお願いします。

(2) 「適合分別収集物比率評価」のランク判定

① Aランク判定の場合

- ・再商品化に支障がないので、引き続き品質の維持をお願いします。

② Bランク判定の場合

- ・再商品化に支障が生じる場合があるので、Aランクを目指した品質向上をお願いします。
- ・申込み初年度以降の通常調査の品質調査において、3年連続Bランクとなった場合、改善計画の立案と実行をお願いします、場合によっては再調査を行う。

③ Dランク判定の場合

- ・著しく分別基準から外れているので、再商品化に支障をきたす。協会より市町村に改善計画の立案と実行をお願いします。
- ・改善計画書や中間処理施設での処理状況等を総合的に判断し、再調査を実施する場合がある。

<再調査でDランクとなった場合>

- ・「協会出前講座－ベール品質勉強会」の実施と、「自主検査結果」の提出をお願いします。
- ・次年度以降の通常調査結果がDランクであった場合には、当年度の引き取り留保及び、次々年度の引き取りお申し込みをお断りする場合がある。また品質改善の取組状況を総合的に判断し、対応を決定する。

(3) 「禁忌品の有無評価」のランク判定

- ・Dランクの場合は、市町村に改善をお願いします。
- ・禁忌品が大量に発見された場合、又は禁忌品の中でも発火の危険性が非常に高い「リチウムイオン蓄電池及びリチウムイオン電池を使用した製品」が検出された場合は、協会より改善計画の立案と実行をお願いします。

(4) 適合分別収集物に占める容リプラと製品プラの割合（組成比率）について

ベール品質調査結果に基づいて算出された容リプラと製品プラの組成比率は、別途定める方法に従い、業務委託契約書に記載した容リプラと製品プラの申込み比率を補正するために用いることがある。

7. 特例対応

(1) 判定結果が異常値の場合の対応

通常調査の品質調査結果において、適合分別収集物の比率が著しく低い等、通常では考えられない評価結果が出た場合、再生処理事業者、市町村からの情報を総合的に判断し、再度の調査実施の可否を決定する。

(2) 再調査が実施できない場合の対応

通常調査の結果、適合分別収集物比率判定がDランクであっても、引渡し量が少なく再調査の実施が年度内にできない場合は、再調査を実施する市町村との平等性の観点から、次回の通常調査を再調査と見なして実施し、以降、年度内の再調査でDランクであった場合に準じて対応する。

8. 引き取り拒否判定後の対応

万が一、引き取り申込みをお断りすることとなった場合は、再開へ向けて基本的に下記の手順で進める。

(1) 品質改善の取り組みを要請。

(2) 再開へ向けての手順、スケジュール等の打ち合わせ。

(3) 自主検査等の改善進捗状況を報告。

(4) 自主検査等で改善効果が認められた場合、確認のため「現地品質調査」を実施。

(5) 「現地品質調査」の評価結果、改善取り組みの効果、継続性等を総合的に判断し、引き取り再開を決定する。

【特別調査の実施と判定結果への対応】

以下(1)の①～④に該当した場合、再調査とは別に「特別調査」を実施する。

(1) 特別調査対象

① 協会に「ベール品質調査日程の情報漏洩に関する不適正行為通報」があった場合

② 協会に再生処理事業者等からベール品質調査日程の情報漏洩に関する情報があった場合

③ ベール調査に限らず、再生処理事業者が行うリサイクル処理業務全般において、ベール品質が引き取り品質ガイドラインを満たしていないという状況が確認され、日常的に引き取りを行っている再生処理事業者（または協会）から該当する市町村に対して品質改善を再三要求するも、その要求後も品質の改善が見られず、調査が必要であると協会が判断した場合（例；リチウムイオン電池等による発煙発火トラブルの発生、金属等の異物混入により設備を破損した場合など）

④ 上記以外で、特別調査が必要と協会が判断した場合

(2) 実施者：作業は再生処理事業者主体で実施する。

品質調査員が立会う（環境省担当者、協会担当者が立会う場合がある）。

(3) 評価者：品質調査員が評価する。

(4) 実施場所：再生処理事業者の再生処理工場で実施する（協会が当該市町村等と調整する場合がある）。

(5) 実施時期：不定期

(6) 特別調査実施日：協会委託先と再生処理事業者で調整する。

(7) ①上記(1)①②の場合の市町村の立会い：原則、市町村担当者に特別調査の実施について通知せず、立会いも要請しない。

②上記（１）③④の場合の市町村の立会い：市町村担当者に特別調査の実施について通知し、立会いを要請する。

（８）原則として、評価方法：当該「分別収集物のべールの品質評価方法」に準ずる。

また、個別具体的な異物に起因した事案となる上記（１）③等に該当した場合には、それに見合った確認方法（例；当該の異物サンプルを中間処理として除去できるかの実証テスト実施など）により評価を行う。

（９）評価結果：保管施設ごとの特別調査結果は、協会ホームページに掲載しないが、集計結果を公表する場合がある。

（１０）市町村への対応：市町村・一部事務組合担当者へ連絡し、調査の経緯、評価結果を説明する。

協会の判断で、特別調査結果を市町村・一部事務組合担当者へ連絡しないことがある。

（１１）判定結果への対応

①通常調査と特別調査結果を比較し、著しく差があった場合、市町村に対して乖離理由報告書及び改善計画書の提出と改善の実行を要請する。

②特別調査結果を環境省へ報告し、再商品化合理化拠出金の対応についての判断を仰ぐ。

以上